

明曆延寶時代にあつては人身の賣買が公に行はれて居つた其跡を見るべきものは明曆五年山崎村棟付帳の仕舞に「賣人之覺」といふのが附いて居る夫には山崎村から他村へ賣つた子弟下人のものが残らず附いて居る然るに延寶時代の棟附帳は存して居らん去れども南北名地で調べた處に依ると人身賣買は明曆延寶の棟附帳に見えた限りで正徳享保時代の棟附帳となつたらもう差止められて一人も見えて居らん去れども明曆延寶時代には人身賣買が公行せられて居たものにして本町内に其跡を残したものは昭和三年の今から二百七十三年昔明曆三年の話であるから其積りで見られたい

明曆三年麻植郡々内山崎村棟付御改帳末

賣 人 之 覺

壹 人 久左工門子 七 兵 衛

藏貳拾七

此者同郡々内東山村治郎作方ニ銀子四拾目明曆二年ノ貳年切ニ賣申候本銀之内三拾目御遺捨殘リ拾々本銀返賣置申候

壹 人 口 兵 衛 子 惣 次 郎 ○延ノ惣右工門

同拾八

同村與十郎ニ本銀返百目明曆二年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 太郎左工門下人 傳 吉

同貳拾貳

此者同郡々内東山村治郎作方ニ本銀返シ百目承應二年ノ五年切賣置申候

壹 人 五郎右工門子 喜 作

藏貳拾三

此者以西之郡下町太兵衛ニ本銀返六拾目ニ明曆元年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 彦 兵 衛 子 三 郎 ○延ノ作十郎

同拾五

同村口口左兵衛殿ニ本銀返シ五拾目明曆元年二年切ニ賣置申候

壹 人 安左工門弟 傳 助

同貳拾五

同村太郎兵衛方ニ本銀返シ百目ニ明曆元年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 高鶴 兄 ○當淺吉祖 長 藏 ○延ノ加兵衛 同拾七

此者同郡別枝山與八郎方ニ銀子貳拾目ニ明曆二年ノ二年切ニ賣申候本銀之内拾貳々遺捨殘而八々本銀返シ賣置申候

壹 人 七 藏 弟 金 十 郎 ○延ノ六兵衛 同貳拾五

此者藤川口左衛門下代佐藤彌三左工門方ニ本銀返シ百目明曆元年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 傳 左工門弟 作 助 藏 貳拾九

此者同郡學島村作兵衛方ニ本銀返シ百五拾目ニ承應二年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 善 左工門子 治 郎 吉 ○延ノ傳十郎 同貳拾五

此者同郡之内三ッ島村傳三郎方ニ本銀返シ百目ニ明曆貳年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 孫 作 子 久 三 郎 同貳拾貳

此者同郡之内學村半太左工門方ニ本銀返シ八十々ニ明曆元年ノ五年切賣置申候

壹 人 喜 助 子 仁 藏 同拾九

此者勝浦郡之内傍示村又右工門方ニ銀子六拾目遺捨慶安四年ノ拾七年切ニ賣申候

壹 人 太郎左工門子 傳 助 同貳拾三

此者同郡川島町長左工門方ニ本銀六拾目承應二年ノ五年切ニ賣置申候

壹 人 治 郎 子 宅 助 ○延ノ字左工門 同拾九

此者同郡之内上浦村長兵衛方ニ本銀返シ六拾目ニ承應五年ノ拾年切ニ賣置申候

壹 人 治 郎 子 仁 藏 ○延ノ半左工門 同拾六

此者同郡之内上浦村傳兵衛方ニ本銀返五拾目ニ承應貳年ノ口年切ニ賣置申候

壹 人 治 郎 子 仁 藏 ○延ノ半左工門 同拾六

壹 人 吉左工門子 太郎 助 ○延ノ助左工門 同貳拾九

同村安左工門方へ本銀返貳百拾九匁慶安四年の五年切ニ賣置申候

壹 人 甚 助 子 作 五 郎 同貳拾七

此者同郡之内川島町長左工門方へ本銀返シ貳百目慶安三年より廿年切ニ賣置申候

壹 人 分太夫下人 太郎 吉 郎 同拾八

此者同郡之内三ツ島村助五郎方へ本銀返百拾匁ニ慶安四年の拾五年切ニ賣置申候

壹 人 勘左工門子 良 藏 同貳拾壹

此者同郡之内學島村忠三郎方へ銀子五拾匁ニ承應二年の五年切ニ賣置申候本銀之内三拾四匁遣捨ス

此覺書中に見えないものが本文中に一人ある

壹 人 勘左工門下人 甚 九 郎 藏 同四拾壹

此者同郡別枝山與八郎方へ承應四年ニ五年切ニ賣置申候

上の覺を通覽する

喜助子仁藏は六拾目遣捨で十七年切に賣られて居る

右は年期は長いやうではあるが元銀遣捨といふのであるから年期が切れたら其儘歸れるが他は皆元銀返であるから約束の期限は使はれた上返銀が返せなだから何時迄も遣はれる覺の初に見えたる

久左工門子七兵衛は銀四拾目で二年切本銀四拾目其内三拾目遣捨殘拾匁本銀返に賣られて居る

右は三拾目は遣捨てゝあるから拂ふに及ばんが我拾匁は返さねばならんで年期が満ちても拾匁が出来ななら出来る迄使はれる儀に依つたら一生歸れんから別らん併し年明も短い中には

次郎の子仙藏は本銀返で拾年切、

甚助子作五郎は本銀返貳拾年切、

に賣られ居る此兩人の如きは拾年貳拾年使はれた上本銀が返へせななら歸つて來られん一生向うで使役せられ

たものかも知れん此時買方では約束の期限間は當然使役し期限が切れても本銀を返さなんだ時には返せる迄使役して一生歸へれずすむといふ偏頗な仕方であるが弱者強肉の時代で買はれたものは實に不便の至りである以上は山崎村の者が他村へ賣られたものばかりで其半面には他村から山崎村へ買つたものもだん／＼ある夫れは明暦三年同村棟付帳中に見えたる大家の内に買人として附上げられてある是を上覺に倣うて買人之覺として吹聴すると下の如くである

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳付

買 人 之 覺

壹 人 買 人 へ ん と 歳拾九

此者同郡之内瀬詰村吉三郎方へ本銀返シ四拾目ニ明暦元年の五年切ニ買置申候

壹 人 買 人 忠 四 郎 同拾八

但此者同村庄兵衛方へ本銀返シ銀子百目明暦貳年の五年切ニ買置申候

壹 人 安左工門買人 太郎 助 同貳拾九

此者同村吉左工門方へ本銀返シ貳百拾九匁慶安四年の五年切ニ買置申候

壹 人 喜 之 助 ○延寶ノ喜之助 歳貳拾貳

此者當村助兵衛方へ明暦元年の五年切ニ賣申候

壹 人 買 人 久 三 郎 同貳拾貳

此者同郡之内瀬詰村喜三良方へ本銀返シ四拾壹匁ニ明暦貳年の四年切ニ賣置申候

壹 人 買 人 傳 助 歳貳拾五

此者同村安左工門弟本銀返五拾目明暦元年の三年切ニ

壹 人 買 人 太郎 郎 同拾四

此者同郡之内瀬詰村庄三郎子本銀返四拾五匁貳合明暦元年の貳拾五年切ニ大野佐兵衛殿へ買置申候 以上

山崎村の古い紺屋鍛冶屋と質屋

文化年間程になると瀬詰村にも山崎村にも紺屋、鍛冶屋、質屋の如きは棟附帳に見えて居らんが夫より右くにあつた紺屋には蓬庵の御内入より僅かに二十年後昭和三年の今から三百二十七年昔に山崎村、伊豫から来て紺屋をして居た者に本十郎といふのがあつた本十郎が山崎村へ来たのは慶長八年で蜂須賀家政が天正十三年に入部せられた後二十年後で夫より五拾三年後の明暦三年山崎村の棟付帳には既に死んで其子傳兵衛の世となつては鍛冶屋を止めて居る事が

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳中に

高壹石五斗六升六合

一壹 家 ○絶 傳 兵 衛 歳四拾七

此者之親本十郎と申者生國豫州が當御國へ五拾三年以前に來紺屋仕居申處ニ相果申候右之子傳兵衛當村ニ而御給人戸田長助殿御知行之内ニ而居屋敷被下居申候

壹 人 ○絶 傳兵衛子 太 郎 同拾四

と見えて居るが○符で示した後人の附箋には親もも次の棟附改の延寶年間にはもう絶して居つたが昭和三年の今から二百七十一年昔に當る

明暦三年麻植郡山崎村棟付御改帖に見えたる納屋は

小 家 市之丞從弟 庄 三 郎 ○延寶庄三郎 歳三拾六

壹 人 ○絶株 庄三郎弟こんや 市 兵 衛 ○延寶ノ市兵衛 同貳拾九

此者明暦貳年が紺屋仕御役米壹ヶ年ニ三升宛指上申候

と見えたるものがある親庄三郎は紺屋をして居たものではないが其子市兵衛は此棟附改の前年より鍛冶屋を始めて其後拾七年後なる延寶二年棟付改の時には矢張營業して居たことが○符箋で知らされあるが當時の紺屋は御役

米と稱して自分相應に營業税を納めて居つたといふのは市兵衛の左書に見えたる如くである

次には紺屋が

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帖に

市左工門紺屋 仁 右 工 門 歳六拾九

此者毎年御役米三升宛指上申候

とあつて附箋に絶とあるのは延寶二年の棟付改の時には死亡して居たからである

次に

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帖に

紺 屋 ○絶 利 兵 衛 歳六拾四

此者紺屋仕毎年御役米指上居申候

とある此株も亦延寶二年の棟付改の時には絶家して居た次に山下鍛冶と山下紺屋が

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帖に次の如くある

山下 鍛 冶 作 太 夫 歳四拾五

一壹 家 作 太 夫 同拾八

此者明石鍛冶慶安元年同郡之内學村へ參毎年之御役米五升宛右之村庄屋取立指上申候明暦酉二年ニ當村へ參

居申候 壹 人 作 太 夫 子 八 兵 衛 同拾八

山下紺屋滑津商にて御座候 忠 右 工 門 同四拾五

一壹 家 忠 右 工 門 同四拾五

此者御役米之義毎年六升宛指上申候

壹 人 忠左工門子 金 三 藏 同拾四
壹 人 金 藏 弟 三 同拾三

右に山下鍛冶山下紺屋とあるのは當時御渭津城下を山下と稱し其城下から移つて来たものであるから山下鍛冶山下紺屋と肩書して其出身地を示したもので鍛冶も亦役米を納めて居つたは鍛冶作太郎の左書で別る又忠右工間の肩書は「山下紺屋渭津商ニテ御座候」と見えたは當時徳島城山を渭津城といひ其城山々下の市街今の徳島市を渭津といひ其市街から来た商人であることを示した右の兩名に附箋のないのは死絶したものでなくて延寶貳年の棟付改當時には最早當地を去つて渭津城下又は其他へ移つて當地に居らなうたからである次に土着の鍛冶が

明曆三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳に

鍛 治

一 壹 家 傳 十 郎 ○延寶ノ傳十郎 歳貳拾四

此者當年の鍛冶仕居申候

とある此鍛冶の如きを新開鍛冶と稱して開業して其日が浅いので役米が課せられてない又同人の附箋に「延寶ノ傳十郎」とあるのは延寶二年の棟付當時に矢張傳十郎の名前で營業して居た事を示した

次には交通不便な時代に南方勝浦郡小松島の富豪手束家から山崎村に出店を構へて質屋をして居たもので同上明曆三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳中に次の如く見えて居る

一 壹 家 手束分右工門手代 又 兵 衛 歳三拾八

此者勝浦郡之内小松島手束分右工門手代迄取申出みせ明曆元年の同村罷越居申候

壹 人 又兵衛内遣申候 理 平 次 同貳拾八
壹 人 又兵衛内遣申候 三 八 同拾五

上に見えたる理平次三八兩名の肩書に「又兵衛内遣申候」あるのは手束分右工門の手代兵衛が店で使ふて居る店の若菜丁稚といふことである又手代又兵衛とある手代は番頭と丁稚との間にありたるもので本店には番頭が残つて此出店へは手代が来て居たもので運上即ち營業税は小松島の本店で初めるのでは納めない兎に角今であつたら如何に頼んだからとて汽車汽船の發着地となり大いに發展して居る小松島から當町内へ出店杯はして呉れまいと思へば面白い歴史の跡を留めたのである

殿の賞を得屋敷の主に思れた

山崎村 重 本 榮 助

重本榮助は山崎村の給人村井三太夫の頭人先規奉公人にして嘗て御城内間教書といふのを一冊三太夫の取做で藩主に献上した處が殿から三太夫の手を経て金貳百疋を下賜せられた其時三太夫も嬉しさの餘りに榮助に
麻植郡山崎ノ庄我采地の民御國恩ヲ思依寸忠
(現在戸主町長重本榮助氏藏)

在民友ニ從

君蒙御賞ヲ祝

君恩をあらん

かきまは

わすれ奈よ

かゝ留

御代賀に

松ふそ

嬉し喜

藤原重孝

と寄せられたるに榮助御賞の御請を三太夫の手を経て藩守に畏り奉りし時榮助より三太夫に向けて

千代までも

君のめぐみに

玉物の

光りを

やどす

野地れ

草地露

と返したのは文久元年十二月七日の事にて時の太守は出佐羽竹氏より入りて松平阿波守を冒した重喜であつたので子々孫々國恩を忘るべからずと書遺したる書類の外だん／＼現戸主町長重本榮助氏が藏して居られると其主眼な所を采つて記述した

尙山崎村々役人中取立役中の處を参照せられたい

第 參 編

第 参 編

ご寄せられたるに榮助御賞の御請を三太夫の手を経て藩守に畏り奉りし時榮助より三太夫に向けて

千代までも

君のめぐみに

玉物の

光りを

やどす

野地は

草露

し返したのは文久元年十二月七日の事にて時の太守は出佐羽竹氏より入りて松平阿波守を冒した重喜であつたので子々孫々國恩を忘るゝからすさ書遣したる書類の外だん／＼現戸主町長重本榮助氏が藏して居られると其主眼な所を采つて記述した
尙山崎村々役人中取立役中の處を参照せられたい

第三編

田島制度(上)

附字書抜

豊臣以前の田島制度にあつては高といつても貫高で幾貫幾百文と稱して居つた是は支那明朝の永樂年間に鑄せられた永樂通寶即ち永樂錢が中世澤山輸入して本邦の通用錢となつた夫より永錢(永樂錢)一千文を貫と稱して金壹兩に替へるやうになつたので貫高の稱は起つた夫れを知行の上にも適用した是を稱して分錢の法といつた當時一貫の地は収獲拾石に當り一反は三百六十歩であつたのを秀吉天下に令して天正十七年から文祿四年に至る迄七年間に天下一統の檢地を行はしめ以前に錢を收めて居つた貫高も田島の檢地を行ひ土地の肥瘠と高下に依つて石賦を定めて石高とした石高略して高といふ之は其地の収獲豫定で年貢は此地高を本位に何時迄も定めた收獲豫定に基き徴收せられたもので此時壹反の歩數も前上り六十歩を減じて三百歩とした其後秀吉の命令で慶長八年の間に再び天下の檢地を行はしめた此時出來た檢地帳を慶長檢地帳と稱して其後の檢地は之に倣つて檢地し來つたもので年貢徴收上には存する處の檢地帳に據られて廢藩の前迄存続した本町内には餘り古い檢地帳は存して居らんが最も古いものでは元祿年間ものが存して居るので其時代の檢地帳を起点として檢地の形式内容の次第を記述する

本檢地帳の一例を元祿十三年瀬詰村檢地帳に依つて示すと表紙は黄色縦壹尺横七寸にして次の如き張紙と見出しがある

(中央張紙)

元祿十三年

(左端上訂見出し縦四寸五分横一寸五分の白紙を貼つた中に)

青 下々下島 四畝拾五步
(同所中畧)

同 下々下島 八畝貳拾四步

同 下々下島 八畝貳拾四步

同 下々下島 四畝九步

島數合拾貳町五反三畝貳拾壹步
高合百四石五斗六升六合

同村之内安樂寺青木分

道 東 田 壹畝六步

同 田 九步

安樂寺西 (中畧) 貳町

同 島 三畝拾八步

壹斗三升五合

貳斗六升四合

貳斗六升四合

壹斗貳升九合

九升六合

貳升四合

四升

壹斗八合

一三四

作兵衛

又次郎

忠左工門

實兵衛

金左工門

同 人

五兵衛

彌兵次

(中畧)

西 高 田 貳拾四步

同 下 島 三畝拾貳步

赤 下 島 壹畝

西ノ坂 (中畧) 六步

同 下 田 九步

同 下 田 三歩

同 下 田 壹畝六歩

田數四反六畝拾貳歩

高三石貳斗四升

島數五町壹反九畝九歩

五升六合

貳斗三升九合

貳升

壹升四合

壹升八合

七合

三升六合

太兵衛

善太夫

同 人

德兵衛

同 人

勘太夫

同 人

一三五

高拾八石七斗貳升
田畠合五町六反五畝貳拾壹步
高合貳拾壹町九斗六升
田畠都合拾九町四反九畝
高都合百三拾石壹斗四合

元祿十三庚辰歲拾貳月廿三日

伊月次左工門印 書判
多田分右工門印 書判
多田源右工門印 書判

上の檢地帳中本村分の上々島、上島、下上島、下々島杯といふのが見え安樂寺青木分に小田といふが見えて居る此等は等級と目安を示したもので當時は田でも島でも其等級は當郡に等級杯とは云はずして矩(かね)といった其矩を上中下の三段に別つた上に上中矩を各三矩下矩を四矩に小分して通じて十矩としたのは下の矩別の如くである

上	矩	中	矩	下	矩
上々田(島)		中上田(島)		下上田(島)	
上田(島)		中田(島)		下田(島)	
上下田(島)		中下田(島)		下々下田(島)	

次に上の檢地帳中本村分の初に

南島 下 上 島 四畝貳拾七步 貳斗九升四合 與市兵衛

とある肩書南島は字下上島は矩四畝貳拾七步は其他の反別、貳斗九升四合は其他に石盛せられた地高即ち御定の

粃米收穫高で島であつても年貢が米納本位であるから斯く解せりばならん下の名前は檢地を受け時に持つて居つたもの、名前で之を稱して名負といつた此名負與市兵衛の名前は子孫が持續けずして他日他人の手に渡つても此名前は何處迄も取消されない永代名であるのは後に示すとして矩の上下を順序正しく排列したものを矩揃(かねそろへ)といつた上の檢地帳中本村分の奥に次のやうな矩揃が見られて居る

上々島壹町九反七畝貳拾七步	壹石三斗代
上島壹町七反三畝拾八步	壹石貳斗代
上下島四反三畝拾五步	壹石壹斗代
中上島九反拾貳步	壹石代
中島壹町貳反三畝貳拾四步	九斗代
中下島壹町七反壹畝貳拾四步	八斗代
下上島壹町六畝拾五步	六斗代
下島六反七畝九步	五斗代
下々島壹町壹反七畝拾貳步	四斗代
下々下島壹町六反壹畝拾五步	三斗代

上に見えたる矩揃中上に見えたるは矩の順序次に見えたるは當町瀬詰村にあつた各矩に對する總計島地の反別、其下に何斗代とある代は「しろ」と讀んで其矩一反歩から收穫されると定められたる豫定の收穫粃量である

元祿十三年瀬詰村檢地帳中に

どうけん 上 島 六 畝 六斗貳升 六 兵 衛

とある下に次の如き附紙がある 此六畝六斗貳升享保十年同村吉藏方孝吉祖父金左工門方へ讓取孝吉方寛政七年同村勘右工門方へ五年切

代米拾石賣ニ付加判有肝煎覺右工門

上に見えたる「ごうげん」上島六畝の名負六兵衛の名負主の子孫が他に譲渡して其後他人の手に渡つても名負六兵衛の名は永代變らん夫れで上のやうな附紙せられた譯である他は皆類推して知られたい「とうめん」は何故佛堂位のものに供養に提供した爲に免租地であつたであらう

次に字地は時代を経る程少くなつたもので昔は随分多くあつたは次の字地抜書に依つても知られたる字地書抜

元祿十三年瀬詰村檢地帳地字抜書
南島、壹里松、壹里松西、壹里松北、長地、地藏前、南玄やうく、喜來岸ノ上、原ぶち長地北、西浦、西喜來、西崎、西喜來南西喜來西、西喜來東、すいしはな、すいしはなすみち、ごうげん、後、中村、中村東、中村西、湯立、湯立東、湯立西

同村之内安樂寺青木分字抜書

道の東、道の西、青木北、全上西、全上東、安樂寺南安樂寺北、安樂寺西、安樂寺北、安樂寺丸、全丸東露谷、露谷上、露谷北、安樂寺道の東、全上西、西また、楠田南、丸田前、長尾谷、たうさこ、むねた、こもいけ、西、こも池山西ノ坂

次に享和二年瀬詰村檢地帳で帳の仕立は前の如くで表紙と内部の記帳の姿は下の如くであるが初は東に喜來村次に瀬詰庄湯立村とあるのは慶長檢地の時で慶長年間には喜來村も獨立村湯立は瀬詰庄内での獨立村で湯立村と見えて居るは都會で此處で述べて置く

(表紙)黄色

阿波御國麻植郡
瀬詰村御檢地帳

(内 部)

東には喜來村

阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村

居屋敷	同所南	同所	道またけ	在島	徳六はたけ	しやう地	宮ノ北	西つくだ	同所	同所	同所	己上	高千貳百五拾八石貳斗三升九合七勺	田方三町貳反四畝壹歩
阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村	阿波御國麻植郡内瀬詰在湯立村
貳反三畝拾歩	壹反	壹反三畝	七畝拾五歩	貳反四畝	六反	五畝拾歩	四反五歩	七反六畝貳歩	壹反	壹反	壹反拾六歩	上	高千貳百五拾八石貳斗三升九合七勺	田方三町貳反四畝壹歩
上々島	上々島	上々島	中下島	中下島	下島	下島	中下島	上島	上島	上島	上島	上島	高千貳百五拾八石貳斗三升九合七勺	田方三町貳反四畝壹歩
三石三斗三合	壹石三斗	壹石三斗壹升三合	壹石五斗三升	壹石五斗六升	貳石七斗	貳石四升	貳石六斗壹升	七石貳斗八升	壹石壹斗	壹石壹斗	壹石三斗五升五合	左衛門四郎	高千貳百五拾八石貳斗三升九合七勺	田方三町貳反四畝壹歩
同 宮 寺	同 宮 寺	甚 太 夫	與 九 郎	甚 右 工 門 市	神 宮 寺	與 九 郎	神 宮 寺	左 工 門 四 郎	新 四 郎	新 四 郎	左 衛 門 四 郎	左 衛 門 四 郎	高千貳百五拾八石貳斗三升九合七勺	田方三町貳反四畝壹歩

畠方居屋敷百五拾六町三反三畝貳拾步

慶長九甲辰年霜月 日

右者慶長九年御帳之寫

御山御帳ニ談合與書加へ置者也

江口官兵衛
林茂十郎

享和二戌年四月

上に見えたる高、田方、畠方、等は慶長九年の檢地帳に見えたるものであるのは「右者慶長九年御帳之寫」とあるので解る又「御山御帳ニ寫談合與書加へ置者也」とある御山は徳島城山で同城山の櫓に實際の慶長九年檢地帳の寫を奉行に願つて請取り歸つたものである

尙上に見えたる二人の奉行は御藏奉行で阿波藩時代の檢地に關する奉行は總て御藏奉行が兼務である又間竿で檢地をするのを一つと云ひ又當るといふ夫れで檢地をせない地面を不當地といひ檢地の仕直しを打直(うちなほし)いつた次に掲ぐる打直檢地帳は其跡である

貞享四年麻植郡山崎村高之内打直御檢地帳

宮ノ北	下上 畠	四畝貳拾四步	貳斗四升	加左衛門
市ノ西	下上 畠	壹反七畝九步	五斗六升五合	徳兵衛
宮ノ北	下 畠	八畝	三斗貳升	六之丞
(中 畧)				
い内木共	下上 畠	貳畝拾貳步	壹斗貳升	孫右工門
同 所	下々 畠	四畝六步	壹斗貳升六合	同 人
(中 畧)				
かくれ谷	下上 田	三畝三歩	貳斗七升九合	惣左工門

山神谷

(中 畧)

下々下田

拾五步

三升

十左工門

いさり岩

下々下畠

壹畝

貳升

彦左工門

同 所

下々下田

貳拾壹步

四升貳合

同 人

(以下同人名負中略)

城 谷

下々下田

貳拾壹步

四升貳合

同 人

同 所

下々下畠

五畝拾五步

壹斗壹升

同 人

新林ノ内

下々下畠

壹反五畝

三斗

喜平 人

田數七反三畝九步

高六石三斗三升

畠數拾三町三反四畝拾五步

高七拾三石壹斗四升三合

田畠合拾四町七反貳拾四步

高合七拾九石四斗七升三合

附

内

壹石五升壹合當卯ノ秋ノ御年貢成

貳石壹斗壹升來ル辰ノ同斷

三年

同己ノ同斷

紙

請夏秋納升三ツ五分成

麥懸リ先之通り

貞享四丁卯歲三月廿八日

伊月六郎兵衛印 書判
阿部忠右工門印 書判

右の檢地帖に於ては外は別段説明する必要は認めんが肝腎なのは附紙の處であるから次に説明する

最初に「壹石五斗壹合當卯ノ秋ノ御年貢成」とあるのは古く作つた處であるので檢地の濟んだ年の秋から此地高には年貢をかけるといふので次に「來ル辰ノ同斷」とあるのは貳石壹斗壹升又ハ地高には今年からは懸けん來年かける又「三年丈は一年延はして去來年から懸けるといふやうに檢見奉行(御藏奉行兼務)の見込を以て直ぐ懸くべきもの」と後に懸くべきものを區別せられた

「請夏秋納升三ツ五分成」とあるのは夏秋納の年貢率を定めたもので「三ツ五分成」とあるのは此檢地帳に擧げたる惣べての地處に對しては其高の三割五分を年貢に取るといふのであるが當時の年貢取立には「二延べ」といつて三割五分に三割五分の二割を足して四割二分を徴收して居つた「麥懸先之通」とあるのは先に何程課して居つたかは解らんが壹斗懸とするならば夫れ丈米年貢の代納を許したもので此麥の代納は大麥ならば皮を着て居るから米の七掛裸麥なら八掛といふので取立て、居つた

字 拔 書 ぎ

貞享四丁卯歲麻植郡山崎村高之内打直御檢地帳 字拔キ書

宮ノ北、市ノ西、關ノ本、西ノくわ、い内、大石、家ノ上、てんのうノ下、い内ノ西、守内、寺ノ東、寺ノ西、寺ノ上、西谷、藥師、くはた石、うしや石、ながれ、やしき、大坪、宮ノ島、宮ノ島ノ西、石佛、川原田、としノ本、山下、坂谷、山玉、ひよし、岩戸、東くぼ、てちかへ、山ノ神前、石つのかぼ、寺ノ北、宮ノ島西、大川ぶち、松ノ本、松ノ本東、松ノ本西、大北前いて、柳ノ籾、中はり、天神東、大島、大川ぶち西、天王、長尾、坂田、坂口、つかあな、こんとの木、玉池、山神谷、いきり岩、かべ岩、城谷、新林ノ内

當時の田畠は永代賣といふのはなくて讓渡といつて居て其仕渡し証文は子孫に至つて公事が起つてはならんといふので六ヶしく認めた夫れで名負は讓方の方であつても次の檢地があつたら讓受人の名負にして呉れ決して違存

は申さんといふやうに認めたは次に懸ける讓渡書物の内容を玩味したなら直ぐ解る (重本榮助氏所藏)

讓渡申島地書物之事

北須賀本地壹反八畝拾貳歩之内

一下々下島

五畝貳拾歩

米麥壹升五合三勺

藤 二 郎

右ハ麻植郡瀬詰村嘉永六丑年仮御檢地之内私扣島地ニ紛無之候然ル所其方無據子細有之ニ付右島地此度其方へ讓渡申所實正ニ候然ル上ハ來西夏ノ御年貢地役共處並ニ其方ノ可被相勤候右島地仮御檢地御帳ニ引合相違無之貳重讓賣地質物等ニモ出入不申外ノ故障無之ニ付所之與頭庄屋五人與加判相頼讓渡申上ハ我等子々孫々到迄毛頭違乱無之候此後御檢地有之節ハ其方名負ニ可被請候依而島地讓証文如件

瀬詰村島讓主 三 太 夫 印
同村五人與 長 左 工 門 印
同 源 三 助 印
同 勝 三 郎 印
同 久 兵 衛 印
同村與頭庄屋 安 部 豊 三 郎 印

万延元申年十月

山崎村いのとの

檢地には本檢地打を檢地の外に新開檢地といふのがあつた之は本檢地があるまで年貢取立の都合上から新に開いた地所に對して檢地をして開いた時から若干年の間は無年貢で作らせ其年限が過ぎたら年貢を懸けるといふ仕組であつて其地は開いた者の永代地として下渡される之を稱して名田といつた此名田が後に名負となつたのである次に新檢地の例を示して必要点を説明する

其 一

元和拾年瀬詰村新開御檢地帖

湯立村
前ろや 下々 島

壹反四畝拾五步
三斗三升
貳反拾六步
四斗九升六合
五畝拾步
壹斗三升
壹反五步
貳斗四升五合
九郎左工門
甚太郎
孫太
左工門

(中 畧)

右之島新開數拾七町四反貳畝壹步

高五拾貳石貳斗五升壹合

右之田新開數三反九畝拾四步

高壹石壹斗九升五合

右之田出目數壹反貳畝拾五步

(符箋)ノ口町九畝九步

右之島出目數四反五畝拾三步

右之田島反數合拾八町三反九畝拾三步

此高五拾六石壹斗九升五合

右之桑數貳拾本

高六升

右之上木百四拾三本

高壹斗四升三合

右三口高合五拾六石三斗九升八合

(下 畧)

本地三反貳畝拾九步出

高四斗四升

元和十一年生地

高壹石三斗九合

以上

其二

寛永十三年麻植郡山崎村新開御檢地帖 △ハ符箋

(上 畧)

せいの焼	下々	島	貳反五畝	五斗	彦	作
同所	中上	島	三畝二十四步	壹斗五升貳合	三郎	右工門
同所	中	島	四畝二十步	△川成貳斗三升三合	新	右工門
同所	下	島	四畝七步	△川成貳斗三升三合	新	右工門
同所	下	島	壹反六畝二十步	五斗	久	左工門
同所	下	島	四畝七步	△川成壹斗貳升七合	十	右工門
同所	中下	島	八畝十七步	△川成三斗四升三合	彦	右工門
同所	中下	島	五畝十五步	貳斗貳升	五郎	右工門

(中 畧)

田數合壹反九畝九步

分米七斗五升六合

島數合八町六反五畝貳拾八步

分米貳拾四石貳斗壹升

桑木八本分米貳升四合

田島合分米貳拾四石九斗九升

右之内八反五畝拾貳步

高壹石九斗三合

寛永拾貳年開

寛永拾三年二月廿三日

安宅平兵衛 (花押)

近藤谷左工門印(花押)
 多田彦左工門印(花押)
 川端實右工門印(花押)
 伊月實右工門印(花押)

山崎村 政 所

此御帳上紙並初之壹枚切損無之ニ付御山御帳寫候て補置物也

享和二戊年四月

澤口官兵衛印
 林茂十郎印

右の檢地帳中には△で示した役人の附箋の如くに後世水害で川となつた處がだん／＼見える之は後に嘉永年間愈上りとなつて檢地を受けることゝなつたことは後に掲げるとする

其 三

麻植郡瀬詰村新開御檢地帳

かけの上	下	島	二升	分	之	丞
同 所	下	島	壹升八合	同		人
前川ふち	中	上島	貳石三斗八升五合	義		助
同 所	下	上島	八斗三升六合	同		人

(符箋)右貳棟當己夏

島數合七反六步

高合三石貳斗六升九合

(符箋)請夏秋納分四ツ成

麥高石貳斗四升懸

内三石貳斗貳升壹合

當己夏御年貢成

同四升八合

來午夏御年貢成

元文貳丁年三月 日

東條官左工門印(花押)
 伊月與一右工門印(花押)
 安藝新治印(花押)
 山添賢右工門印(花押)

上に掲げた三例が新開檢地帳に就いては既に説明した外に格別説明しなくても是迄記述して來た處で解るであらうと思ふが新開檢地は本檢地でないから新に開いたが更つても名田主や名負主の子孫が死絶したなら之を散田として關係あるものより願出たら他に故障のない限り願人の持地として下渡される次に掲げる處は子孫の死絶した散田を下渡された例である

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟附人數御改帖

太田熊三郎頭入百姓

小 家 嘉之次忌外

太

歲三拾壹

此者當村同御給人様頭入百姓伊左工門三男ニ候處御同人様頭入百姓宗平後家享和二戌年相果男女子無御座絶家ニ罷成候ニ付伊左工門義同小家ニ因テ以引受罷在三男慶太ヲ以右散田ニ仕付口年忌吊等仕居申此度棟付御取調ニ付不行着之段奉恐入有体申上尤村中故障も無御座ニ付居懸散田仕付ニ奉願候處御詮儀之上御別儀を以御聞届被仰付右御給人様は散田冥加金被召上御居御証文被下置御郡代赤川俊吉様御見印頂戴仕宗平後家散田仕付ニ罷成候

右の散田は冥加の献納で下渡されて居るが冥加金とは下から願つて聞届けられたる事件に對して納附あるもので

上から懸けたる課税でない之に對して上から懸けたる課税を運上金といつた
又嘗て水害を蒙つて川成即ち川に成つて居つた地面が年經で愈上(いへあがる)つたら檢地を行ふて課税せられて
次に掲げる帳簿は其跡である

其一

元文四年瀬詰村愈上り改帳

大下	スハノ前	壹	反	七	升	儀	助
大下々	同地	壹	反	五	升	同	人
大下	同所道越テ西	壹	反	七	升	同	彌兵
大下々	同地	壹	反	五	升	同	兵
大下々	同所西北	貳	畝	壹	升	治	五郎

(中 畧)

反合壹町壹反四畝貳拾壹步

高合六斗六升貳合三勺

此麥貳斗八升九合三勺

秋米壹斗九升貳合九勺

(符箋)二口米合壹斗九升五合三勺

他夫銀貳匁六分也

天保二卯年四月

元文四年未ノ五月廿七日

南 賢 五 工 門 郎
笠 井 善 右 工 門

右者稻田九郎兵衛殿檢知地改帳寫與書加へ相渡置處如件

天保三辰年十一月

右帳面に見えたる大下大下々とは下よりは少し上、大下々は下々の矩よりは少し上であるといふのである

其二

嘉永六丑年三月山崎村御藏御給知人組愈上仮御檢地相附帳

西ノ久保理外植附東道幅半間 下々下畠 壹畝拾五步 庄 左 工 門

同 處 下々下畠 三畝貳拾壹步 兵 庄 左 工 門

同所東道幅壹間 中下下畠 貳 畝 佐 次 右 工 門

(中 畧)

田數七畝拾貳步

畠數九町四反貳拾四步

田畠九町四反八畝六步

米拾四石九斗貳升六合壹勺

麥拾四石七斗壹升六合

右者先達仮御檢地場所御藏給知人組愈上リ竿不當とも當作人持懸之通畝面改直被仰付ニ付相附帖讀合與書加
エ置者也

嘉永六丑年三月

鹽 田 幸 藏 印
川 田 勝 郎 印
伊 月 萬 之 助 印

上ル京樹とあるのは年貢米を量るに用ひた定の樹で當時民間に用ひて居つた樹には江戸樹、京樹、田舎樹、杯があつて多少容量が違つて居つたが年貢米を量るのには京都の樹座で出来た京樹より外のものを用ひることを免されなんだ京樹は内法五寸四方深さ二寸七分の一升樹を用ひることを率とした
次に説明して置くのは阿波藩時代に於ての年貢率は地面の上下に依つて色々違つて居つたが平均したれば豊臣氏の六公四民即ち出来の六割を上を取つて百姓には全上四割しか取らさなんだといふのに對して四公六民即ち上へは四割下へは六割を取らずといふのであつた夫れでも藩には差支がなかつたといふものは蜂須賀家政入部以來世々の藩主は時代の趨勢とは云へ開拓事業に注意して仕舞には世には廿五万石といふれた殿の實際の持高は四十万
余石にも上つて居つた之は徳川氏に知られん所得であつたが爲にして下民に取つては有難い待遇であつたといはればならん年貢の話は此位にして置いて此時代にあつては籾は民有のものではなくして藩有のものばかりであつて之を開いて作地とするには下から願つて開いたものの上から命じて開かせたものがあつたが何れにしても開き上げたら籾開檢地をして新開檢地と同様の扱をした次に斯うして出来た籾開地帳の一例を出す

麻植郡山崎村籾開御檢地帳

宮 前 上々 畠 壹畝三步

壹斗三升貳合 愛 之 助

寛政七乙卯歲三月 日

阿部 紋 右 工 門 友恭書判
野 田 益 太 郎 佳友書判

(以上)

以上の如くにして寛政五年から文化十三年の間に出来た藩史阿波志の土田の條に山崎、瀬詰兩村田畠模樣が次の如く見えて居る

土田の條に

瀬 詰

上等陸田十分之三 中等十分之二
下等十分之二 水田十分之三

山 崎

中等陸田十分之五
水田十分之五

森 林 制 度 (上)

阿波藩時代の林務は一般世務と區別し獨立して他の率制を受くることなく局に當る吏員其力を林務に専らにしたので保護取締遺憾なきを得て其成績見るべきものがあつた當時大切に保護せられたものは藩有林して其内御手林といふものあつて樓殿造營修繕、造船の用に充つるが爲に良材と稱する槻、楠、榎、杉、松、檜の八種は藩用外は一切伐採するを免さず之を鎌入らず又鎌止林と稱したと又人民の請願により貸下げられたものに常請林と云ふのがあつた此山林には眞木と稱して樅、榎、榿の四種の生する地に限り年若干の常請銀と稱す料銀即運上銀場合に依ては其部を麥で納めることもあつたが常請林といふて民林でないから上本下草伐取め外は猥りに切取ること免されず且藩用なる時には返地を命じた此常請林が松生山であつたら種松と稱して一反歩に五十以内を存置せしめ返地の際併せて上納せしめた本町内の山は深くないので鎌止林の如きは無かつたやうに認めるが常請林のあつたは次の檢地帳に依つて知られる

寛政十年麻植郡山崎村名負林御檢地帳

坂田浦御林榎稻干場

下 林 貳反三畝

床銀九匁貳分
定請銀四匁六分

茂次郎 兵左衛門
元次郎 工 丞郎

(附 紙)

此株文政貳卯年四人之者
瀬詰村万助方へ讓渡ス

同所ノ上

上林 壹反

床銀五匁
常請銀貳匁五分

又 四郎

同所

中林 三町壹反

床銀七百七拾八匁七分
常請限七拾七匁五分

坂東 印 村 中

町數合三町四反三畝

寛政十戊午年十一月 日

坂東 三右工門口 政常書判
大 山 熊 助 茂平書判

右の檢地帳では山床銀を即納せしめて其後は年々常請銀を上納せしめてある
又古くは次のやうなものもあつた
元祿十五年瀬詰村竹木請御檢地帳

船戸八郎左工門 敷

上々上 壹畝三步

銀子六匁九分六厘
此麥七升貳分四勺

孫五左工門

古居 敷 西 中

拾五步

銀子貳匁壹分壹厘
此麥貳升貳合

次左工門

長右工門やしき

上 六步

銀子壹匁壹分
此麥壹升壹合四勺

善太夫

きしノ上

中 下 拾貳步

銀子壹匁五分貳厘
此麥壹升五合八勺

庄兵衛

(中 畧)

反合五畝貳拾壹步

銀子合貳拾五匁七分六厘

麥合貳斗六升七合九勺

秋米壹斗七升八合六勺

上々上反合壹畝三步

銀子六匁九分六厘

六拾三匁三分代

此麥七升貳合四勺

麥六斗五升八合三勺代

(中 畧)

中掛升反合壹畝拾五步

銀子貳匁貳分五厘

拾五匁代

此麥貳升三合四勺

麥壹斗五升六合代

種 野 山 里 岩

此 木 山 拾八町

銀子五拾四匁

元祿十五年分納ル

「同三拾圓

同百貳拾六匁

三口合貳百拾匁納リ

内 五拾圓

殘而百六拾目

右ハ文化六己年分上木相生下艸相無生不申ニ付△△共難澁候旨願出引遣候

天保貳卯年四月

「」ハ張紙

元祿十五年卯月廿六日

一五四

沼田加右工門
奥村助右工門
三宅孫之丞
大谷兵次郎
遠藤茂七郎
藤田辨右工門

外ニ船戸ノ東すわノ社地
大下 貳畝貳拾壹歩

麥壹升壹合九勺
米七合九勺

清兵衛

文化四年卯八月ニ約束書ヲ以惣氏子中エ讓渡尤代銀金壹兩ニ相渡御年貢之義ハ時々村中カ上納仕筈ニ相
究申候當テ惠一郎虎之丞右株此度瀬詰村エ出繼之砌地株夫々相行着候處帳面ニ相顯不申指當リ出來事帳
面等ニも相見不申候得共夏秋年貢上納成申土地之義故類地引合ヲ以畝高相究置候事

文政十亥年八月晦日

右ハ稻田九郎兵衛殿拜知地改帳寫奥書加へ相渡置所如件

阿部半右工門
多田分右工門
川田泰之丞
岸彌平
麻植郡瀬詰村 庄屋五人組方へ

天保三辰年十一月

右は竹木混淆で常請銀は銀子で納めるを本位として麥の代納をも許してある竹即ち籾に對しては格別八鎌しくい
つたもので常には籾下見があつて制道し秋の竹切出し時には御奉行兼務の籾奉行が出張して來て見分の上切出せ
させて望の者に拂下げ春の筍時も遙々出張見分上觀に置くべきものは手を觸ることを許さず其他分は相當の運上

銀で食料品に拂下げさせた位であつた

以上の外貸下林にも色々あつたが其あつた跡がないので省略して貸林でも妾に伐採して藩制を犯した者は贓品又
は日用具を沒收し樹木の價格に對する十倍以下の罰金に附し甚しきは被害者に於て犯人を棒杭に縛し一夜又は數
日其儘に捨置如き私刑の執行をなすも默許したるが如きは峻嚴苛酷に過ぎたる嫌はあつたが貧村に於て橋梁等土
木工事の費用を辨すること能はざる場合は藩有林無代で下渡し凶年には村役人の申出により藩林を伐採して臨時
授産の法を講ずる等寛嚴宜しきを得たる處もあつた

事は少しく前後をしたが凡常請林、宅地其他に於ても藩用木として寧、楠、松其他造船用及び軍用に供せらるべ
き樹木は保存する爲に奉行出張の見分の上藩に墨付け歸つて其成木を害し成木を傷ける等の處行ある事を禁じた
當村の藩林番には地方代官（中古林方奉行と稱したもの）が藏奉行兼務にして山林一切の事務を總理し其下には手
代あつて森林上に關する庶務を執り檢見役あつて下の請願に依つて拂下の際檢地をなし草木の栽培手入仕成等の
事業にも關係した此外色々あつたが省略して忘るべからざる綱積役で一種の出納官であつたが吉野川筋川下げ竹
木分一銀取立の爲出張した尙分一銀といふのは價格の四分一とか五分一とかの運上銀を課するより起つた名稱で
ある

年 中 行 事

民間で昔から行はれ來つた年中行事は古く當地にあつた故事古式が知らず識らずの間に於て先人からだん／＼と
後人に傳はり來つた自然に心から心に移して今に至つた不文のものであつて郷土史研究上には忽にすべからざる
ものであるので昭和三年の今日七十七歳になる結城茂八郎公瀬詰で六拾七歳になる篠塚藤公の兩氏に子供の時に
行はれて居つた處の年中行事をと願つて聞得た處のまゝ本町内に共通すべく編して次に掲げる

正 月 行 事

元 日 休 業

若水行事名の通り

1、一番鶏が歌へば主人或は年男が新年手桶に輪注連をかけたものと提燈とを持って井戸に行き明方に向ひて若水を迎へて歸る

2、其水で主人から且下の者へと順序正しく手水を使ふ但し祖父祖母其他主人の敬ふべきものあれば顔を洗ふは主人より先とす

3、顔を洗へば恵方棚の下へ行き神を拜し三方を戴く

(二)大福祝

若水で沸した湯を目下茶筌でたてた挽茶を大福茶碗に受け焼いた餅串柿杯を茶受として順々に祝ひ飲む

(三)雑煮

地芋、餅、菜(まなこ)を混じて味噌汁で焚く人神棚へは小さく切つた餅と雑煮の中の芋菜を折敷に入れ夫に大根なますに「いのこ」を載せたるものを神酒と共に神棚に祭る

(四)雑煮 本膳カズノ子大根なますを附けて一日酒を汲みかはして祝ふ

(五)晝ハ餅を焼いて食さし位で別に變つた膳立はせん

(六)夜ハ本膳飯、平に汁煮位を附けて同祝ふ酒もたべる

二日 休業

(一)鶏が歌へば起きて多く口うものは雑煮の出來ル迄ニ尋かたわけのもの七十位をなひ神棚に祭り他日此繩を以て藍麥をたばねて括るに用ひる

(二)朝起きたら三日間茶を沸して餅で飲む

(三)雑煮、神酒、社祭、本膳、一同祝ひ食すること前日の通り

(四)晝初馬の乗、初絢切繩を絢初めをなし

(五)此日すつたらほうも來るが三日の間は握つてでも入れんといふことになつて居るので其他の賤民物貰ひに來

るご少し

(六)此朝村中年禮廻り株内其他残らず三日迄ニ村中廻り仕舞ふ

(七)晩節前日の如し

三日 休業

(一)朝の茶請雑煮神祭其他前日の如し

(二)此日醫者寺等へ禮に行く

(三)晩節前日の通り

四日

(一)神沸し豆菜豆腐米を味噌入に焚き神に祭り家内一同食する

但(下げたもの)(山の口明小枝とも刈つて歸る)

(二)此日より正月中三番叟蛭子舞なしおふく杯の物貰ひが來る

(三)此日より遠二日の親類其他懇意の内へ年禮に行く

六日

年晩さて節神酒其他三日の晩の通り

七日 七日正月して休業

(一)松、(まな大根かぶら杯七種)味噌汁に焚きて餅をそへ神に神酒と共に供へ一同七菜汁を祝ひ食す

(二)晩節前々の通り

十一日 休業

(一)帳とち朝と右餅を搗き鏡餅となし雑煮にそへて神に神酒と共に必ず一同祝ひ食す

(二)晝はぜんざい晩は簡前々の通り

十四日

(一)朝は起き初とて麥の口を挽き神棚に神酒と共に供へ一同も祝ひ食する
(二)晝は小供が錢指すを持つてお祝ひさうに廻り夜は若衆が色々の二伽をして廻り餅を貰ひて歸り其餅で何んでも拵へ食すれば夏病みをせんといふ

十五日 上り正月休業

(一)一番鶏が歌へば起て前日貰ひもらふた餅をたき神に祭り神送りする

(二)夫れが仕舞へば留守居一人の外皆々氏神参りに行く

(三)晝はごもく鮓を拵へて一同食す

(四)廿三夜大師講トロ全じであるから以下省略する命長う葉すぼき神に供ひ箸二せんと家中の箸を吸付けに下へ下へさして何處にてもをき内の木にかけて置く

但正五九の月々同様△は省略する

二月

(一)彼岸入(秋全様)位牌を床に出し祭る

(二)地神祭(社日)餅搗き神棚へ祭る地神祭(八幡社の)へ参り行き大夫より供餅神酒等を戴いて歸る秋亦同じ

三月

三日 雛祭雛段飾り桃花△△△挽粉ひしの餅△△むき△△を祭る子供ぼつ／＼遊山に行く

(二)女の子の初節句祝に名を呼ぶ

廿一日

(一)聖御影會大師の縁日中大切なる休で真言宗の内では餅を搗いて供へ大師参に行く

(二)餅は他宗の内配る

四月

八日

佛生會 天道花甘茶香水白佛言新玉の歌杯を書いて出口／＼の柱にさかしまにはる

五月

五日 休業

(一)幟節句宵より菖蒲又萱杯で屋根を葺き皆は柏餅赤飯すし杯を拵へ節物に神酒を添へて神に供へ一同祝ひ食ふ

(二)男の子の初節句客をする

廿三日 夜大師講正月の通り

六月

七日 土用入り團子をのこうさんに祭る祇園祭講中廻番の内に來り饅餡を拵へ神酒を供へ直會の酒うんごんを戴く

十五日 休業

八幡宮の裏祭スシ位を拵へ業を休み一日祝ふ晦日より七月晦日迄新佛三ヶ年高灯籠を釣り手向ける

七月

六日 七夕祭(六日晚)より笹に短尺をつけ小麦團子十八茄子なんばきび杯を祭り寺子は師匠の内へ禮を持つて行き宵スシ夜中そう免を振廻はれる

七日短尺を川に流して歸る

十三日

小供が精靈小屋さしへ小しみ酒杯を買ひ自分等も食ひ見に來た者にも遣ス水棚佛祭古い位牌を床に出し一所に

机の上に供へ晩にそうめん祭り念佛を唱ふ晩にはさばを親のあるものが食す

十四日 休業

前日同段休晩にはさばを用ゆること前日の通り

十五日 休業

佛を△△△を△△祭り人間の益とて一同休業

二十六日 夜

月見土手の五月見さんざい大派積み

八 月

朔 日 八朔祭り△△る晝すし晩は其△りを食ふ

十五日 氏神八幡祭客體すしかきませずし

九 月

小祭(廿七日諏訪祭)

朔 日 春日大明神祭客も澤山来る

九 日 栗菊節句

二十三日 夜正月五月の通り

十 月

(二十日)大師御講

亥ノ子祭 子供がわらばてたゝいて夫れから△△をやる石かゝりどんくつくお亥さのよう一、にたわらふまいて二、二つこり笑はいて三、にや酒送らいて四、世の中よいやうに五、ついつももの如くなり六つ無病息災いに七つ何事ないやうに八つ屋敷を打廣げ九つ小倉をたて並べ十でとつくり治つたいとうたへいとうたへ云ふ三度位たゝいて廻つていた家には菓子を出す

十一月 (霜月)

二十四日 お衣かへあづきかい晩に一同戴く

冬至 家に依り鏡餅と御酒を神に祭り此日南瓜をたいていたゞくと中風をせんとて實行する

十二月

大晦日

(一)大節季掛約め提灯夜明かし家々夜通しねんといふ風あり又夜中に運氣そばを食ふ

(二)神棚釣り日暮迄に神棚釣りて一五三の注連を飾り橙巻鯛かけ鯛串柿うら白其他大根鏡餅を供へ年徳神のかけじをかけて祭り灯明は朝迄油をつきくして祭り置く

警 察 治 安 (上)

阿波藩時代に於て警察治安に従事したのは郡代所の任命で地方にぼつ／＼置かれた郷目附と郡代所した同心杖突、同心等か其主となつて受持區内を巡按して非違を察して之を糺した外には庄屋、肝煎五人組杯も加りて加勢をしたが村に置かれて罪人探偵盜賊召捕其他の特別刑事に従事して居たものに番非人といふのがあつた番非人略して非人といひ捕棒持つて夜警に廻る傍輩を探偵して居つたが其着物は黒に染たるもの帯も亦其通りで日傘雪駄を用ふることを免さず雨具は竹ノ子笠の外は用ふることを免されず其身は瓦一枚を置くを免さん蒲鉾小屋に住んで婦人は取上髪に黄揚の櫛と極られてあつた位であつて夫は節季に「せきぞろ」妻は正月に鳥追に廻つて共に持内の人家に附いて食物を求めた外には平生妻が持場や人家に附いて貰つた食物で一家露命を繋いで居つた夫れで乞食の別稱迄もあつた位で茶釜扱や穢多の如きは棟附帳に附上げられてあつたが番非人には棟付帳がなかつた位の賤民で下り者として平民社會と伍するを得ず軒より内には這入を許されなんだ其上子孫の繁殖上にも制裁あつて男女二人の外は育てることを許されなんだ之は子が澤山出来ると親が探偵して居る盜賊其他の罪人に密告するものが出来るといふのであつた此系統は罪ある浪人の罪を免して此職に従事せしめたものより起つたもので元を糺せば我々平民よりも上に立つものゝ子孫多い本町内にも此子孫は在るが四民平等の今日云はずと置いて番非人は捕棒持つて夜警に廻るを常としたが郷目附は苗字帯刀御免であつて同心杖突(同心の頭)同心は捕繩十手を懐にして徳島富田橋の北ふところ今「インマヌエル」教會の在る處にあつた郡代所から時々出郷巡廻して來たもので郷目附は夜中に郡代所御用をいつた提燈を携へて居つたが本町内には其跡がないので見ると近在にあつたものに

違ひない

當時の刑罪頗る峻刻にして士分のものに追放、減祿、閉門あり平民杯の無格者以下に對しては火焚、磔、梟首打首、牢舎、四國追放、郡追放等があつたが本町内には打首以上の極刑を受けた跡があつたことは認んが郡追放に處せられたるものには寛保年間忌部公事の失策で山崎村の神主村雲莊太夫が元文年間海部郡へ追放はれ瀬詰村の百姓又三郎が文政年間川田村長士手故障の張本といふので其後牢舎の刑に處せられて牢死したものの外には刑罰を受けたる者の跡を留めたものがない

瀬詰本村と湯立名との築堤爭議

今となつては川敷變更とか築地爭議といへば人皆川田村との爭議であるかのやうに思ふが川田村と爭議が起つたの文政十一年で夫れより二十三年前の文化六年に瀬詰本村と湯立名との間に築堤爭議が沸出した其爭議の要點は本村側では公儀の命令通りに堤の高さを地面より高く築いたので湯立にはそう高く築かれては出水の際に水深く入り人家も流れ牛馬等も奔る難澁を來すから堤高地面切にして貰いたいの故障を郡代所へ申立てたのは其年の六月であつたが本村では其時には最早堤六七步通築立土留りの杭高く打掛けてあるので堤が格別高いやうには見えるが追々堤の高さ杭三尺も上の年でた仕様に引合せ取極めるのであるから餘程堤の高さも低くなるのである夫れに地面切りにして堤の高さが減つた時には小水にも水が打越し本村は亡處に及び人命も覺束ないから上の仰せの如く普請の仕上を仰付けられたいと反訴した此裁判を上より命せられたのは本郡上浦村組頭庄屋近久官兵衛と三島村組頭庄屋入交又右工門の兩人であつたが此爭議は本村の勝利となつて同年六月十九日に片着いた其時の下濟模様は次の如く文書が物語る

(瀬詰石川勝一氏藏)

仕上ル下濟書附之覺

一瀬詰村本村並ニ湯立名惣代之者共被召出被仰聞候ハ西崎堤之義ニ付湯立名ノ故障申立先達而御糺被仰付候得共双方申請下濟不仕不心得之義ニ候何分双方申談(じ)下濟可仕候

湯立名之者共申上候ハ先達而申上候通堤高地面ノ高ク御座候ニ付湯立一名出水之節深ク水入人家浮流牛馬等奔ル難澁仕ニ付下濟之通無御座候何分堤高地面切ニ被仰付可被下候

元村ノ者共申上候ハ御入割被仰付候ニ付湯立名之者共申談候得共堤高地面切ニ不仕作付候而ハ承知難仕旨申談候然レ共彼名ノ六月故障申立候此ハ堤六七步通築立土留之杭高打掛御座候事故堤格別高キ様ニ相見ヘ候得共追々堤高杭之寸尺モ御仕様ニ引合取極メ申ニ付而者餘程堤高モ低ク相成居申候ニ付此堤高減リ候而ハ小水ヘモ水打越シ本村之處ニ及人命モ無覺束一統迷惑仕候ニ付何分御仕様之通御普請被仰付可被下候前顯之通堤高モ石砂落合其上高杭等モ御仕様之通並打揃申ニ付而者高平シ低ク相成候趣然者双方申談下濟可仕候

湯立名之者申上候は堤高杭等モ年々被仰付候哉去月見分候分ハ少々ハ低ク相見ヘ候得共兎角地面ヨリ高ク相見ヘ候ニ付地面切ニ被仰付可被下候堤石砂相メリ高サモ低ク相成候義ニ候得バ最早強ク故障申立候ト雖モ迷惑モ有之間敷聊之義モ相抱リ故障申雖前々本村難澁ヲ不顧モ不本意之義ニ候就中大堤石留リ卷廻シ出水之上猶又隨而堅メト打メモ被仰付候ハ、自然ト高モ低モ可申候右様被仰付義ニ候ハ、是等之所モ相心得一和申談下濟可仕候

湯立名之者共申上候ハ前段之通重々御入割被仰聞隨而堅メ又打メ等被仰付御趣ニ付而ハ此上達而故障申上候段モ恐多奉存候ニ付御取扱ニ相隨可申候得バ右搦メ寸尺如何程ニ御極メ被仰付可被下候哉此段被仰付可被下候

本村之者共申上候ハ前書之通り本村難澁之義候得ハ御結△之内高御下可被仰付候而ハ達而御訴訟奉願上義ニ候得共隨而堅メト搦メ被仰付義御訴訟モ難申上御座候得共過分ニ打搦メ被仰付相減リ申候而ハ水押入堤崩込迷惑ニ百姓共住居不罷成ニ付何分御訴訟奉願度奉存候如何程打メ被仰付候哉寸尺被仰聞可被下候此度堤搦メ被仰付義堤上高下ケモ有之ニ付五七寸之間ヲ以平ニ能搦メ候得ハ堤堅クモ宜敷右様被仰付義ニ候條此段双方得心承知仕下濟可仕候

湯立名之者共申上候ハ右被仰付候而ハ彼是故障申請候段モ奉恐入候ニ付承知仕故障指引可申候然上ハ五七寸之間ヲ以御搦メ被仰付可被下候

本村之者共申上候ハ右様被仰付候而ハ堤五七寸之間低ク相成申ニ付乍聊出水節元村へ水押入難澁之義モ可有御座哉歎ケ敷奉存其儘御指置被下度御願申上度奉存候得共隨而堅メト搦メ被仰付段御訴訟モ難申上右被仰付候段承知奉畏候

右之通り私共手前重々御糺之上御取扱相隨下濟仕上ハ後日少々モ申上分無御座候万一追而右濟口違犯之義於申上ハ私共如何様被仰付候共一語迷惑ト申上問敷候此段百姓共大勢義故私共惣代ニ而連判仕下濟書附指上申處相違無御座候且又村中右様下濟仕和談仕上ハ川田村北島名西島迄之間大川筋堤御普請被仰付被下度御慈悲之上御成下ケ奉願乍恐此段申上候 以上

瀬詰村百姓惣代

龜 市 作
惠 辰 五 郎
住 友 甚 之 丈
佐 藤 龜 藏
太 郎 右 工 門
與 次 平 平
平 次

文化二年丑六月十九日

同村湯立名惣代

辰 五 郎
住 友 甚 之 丈
佐 藤 龜 藏
太 郎 右 工 門
與 次 平 平
平 次

上浦村組頭庄屋 近久官兵衛殿

三ツ島村組頭庄屋 入交又兵衛殿

右之者義和談仕上下濟書附指上申所私於一座承知仕相違無御座候 以上

六月十九日

瀬詰村五人與

新

四

郎

近久官兵衛殿

入交又衛門殿

篤實院の墓石と眠れる主蹟

瀬詰青木大師庵の墓地内に

篤實院淨心義徹居士

天保三壬辰年八月初七日

俗名 石川又兵衛

施主 同 虎 藏

と切附けられた多寶塔型があるを見出したので何か譯あることと考へて調べて見ると石川又左工門は現在瀬詰村社八幡神社の前に居る昭和の本人石川勝一四代以前の祖にして文化五戊辰年瀬詰村棟附帳には

一壹

家

御

藏

百

姓

又

三

郎

歳

三

拾

八

(家族省略)

と見えたる人物で文政十一年に川田村長土手普請あつた時先方にては川田川の本流を今の如くに切落さんとしたので瀬詰村では青木の西の方で塞ぎ留めねばならんと云ふ議が起つたので棟付帳付本名又三郎の又左工門は此争論の發頭人となり村民連判で徳島堀裏にあつた郡代所へ幾度故障を出しても聞入れがなかつたので遂に村民残らず郡代所へ押懸て行く道で名東郡觀音寺村迄行つた時向うから郡代所の役人が臨見して色々慰め引取らしたが其後七月廿九日の朝又三郎外共十人は御上へ引かれて八月四日に又三郎は入牢仰付られた外の者等は命じ入牢といつても八十五日位で免されたが又三郎は發頭人であつたので其儀に及ばず入牢後五年目の天保三年辰七月廿八日に伴虎藏の本名虎兵衛は入牢中の父を見舞に堀裏の牢屋へ行つた時大層な病氣が重くなつて居つたので虎兵衛は泣く泣くお願ひ申したので其孝心にめでられて八月七日に牢死したので虎兵衛は云ふに及ばず百姓大勢死骸を迎へに行て迎へ歸つて来る九月八日に葬式を済ましたが此川田村との争議の節には郡代奉行赤川三郎兵衛が川田村辰次郎(川辰のこと)方より少々は賄取りて居つたので片落な裁判をしたので又三郎並に村百姓も立服して右の仕合になつたのは残念であるとは同家に藏する文書を釋出した處であつて又三郎の義心の深さを末世に傳へ知らせ

川田と瀬詰河敷變更爭議

川田川が吉野川に向け丁字型に流れ込む此邊に古川の字地稱がある昔河底であつたことを自ら証明する五方分の面幅(脇町)の大字瀬詰の地稱青木の西62と印した邊に大池があつた俗傳に万一にも此地の消亡と共に某大家も衰微するにあつたが果して池のなくなる共に其通りにあつたといふ元々川田川は湯立の地より東流して落つた之れが爲めに上出の大池もあつたものである然るに昭和三年の今から百九年昔文政十一年に川田村は川田川の本流を今の如く落さんとの議が生じた其方法は湯立裏を切るます爲めに其西の手を塞留めなければならん斯くなれば住友甚左工門と佐藤龜藏(先代の世)方が其變更水路に直面することになる出水の場合其危険は云ふを俟たぬ依て大々の反對を試みたが湯立名としては此方がよいのであつた故に一部のものは犠牲となつて其の改修案はに實現された是れより川田川の水は吉野川に直流した地稱北島のコタマの邊に以前摺鉢池といふあつて却々深かつた近頃其跡を亡した同圖幅で湯立の西に「島」とある邊の土手は明治初年に出來たが同十七八年に大破したこともある藩制時代に岡本直吉の配地が此邊にあつた直吉の嫡子は直衛で其系譜中に岡本氏が築堤をこゝに遣つた時川田村民は万一にも此所にも築堤されては出水の時民家は水込みになつて大騒ぎをした岡本直衛は此大騒ぎを少しも氣にせず築堤を斷行した此時の真相は前に掲げた「雲篤實院の墓石と眠れる處」も述べたる如く文政十一年に川田村長土手普請を上より仰付けられたので其斷行をやられては湯立名は固より瀬詰本村に於ても大變であるといふので瀬詰村からは屢々其土手普請故障の願を出したが川田村は前以て郡代奉行赤川三郎兵衛へ同地の大家川辰事任友辰次郎が少々賄(まひない)を出してあつたといふ噂もあつた位であるから此願の叶はんのは其爲である瀬詰村百姓一統を服してもう此うなつてはたまらん一同郡代所へ押懸けて其願しまうと名東郡觀音寺村迄押寄せた時郡代所から役人が出張つて來て色々宥めすかされたので一同歸村した後全年七月廿九日の朝には瀬詰村の發頭人に見做された又三郎其外の者共は其翌明けて拾人程抽手が廻つて徳島へ引下げられ各入牢申付られたが或は八十

五日或は百五十日位で出牢仰付けられたが又三郎は入牢してから五年目の天保十三年八月九日に出牢仰付けられた事となつて居つたのが八月七日に牢死したので又三郎虎兵衛始め百姓一統出市して死骸を引取り歸つてから翌日八日に葬式済まして後は何の事もなく川田村と爭議は済んだといふのは石川勝一氏方に藏する文書を彼是纏めて書いたものであるから間違ひはあるまい

因に本町役場の住友書記の話に依ると
今の湯立驛鐵道の鐵橋邊は昔は巨木老樹繁茂し晝猶ほ暗かつた位なれば通行人も稀であつたといふ而して堤底には大なる川原石の石巻になつて居るとあれば此川田川堤は石巻らしい素より現堤よりは低いものと思はるれば此騒ぎに川田村本在所は關係はなかつたのでないかと考へられるがあの石巻は前に湯立名と瀬詰本村との爭議があつた時既に狂はせてあつたといふことに注目することを要する

義民利右衛門と戸井永作

右二人は山崎村の人にして阿淡孝子傳後編忠臣、義子、貞女の部に義子として次の如く見えて居る

○麻植郡山崎村利右工門並戸井永作

利右工門はもと安五郎といへば今父の名を繼ぎて通稱となり。兄は鍋助といふ代々豊饒なるものにて父の代は國用の爲、金子さげしかば、其功によりて、脇指帶するを免され且課役を省かれける。其後父みまがり兄鍋助も矢ぬ。寡婦幼き娘をひろへけるが家職をなし得ること叶はず、利右衛門兄の後見として耕作造酒質店其餘諸品を商ひけるが漸々貨殖して且繁榮せり。利右工門の祖父を五兵衛といふて里正役をも勤めしが是も質直なるものにて法令を嚴に守り無欲にして人を憐むの情ふかく衆人よくなつたり。彼勤中の事なりしが其村の堤をこねけるをみづから力にていごなみしことありしとぞ。聞傳ふ。利右工門四代の間終に官裁を請ふことなく、素より、能より訟へを受くる事なく世々嚴格にして法度を慎み篤實のもの連綿せり。同村先規奉公人戸井永作は義子なりしが養父の名を直に名乗りけり。養父の弟柳助となんいへるものあり。同じ家に

住みてありしが、兩人其貧欲倭奸のものなり。永作是につかへて萬に指揮もうけ一つも己が了簡に謀るといふことなし晝夜孝養に力をつくせり。然るに養父も終り、柳助も果ぬ。永作耕し耘りを専一にはげみければ追々身代もよくなり。銀子の取引に邪ならず正直に行ひければ、諸人服従せずといふことなし。此利右工門永作おい／＼天質直△なるものにて郷黨の困窮人へ心を用ひて勞り救ひ、自他村々も水難火災の危急を見てはいたむがごとくおもひて物をほごし憐愍を加へしことあまた／＼びなり。はた近年洪水ありて瀬詰村の民家多く流れけるが利右工門、永作心をあはせ其翌日村中および、他郷に至り危難のものへ尋問として國貨をほごしにおくりけり。其ふるまひを近郷富家のもの見聞して感美し、我も／＼と、米麥銀札等をつかはしける。其情によりて、飢渴を免れるもの數をしらす、去にし寅の春貧家の病人あるひは逼迫のものへ隣里の富る家々へ救ひ方をすゝめけるに、麥一石二石宛數軒より出し利右工門、永作も數俵を出して難澁の場をふせぐ、彼二ツの仁愛によりて他村とも其風をうつし數多の貧人を救ふことまことに、大なる仁心あらずや。

文化四年卯正月二子の善行郡代へきこえけるこそ。
 上に見えたる利右工門は時の肝煎田中利三兵衛の親と思ふが文化四年の棟付帖には最早死したるものと見えて出て居らんが戸井永作一家のものは
 文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次の如く見えて居る

中内金作様頭入先規奉公人 戸井 榮 作 歲六拾三
 一壹 家 御座候 此者當村同御給人様頭入先規奉公人甚作三弟ニ而佐五郎與申節同村同御拜知頭入先規奉公人本家榮作男子無御座養子ニ仕度奉願御聞届之上明和七寅年右御給人様御先代廣之助様御暇証文被下置御郡井出益右工門様御見印被仰付榮作家督相續之養子ニ罷成候且營作義棟付下調並地調御用被仰付御座候處文化四卯年御郡代稻田武七郎様渡部一左工門様々右役中苗字帶刀御免被仰付御座候 同六拾四
 壹 人 榮 作 妻 〇 同六拾四

寺 子 屋 (上)

壹	人	同	人	子	膳	助	同三拾六
壹	人	膳	助	妻	も	ご	同三拾三
壹	人	同	人	弟	牛	藏	同三拾壹
壹	人	牛	藏	妻	ま	さ	同三拾
壹	人	膳	助	娘	う	さ	同八ッ
壹	人	同	人	子	記	太	同五ッ
壹	人	同	人	娘	り	よ	同二ッ

阿波藩時代の本町住民子弟の教育は専ら寺子屋師匠の手に依つて行はれた抑寺子屋教育の起原は足利以降戰國時代にあつては人心武邊の一途に傾き文學の如きは僅かに寺院の僧侶が其命脈を維持して居る位で子弟の教育も亦寺院で僧侶が教へて居つた夫れで寺院で教られる子供を寺子と呼び隨つて子供を教へる寺院を寺子屋といふに至つた其後徳川時代泰平の世となつては其教育が民間に移つても其教へる内を寺子屋といひ教へる師匠を寺子屋師匠といひ教へられる手習子供を矢張寺子と稱して昔の名残を存して居つた其起原と變化の模様を調べて見ると俚言集覽といふ本には「昔の手習は寺にしてしたる故に手習子を寺子と云ひ初登山手習教訓といふも初めて入門するといふ今も田舎はしかり市井の手習教師の處を寺子屋といふも是なり」と見え犬子集には「かけ子供いろはちりぬる寺の庭。山寺にいろはならはや木々もなく」と見えて居る又經濟四答祕録には「世俗咸文字を知り手跡を能くかくを學問といふ古王代は鄉村痒序の學館もありしに戰國に爲つて已に廢し民人皆寺に組て僧侶を師とし手習ふ事今に盡きず」と見えて居る其外永享記や軍陽軍監等にも徳川時代の寺子屋は足利以降義國時代に於ける寺院教育が歸因して居る事を説いてある
 抑徳川時代阿波國では阿波時代の寺子屋教授は手習即ち習字の一途に重きを置其手本としては師匠が書て渡した

平假名いろは、小手本、(二にいよ／＼といつた)日用往來源平狀(名頭)商賣往來、村附、祝儀附、世話千字文杯を一心不乱に習練せしめ中には男に三字經實語經童子經稀には四書五經の素讀を教へ女子には孝行和讃百人一首(堀川)女大學位の讀方を教へ、數學としては珠算の八算見一位を授けて居つた向もあつたが夫等は稀にして多くは手習のみであつた又中え七夕前には短尺に書く俳句、和歌を習はせ冬の節季には正月書初の俳句、和歌杯を教へて居つた

罪科としては木座(直立)留置(散教後歸さぬこと)或は打つ縛るの杯の体罰を加へて居つたが彼の童子經や實語經に見えたる△六尺不踏師影)とか「師匠打弟子非惡。爲便善也。」といふ語を寺子も父兄も能く服膺して不平を唱ふる者一人もなく却つて師匠を重んじ敬した如きは今の學校と家庭に於ける連絡模様とは大いに反比例をして居つた

以上の時代に於ける寺子屋維持の經費としては正月中元五節句杯に寺子が貧家に四五分中等以上大家といつても壹匁貳分三匁位を包んで持往く祝儀に據つて一家を維持し一家が生計を立て、居つた位であつた因より教育未開の時代であつたので寺子屋教授の上に就いては其利害得失を批判すれば澤山あるが省略して右の時代に於て本町内に輩した寺子師匠の跡の残つたものを擧ぐれば次の如くある

山崎の美千代氏方に藏する同家の記録を見るに同家は先祖正太夫が忌部公事の敗訴となり寛保元年二月に海部郡へ追放仰付けられた時には金勝寺の住持が寺子を教へ居つたので六歳になる其竹次郎を村人に頼んで金勝寺へ寺へ入させて貰ふた事が見えて居る寛保元年は昭和三年の今から一百八十二年昔で之を最も古いものとして正太夫の子竹次郎は金勝寺を引いた後父の居らん留守中で十五歳の春より村人の保護に預り手蹟指南の開業し村民幼者凡五十人計も教育し家相續の時を遅しと待つて居つたが五年を経れども許しのないので子弟は百人にも餘つて居れば口糊には窮せざれども現在父を打たれ累代奉祠の職奪はれし不俱戴天の仇民部を見るに及びずして十九歳の秋古郷は上の稼手形を受けて京都に上つた云々とある之を金勝寺に續いて古いものとして次は瀬詰村に富本謙徳といふ醫者あつて醫業の傍教つて居つた同人は元治元年四月廿五日に卒去して其墓門弟中と其子謙佐に建てられ

て青木大師庵東側の墓地にある其外同村中には文久元年開業したものに稲田の先規奉公人寺内克五郎出て慶應元年開業したものに石川久平出で孰れも讀書、算術、習字を教へて居つた其寺子の概數も別つて居るが後追々別る

として以上の者より早く文政天保の交を活動始として教へて居つたものには市兵衛師匠があつた

山崎村には慶應元年開いたものに神主麻生眞清があつて讀書算術習字を教へて居つた
以上の外山崎村には細谷民藏といふ寺子屋師匠があつたは西法寺東の墓地に法号教童院民學早老居士俗名細谷民次と見えて居るので認定したが死亡歴年月日に相續者の名前の如きも刻付けてないので時代其他は不明であるが阿波藩末のものと思はる先づ△を存して附記して置く

蘭書鉄刻翻板の企業家

河村主馬

河村主馬は山崎の太夫村雲正太夫の孫にして父竹次郎が在京中難波亞相に仕へて河村の姓を賜りたるに其子權之允は長じて河村主馬と稱し諱を孝義といつた人物で同地の同志と和蘭學を學んで遂には其時代に珍しき蘭書鉄刻板の企業をなし一社を結んで天に加△り居つたる人物にて其企業の盟約書が子孫の昭和現代の戸主美彌千代氏方にあるを見るに用紙は杉原全紙横繼で次の如く認めてある

盟約

一蘭書鉄刻翻板之事

右今般於

天朝創製之事古今未曾有之奇工也故同志之外假令難有爲親子兄弟に外會而不可洩事

一此已後於和蘭諸書翻刻雖爲聊蘭籍決而内々ニ而一己之隱板仕間舖何蘭書ニ而義同志社中熟談之上可取斗事

一人名難斗同志之内方一之儀有之節者其子孫取立本人存生中同様可取斗事

一同志之内若内々ニ而致鉄刻候者於有之者何國居住候共其諸道具者勿論出板之向不殘可致取揚候若其上不法

之儀有之候ハ、公邊ハ被出訴候共一言之申分無之候事

一諸勘定之儀ハ同志之面々立合萬端人別ニ割付殘社諸子立合預リ可申事

一鉄刻並ニ板木等者人別ニ分別致置出板之節ハ無遲滯持寄候事

右之數條於相背

天朝之

天神地祇可蒙關罰身毛穴也者盟約狀如件

享和二壬戌年十一月十六日

中井厚 澤書判
河村主 馬孝書判
辻信濃 守章書判

大町宗司殿

醫

師

(上)

昔の醫師は草根木皮を主要の薬餌として人參、サフラン、熊膽、犀角、位を最上の薬味として用ひた文那系統の漢法醫で醫術の發達した今より見れば迂拙笑ふべきの感がある去れども其時代と人智に對しては是又順比をなして居る處を見る殊に仁術慈惠を以て自ら任じ診察料も取らねば薬價も請はず患者の任意に任じた如きは昭和時代の醫界に於ては見るを得ざる處である此時代に於て輩出した漢法醫を調べて見ると知れたる處は山崎瀨詰の兩村別で大要次の如くである

瀨詰村醫師

本村内で最も古く開業して居たものは

文化五辰歳麻植郡瀨詰村棟付人敷御改帖に

來人

一壹

家

英

菴

後

家

歳七拾貳

此者那賀郡富岡町御給人賀島長門様頭人町人ニ而此英菴儀明和六丑年當村へ罷越田宅相求醫業ヲ以渡世仕居申所其後英菴相果後便儀今以當村ニ住居申候

壹

人

英菴後家養女

ち

や

う

同三拾五

と見えたる英にして此棟付改以前に既に故人となつて居た之に次いで同帳中に文化五辰歳麻植郡瀨詰村棟付人敷御改帳

岡本秀三郎様頭入先規奉公人

小

家

嘉

藏

從

辰

次

郎

壹

人

辰次郎父

久

米

次

郎

壹

人

同人母

き

く

郎

同七拾九

壹

人

同人娘

ふ

さ

く

同七拾壹

壹

人

同人人

う

の

さ

同拾五

壹

人

同人子

慶

う

の

同拾三

壹

人

同人勝

勝

次

の

同拾壹

壹

人

同人弟

玄

勝

次

同八ッ

壹

人

同人弟

玄

勝

次

同四拾四

仰付候

壹

人

同人敬妻

や

そ

い

同三拾八

壹

人

同人敬妻

や

そ

い

同拾六

と見えたる玄敬にして當時の醫者は病身者になるといふのは一律不變にして滑稽極る話である之は何地に於ても

當時の醫者には同様で大抵の醫者なれば仰付浪人位で苗字に一刀位は免されて居るが苗字もなくして農業が出来んからとて醫者して居るを俗に稱して百姓醫者といつて居つた次に棟付帳には見えて居らんが其後同地に富本謙徳(通稱行志)といふ醫者出で、寺子屋師匠をもして居つた其墓青木大師庵東側の墓地にあつては夫婦石塔となり門弟中と其子富本謙佐の協力で建てられある法號は映聰院龍管謙徳居士とあつて元治元年四月廿五日に永眠して居る又其妻の法號に感應院寂知貞從大姉と見えたる点より見れば郷醫であつたのであらうと思ふが不明であるが其子富本謙佐は父業を繼いで明治維新の後に至つた事は確實で子孫もあるが後に復述べるとする

山崎村醫師

同村の醫師は
文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次のやうなものがある

戸田彌一兵衛様頭入先規奉公人

一壹 家

陸 右 工 門

歲四拾七

此者當村同御給人様頭入先規奉公人文二郎小家繁六二男前名基助ニ候處同村同頭入先規奉公人本家文節義病身ニ付幼少醫術稽古仕市中へ出店相稼居相賀島長門様御手醫師ニ相成度旨御給人様へ奉願候處跡株相立候ニ於而ハ御暇被下置御趣ニ付右陸右工門ヲ養子ニ仕度奉願御聞届之上御給人様御先代半藏様ヲ御証文被下置文節扣之島不殘受取養子ニ相成居申候此度棟付御取調ニ付右運申上重々御詮儀被仰付候處文節並基助共御暇御証文ニ御給人様御見印無御座家筋之運方イカ、ニ付文節義元身居頭入先規奉公人ニ御引戻被仰付基助事陸右工門義ハ元筋目之通文節小家ニ付上候段被仰渡ニ付而者陸右工門義文節小家ニ付上可申筈之處當村棟付イマタ清帖不被仰付内文節義文政十亥年長門様御當代出雲様御家來ニ被仰付旨御當職様御下知之御趣被仰渡村方指除候ニ付陸右工門義壹家ニ付上申候

壹 人

陸 右 工 門 娘

き

よ

同 拾 五

陸右工門の左書に見えたる醫師文節は賀島長門の手醫師になりたき目的で市中に出で稼いで居る内文政十年賀

島長門の次代家老賀島出雲の家來となつた位であるから始終當地に居らんが寛政四年より當地で開業して居たものは松永祥齋で同人は

文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次の如くある

一壹 家

來 り 人

松 永 祥 齋

歲四拾壹

此者阿波郡市場町人佐助小家ニ而寛政四子年當村へ罷越田宅相求醫業ヲ以渡世仕居申候

壹 人

祥 齋 妻

や

す

同 三 拾 三

壹 人

同 人

子

伸

同 八 ッ 九 ッ 死

壹 人

同 人

文

吉

同 七 ッ 後 元 哉

壹 人

同 人

娘

ふ

同 四 ッ

上に見えたる祥齋長男伸三は九歳で死亡し次男文平父業を繼いで醫名を文哉と稱して其子祥平に及ぼした同家の繼承歴代は

初 代

祥 齋

文化十三丙子年正月朔日五拾歲亡

二 代

文 哉

幼名文吉 嘉永五壬子年二月十二日五十歲亡

を経て祥平三代の醫業を繼ぎ明治維新の後に互つて昭和三年の今日生存して居るのは人の能く知る處である又文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次の如きものがある

藤川春五郎様頭入先規奉公人

小 家

益 次 從 弟

惣 太 兵 衛

歲五拾八

壹 人

惣 兵 衛 妻

か

め

同 五 拾 五

壹 人

同 人

子

周

同 三 拾 壹

此者幼少之年病身ニ御座候而農業難相調御座候ニ付御醫師増田宗民様御弟子ニ相成醫業稽古仕候今右業ヲ以渡世仕居申候此度御取調ニ付右之運申上候處御評議之上醫体御聞届被仰付候

上の碑文に見えたる如く清五郎は藩公より急波(とろろなみ)といふ角力名を賜つた位であるので同地に傳ふる處では江戸上八枚幕内の關取の葬禮であるといふので川島から瀬詰迄半月が立並らんといつて居る又此墓は現在同地の明石和三郎が祀つて居る其次は清五郎は和三郎の父虎藏の伯父であるからである

神 社 (上)

昭和三年の今から一百八十七年昔に阿波藩の寺社奉行坪内丞兵衛、速水角五郎、田駒彦吉の三名が主任となつて南北各郡の神社を神主とに就いて調べた寛保三亥年阿波神社御改帳を開いて見ると山崎村の諸神社は忌部公事の結果に依つて川田村種穂神主中川民部は與社人となつて居るが瀬詰村の諸神社は昔なからに同地の神主現戸主松田城臣の先祖儀内が神勤して居る事は次の帳面に見えたる如くである
寛保三亥年

山崎村	一八幡宮	神主 與社人	中川民部
同	一夷	同	同
同	一天 神	同	同
同	一白山權現	同	同
同	一若宮八幡宮	同	同
同	一王子權現	同	同
同	一岩戸權現	同	同
同	一山王權現	同	同
同	一午頭天王	同	同
同	一八幡宮	同	同
同	一山王權現	同	同
瀬詰村	瀬詰村 社	人	同

同 一春日大明神 同 人
 同 一諏訪大明神 同 人
 同 一若宮權現 同 人

夫より四十九年下つた寛政五年に藩の儒臣佐野文憲少進が太守齊昌の命を奉じて資料の△を徴し始めて二十三年の後なる文化十三年に出來上つた公編阿波志卷七麻植郡祠廟祭に見えたる本町關係のものである
忌部神と山崎瀬詰兩村内に鎮座する神社を擧ぐれば次の如くである

祠 廟 の 條

忌部祠 延喜式爲名神大祀。月次新嘗並祭舊式稱。麻植神或王子權現。即天日鷲命神祇式阿波國司祈雨神二座。
 曰大麻産。曰天日鷲。在山崎村忌部山上百步許。其址嚴存。土人嘗。穿地得劍長一尺二寸許重三十六錢。及古鏡祭器。續日本後紀云喜祥二年四月乙酉授從五位下。三代實錄云。貞觀元年正月二十七日甲申授從五位上。元慶二年四月十四日巳卯授正五位下。七年十二月二十八日庚申授從四位下。日本書紀云。天兒生根命握天香山之真坂木。而上板懸必鏡。作遠祖天坂戶兒。石凝戶邊所作八咫鏡。中枝懸以玉。作遠祖伊△諾尊天明王所八坂瓊曲玉。下枝懸。以天日鷲所作木綿。古語拾遺云。天日鷲命之孫。木綿及麻。並織布。仍令天富命率天日鷲命之孫。求肥饒地遣阿波國。殖穀麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々物。所以郡名爲麻殖之緣也又云。天日鷲神以津昨見神穀木種殖之作。曰幣帛是木綿也。本郡及美馬郡等山谷之民皆衣穀布。蓋古之遺族也太王命所率神名曰天日鷲命。註云。阿波國忌部祖也。舊事記云。神武天皇朝天富命率諸齋部。作神寶鏡玉。予楯。木綿麻朝野群截永曆四年十月御体下奏云。生阿波國天河別神。大麻神。齋部神。神叢雲祠。並伊自波夜比賣祠 延喜式並爲小祠。在忌部山下地名叢雲。舊事紀云天香語山命異妹德室姬命。爲妻。生一男。孫子天叢雲命。此命阿傳良依姬爲妻生二男一女。三代實錄云。貞觀十四年授伊比良呼從五位下。恐即伊自波夜比呼。

八幡祠 在瀬詰村又有山王祠。春日祠。諏訪祠。弱宮。

八幡祠 在山崎村。

須美祠 在山崎村八幡祠側。蓋須美即續日本紀所謂從五位上忌部連須美是也

石門祠 在山崎。石門池上又有山王祠。弱宮。又有白山祠其主伊△冊尊。牛頭祠其主素盞鳴尊。又有蛭子祠。

以上見えたる諸神社中山崎村の分は寛保三年神社帳に見えたる如く麻生家に神主御免とならんで川田種穂神主中川民部が與社人で神勤して居たが

文政九年麻生正親が神主繼目が叶つてから同村の諸神社神勤は麻生家に復歸した上に掲げた阿波志の文では一寸別りにくい處もあらうと思ふので阿波志と神社は少しも變らんが正親の裁許状に見えたる請持神社を其儘掲げる

八幡宮。惠美子天神。白山權現。若宮八幡宮。王子權現。岩戸權現。山王權現。牛頭天王。

以上九社麻生正親以降麻生家神勤。

右と同時に松田が神勤して居た瀬詰村の諸神は阿波志に見えたる處を通俗的に掲げると次の如くである

八幡宮。山王權現。春日大明神。諏訪大明神。若宮大權現。

以上五位 松田城良先祖白修神勤

以上の如くにして阿波藩時代を貫通した

神 主 (上)

神主は神に仕ふる人で正しくいへば神主は神社に事ふる太夫の長にして其子に禰宜祝部(はふり)「巫△」(かんなぎ)杯があつて共に神供、祈禱、祓除、神樂の事を掌るものであるが普通には神に事ふるものゝ惣稱となり棟附帳には大体社人と書いてある社人とは神社に事ふる人といふ義であるが或本に「昔の太夫は大体無學であつたので村役人が賤めて書いたものである」と見えて居つたが一般には太夫と稱し來つたが之を太夫と稱したは太夫が五位の通稱で無官太夫敦盛といふのも未だ部屋住の子供であるから官名杯といはないが從五位の位丈はあるといふ義で此外右近の太夫といつたら右近衛の五位の將監、五位の尉といつたら五位に叙せられた檢非違使の尉であるが如くで何の太夫といつたら五位の位のあるものと見れば可い處で昔の神主には白河吉田の兩派があつて京に上つて京官受領と稱して暫く修業をした上「神道裁許之狀」といふの受けねばならんさうして都合が良かったら從五位に叙せられたら其五位の通稱なる太夫を以て呼名とした本町内の太夫の系統で山崎の麻生家は古くは白河派であつたが後に吉田派に替つて居る

瀬詰の松田家は吉田派にして京に上つて吉田で修業し其管領長たる卜部家から授けられたる神道裁許狀がだん／＼残つて居る次には瀬詰山崎兩村の神主系を記述する

瀬詰村神主系

本町内の神主は餘り古くは別らんが松田城良氏方に藏する文書

一壹 家 神 主 義 内 歳五拾七

此者當村八幡宮神職相勤居申候然ル處明和六年丑三月ニ御爲替所様々神主頭取役於仰付候

壹 人 義 内 子 靱 負 同貳拾

小 家 順 次 負 同四拾六

此者義湯立山王權現之社職相勤居申候

壹 人 順 次 子 七 三 郎 同五ツ

右之者棟付御取調ニ付人數歳等指出シ仕候處相違無御座候若シ人數歳等相違申上候ハハ相顯候得共違背申間

敷候 以上 明和六丑年 瀬詰村神主 中 川 義 内

同村庄屋 利 重 郎殿

右者御城主様御社式棟付帳面には同村庄屋方へ指出扣無相違候 以上

上に見えたる本家は今の松田城良方で小家は松田一幸方である本家の神主は寛政三年十一月義内及び其子靱負共に上京受領して義内は中川筑前正源喜之と神主中間で名乗るべき旨の神道裁許状を授けられた其裁許状は同家に存して大高檀紙として大奉書の縮緬皺の寄つたるもの全紙に次の如く認められてある

(大高檀紙)

阿波國麻植郡瀬詰村八幡宮山王權現春日大明神諏訪大明神若宮大權現五社神主中川筑前正源喜之着風折烏帽子狩衣專守恒例神式可抽太平精祈者神道裁許状如件

寛政三年十一月十一日

神祇管領長上從二位下部朝臣良俱 (未印)

其子靱負は中川隱岐正源直冬と稱すべき旨の裁許状と祭禮に衣冠を着すべき旨の神道状を授けられた是亦同家に存して次の如くである

其一 神道裁許状

(大高檀紙)

阿波國麻植郡瀬詰村八幡宮山王權現神主中川隱岐正源直冬着風折烏帽子狩衣專守恒例神式可抽太平精祈者神道裁許状如件

寛政三年十一月十一日

神祇管領長上從二位下部朝臣良俱 (未印)

其二 衣冠着用許状

(大高檀紙)

阿波國麻植郡瀬詰村八幡宮山王權現春日大明神諏訪大明神四社神主源直冬當社祭禮八月十五日廿七日九月朔日九月一日法禮令可着衣冠者神道之状如件

寛政三年十一月十一日

神祇管領長上從二位下部朝臣良俱

其後の同家には

文化五辰歲麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖中に次の如くある

稲田九郎兵衛様頭入社人

壹家

隱

岐

歲五拾八

此者先祖右工門太夫儀享保五子年棟付御帖ニ社人ト付上寛保年中神社御改帖ニ弟同斷付上其以來是迄神職仕居申右之趣申上候處彼是御詮儀之上右業中本人並職儀相續之惣領マデ夫役御免二男以下同家堂リニモ夫役被仰渡候且親筑前代爲御爲替方御取行被遊候砌右用筋相勤苗字帶刀御免被仰付御役處様ニ銀子調達仕御座候處其後前段御役處様御差上被仰付苗字帶刀其儘相渡居申候此度棟付御取調ニ付前段銀子追而被返下候迄之間是迄之通當時苗字帶刀先其儘御免被仰付置旨被仰渡候

壹	人	隱	岐	妻	き	津	同五拾五
壹	人	同	人	父	筑	前	同九拾四
壹	人	同	人	子	伊	織	同三拾四
壹	人	同	人	子	佐	玄	同貳拾三
壹	人	伊	織	妻	さ	か	同貳拾三
壹	人	同	人	子	浪	江	同三ツ
馬	壹	疋					

(備考)小家一軒

斯くて同家は隱岐の子伊織、伊織の子浪江と神主繼承して阿波藩米を送つて居る浪江は昭和の現戸主松田城良の祖父である

山崎村神主系

同地の神主には古くに宮千代といふのがあつて慶長九年山崎村檢地帳に名負主となつて

一中 島

四畝拾歩

高三斗六升八合

名負 宮

千

代

とある此地は丁度麻生家先祖で追放せられた庄太夫代々の居屋敷に當つて居つたと麻生家記録に見えて居る去れども麻生家は此宮千代より出でたるものと思はれず又同家の記録に於ても明暦以前は知れぬと書いてある處で同家の初代と定むべき金太夫は

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帳

一壹 家 社

人

金

太

夫

歲拾八

壹 人 買

人

傳

助

同貳拾五

壹 人 買

人

太

郎 ○延寶ノ次兵衛

同拾四

(下 畧)

と見えて居る其は同家の記録に依ると次の如くである

寛文七年山崎村棟付帳に金太夫は死んで妻が

壹 家 社

人

後

家

歲六拾五

と見え延寶二年山崎村棟付帳には

一壹 家 社

人

甚

太

夫

歲貳拾三

と附けられ享保五年山崎村棟付帳には

一壹 家 社

人

多

宮

歲拾八

と附けられてある此多宮義後の庄太夫事と但書で示されてある

以上の如くにして庄太夫時代の享保十三年に幕府の上命あつて阿淡兩國の神社調があつたとき美馬郡貞光村の神主宮内左近、本郡川田村棚保の神主早雲民部、山崎村の神主村雲庄太夫の三人は各奉祀の神社を忌部神社であ

る藩廳に訴出でたるとき庄太夫は白河流の太夫となり勝を制せんとして白河殿へ願出で村雲雅樂と呼名を許され同派の裁許状を受領した其裁許状は其子孫の麻生美彌千代に存して次の如くである

(大高檜紙)

許 状

一呼名可謂雅樂事

見印

土御門家

雜 掌

佐

野

織

部

行雅花押

元文五庚申年十一月十五日

取 次

伊

東

數

馬

政春花押

阿波國麻植郡山崎村 忌部 神學職村雲雅樂殿
天神 神學職村雲雅樂殿

(大高檜紙)

許 状

一可着烏帽子黄衣事

見印

土御門家

雜 掌

佐

野

織

部

行政花押

元文五庚申年十一月十五日

取 次

伊

東

數

馬

政春花押

阿波國麻植郡山崎村 忌部 神學職村雲雅樂殿
天神 神學職村雲雅樂殿

然るに早雲民部は時の家老長谷川近江の頭入神主であつたが爲に長谷川へ深く依頼し當職山田織部に仰いで裁許に及ばれた處が藩の權威を以て早雲民部に勝を得させて其奉仕の神社を棚保忌部神社と稱することとなつた此訴訟の終りを告げたは元文十六年であつたが其結果として貞光の宮内左近と村雲庄太夫改雅樂の兩名は追放仰付ら

れた之を世に忌部公事と稱した斯くて村雲庄太夫は海部郡に追放せられて八年餘も居つたが追放なつた當時は老母は阿波郡西林村岩津の神主岩雲豊後の姉であつたので其方に引取り養ひ其子竹次郎は村中氏子の者より養育し七歳より且那寺金勝寺へ依頼し寺習學問をさせたが其後山崎の神社早雲民部の請持として神社帖に書上げられ其後寛保三年改阿波國神社帳にも早雲民部の系は中川と氏を改め山崎村の神社に残らず其請持として記せられた其後庄太夫は寛延二年十二月に海部から抜けて歸つた時には其子竹次郎も拾四歳になつて居つたので氏子の者に後を頼んで十一月朔日の夜海部に歸らうとして人知らずに神社へ參拜に行て居る處を早雲民部の一類は不意に刀を以て後より切付け負傷せしめた爲に庄太夫は其夜五十七歳を一期として死亡したが此事表立ては追放人が抜け歸つて來た罪輕からずとて一家闕所に仰付けられはならんの氏子の者共評議して其夜深更に及んで埋葬したといふ

斯くて寛延十三年には竹次郎が十五歳になつたので氏子中より神主跡目の相續願を出したが聞届がなかつたので竹次郎は寶曆四年他國稼の暇を願ひ聞濟の上京都に上り麻生織之進と改名し中ノ院殿へ奉公中妻帯後文内社章と改稱し明和三年難波亞相に仕へ雜掌河村の姓を賜ひ河村伊織に峯秀と稱した云々と麻生家の記録にあるが出稼眼を得て上京したものなら出奔人とはあらぬ筈其處は私記と公簿ので多少間違つた處があつたであらうと思ふのは出奔人となつて文化四年麻植郡山崎村棟付人御改帳の末なる走人名面の内に

一 壹 人 社 人 竹 次 郎

此者五拾三ヶ年以前出奔仕行衛相分不申候

とある夫れと同時に桁山から來て居た神主が文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帖に次の如くある

一 壹 家 來 り 人 松 田 相 模 歲 拾 四

此者當郡桁山村神主ニ而曾祖父兵太夫代々當村へ罷越田宅相求住居仕居申今以元村神職相勤居申候尤家族役負之者夫銀之儀ハ元村へ指出時候上納仕候

壹 人 相 模 母 爾 同 三 拾 壹

壹 人 同 人 伯 父 上 總 同 五 拾 七
壹 人 同 人 弟 冷 太 同 九 七

とある此神主は元村ばかりでなしに山崎村の祭禮其他の神事を手傳つて居つたものかと思はれるが松田相模の子孫は今西ノ久保に居る松田己仙であるといふ以上の如くにして一旦神役を取消されて居つた麻生家は文政年中竹次郎の子で京都で安永元壬辰年誕生した幼名權之允中頃主馬と稱して居つた義安に山崎村神主續目相續の義が叶つて白河派より轉じて吉田派に入り最初に續目受領したのが次の如くである

其 一 續 目 受 領

(大高檀紙)

阿波國麻植郡山崎村八幡宮惠美子天神白山權現若宮八幡宮王子權現岩戸權現山玉權現牛頭天王九社祠宮麻生佐土正藤原正親御着風折烏帽子狩衣專守恒例禊式可抽太平精祈者神道裁許狀如件

文 政 九 年 八 月 六 日

神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣良長(朱印)

其 二 衣冠着用裁許狀

(大高檀紙)

阿波國麻植郡山崎村八幡宮惠美子王子權現牛頭天王四社祠宮藤原正親當社祭禮八月十五日九月二十七日九月一日法令可着衣冠者神道之狀如件

文 政 九 年 八 月 日

神祇管領長上正三位侍從卜部朝臣花押

當代は工正と稱して居つたが爲に大工職の許狀を得られた其許狀は薄紙で堅五寸五分横七寸の小切の中に

朱印

忌部内匠全職當
社成就ニ至迄忌
ヲ免シ大工三職
可相勤之者也

從四位 天文博士清所
右近衛大輔 黑印
安部之朝臣守行

然れども此神主系統で京官受領して最も頭角を顯したものは次代の麻生志摩にして其京官立身の次第は次の如くである

其一 續目神道裁許狀

(大高檀紙堅紙)

阿波國麻植郡山崎村天日鷲神社天村雲神社伊自皮夜比賣神社八幡大神宮天岩戸宮若宮大明神惠美子社天神白山權現山王權現王子權現牛頭天王拾一社神主麻生志摩齋部秀俊着風折烏帽子狩衣任先例專守社職格式可抽太
平精祈者 神道裁許狀如件

嘉永三年四月廿八日

神祇管領長上從三位侍從卜部朝臣良芳(朱印)

其二 衣冠着用之許狀

(中奉書折紙)

八幡宮及九社神主

阿州麻植郡山崎村
麻生志摩

齋部秀俊

右九社祭禮八月十四日十五日廿五日九月二日三日七日九日十三日廿一日一日法令衣冠着用之事
所被許如件 天保十亥年七月 神祇管領長上家公文所(朱印)

以上は普通のものであるが次に掲ぐる△宣案以下は神主には最上の立身で普通の神主には得られん所であるから其叙位順序を△宣案から順次に略述する

△宣案 其一

上卿萬里小路中納言

嘉永三年十一月二日

宣叙從五位下

藏人頭右中辨藤原資宗

宣旨 奉

右の△宣案は△宣の寫しにして漉返し奉書とて淡墨色の奉書全紙に認めるを例とした之は頭の辨が勅命を受けて叙位せらるべきものに下すべき△宣を其下の辨官に渡すと受取つた辨官は本紙は手許に納めて別に書寫して叙せらるべきものに渡されて叙位の豫告となし次で位記が下渡される齋部秀俊に下渡されたる位記の表は次の如くである

(位記用紙奉書長繼)

齋部秀俊

右可從五位下

中務修其祝△致敬明神言念精誠抑可褒進宣榮(爵式)祠檀可依前件主者施行
(備考)右の△は天皇御璽の二寸五分角朱印にして次に下の如くある

嘉永三年五月二日

嘉永三年五月二日

△宣案 二

上卿萬里小路中納言

從五位下齋部秀俊

宣 任 河 内 守

藏人頭右中辨藤原資宗

奉

次に下の如き△宣案が下渡される

(大高檀紙堅紙)

從五位下齋部宿禰秀俊

從二位行權中納言藤原朝臣正房

宣奉 勅件人宣令任河内守者 奉

嘉永三年五月二日大外記兼掃部頭造酒正

中 原 朝 臣 師 貞

以上の如くにして河内守に任叙せられる次の如き裁許狀が卜部家から次のやうな神道狀が下つて宣位上位の位置を占めるのである

(大高檀紙堅紙)

阿波國麻植郡大岩戸宮神主齋部秀俊申河内守

從五位下蒙

勅許之旨 神皇盛恩誰可仰尊

寶祚延長國家安全懇禱卷可抽丹心者

神道之狀如件

嘉永七年四月十五日

神祇管領長上從三位侍從卜部朝臣花押

と見えたる齋部秀俊△現戸主麻生美彌千代の祖父にして當地の諸社に神勤して明治維新の後に至つた以上記述して來た處に於て吉田派の神主に對して次の如の觸書が廻つたことがある

天明二年諸國へ御觸寫(麻生家所藏)

(大奉書堅紙)

定

一 諸社之禰宜神主等專學神祇道所其崇敬之神體彌可存知之爾來神事祭禮可勤之向後於其怠慢者可取放神職事

一 社家位階從前々以傳奏遂昇進輩ハ彌爲其通事

一 無位之社人可着白張其外之裝束者以吉田之許狀可着之事

一 神領一切不可賣買事

附不可入于質物事

一 神社小破之時其相應常々可加修理事

附神社無懈怠掃除可申付事

右之通寬文五年被

仰出候處近年於諸國古來之社例を乱し

御條目之御趣意相辨輩有之吉田家之許容を不受仕例など稱し呼名裝束を着其上神職に無之村持之社成村長

宮座御座など稱し神事祭禮營△族も有之由に候向後御條目之趣急度相守忘却不致様可相心得候

寅 十 一 月

又同家に藏する

天保十年御條目寫には

一諸社之禰宜神主云々以下條々天明二年御配と同様にして奥には右之條と依當家先前之例堅可守之若違犯之輩於有之者隨科之輕重可沙汰者也

天保十年九月十一日

卜部家
朱印

ごあるので吉田神祇管領長卜部家より諸國の禰宜神主に對する檢束的手段の任が思ひやられる

山

伏 (修驗者)

山伏一に修驗者といひ其山伏といふ名は野山に伏して修行するより之を修驗者といふのは修驗道といふ一派の佛門に入つたからの稱にして修驗道とは隱の學をせずして驗の行のみを修むるより起つたもので此宗派は宇多天皇の寛平九年に遷化した醍醐の僧聖寶が大和葛城郡の人で久しく葛城山に籠つて修行し神通力を得る役行者小角を祖として起した宗旨で胎藏界と金剛界との兩部を旨とし護摩を焚き呪文を唱へて加持祈禱をなし本地垂迹の說に従ひ神佛兩途に仕へたから又兩部神道とも稱したもので顯密兩派があつて眞言宗の山伏は當山修驗と稱して京都醍醐の三寶院を本山とし天台宗の山伏は本山修驗と稱して同地の聖護院を本山修驗は有髮にして當山修驗は圓頂の僧形を本意としたが後には兩派共に圓頂の僧形もあれば有髮のものもあるに至つた孰れも篠懸(すゞかけ)と讀んで山伏の服の上に被ふ衣(袈裟)に頭巾を着け太刀を佩き金剛杖を突いて放螺貝を吹き山野に入つて修行した殊に大和吉野の大峯に入るのを先務とした其階級には始めて入峯するを新客といひ四度入るを大越家(だいおはけ)三十度入るを正先達四十二度入るを大先達といつた杯色々あつたが省略して先達は先立の義にして峰入杯する時には同行の者に先立ち先導する程勤行を重ねたものゝ稱である本町内の山伏は古くから山崎村にも瀬詰村にもあつたから次には兩村別に記述する

山崎村の山伏

明曆三年麻植郡之内山崎村棟村御改に

山

伏

一壹 家

壹 人

人

千 手

院

三 郎

歳三拾五
同貳拾貳

此者同郡之内瀬詰村喜三郎方々本銀返シ四拾壹夕ニ明曆貳年々四年切ニ買置申候

小 家

千手院弟子

清 導

同三拾三
○延寶ノ圓明院

壹 人

清 導 子

市 藏

同七ツ
○延寶ノ清學院

壹 人

市 藏 弟

宗 千

同貳ツ
○延寶ノ順教坊

と見えて居る此株は延寶二年の棟付帳には上に見えたる千手院の弟子や弟子の子も院号の名稱を許されて清導が圓明院其子市藏が清學院市藏弟宗千代が順教坊となつて居るのは○印の附箋に見えたる如くである又明曆三年の同帳に

山

伏

一壹 家

壹 人

快 賢 子

長

賢 泉

歳四拾五
同 拾

と見えてゐる附箋のないのはどうしたものか不明であるが拆げて飛んだものかも知らんから憂を存して其儘置いて文化八年間の山伏模様は次の如くである

文化四卯歲麻植郡山崎村棟村附人數御改帳中に見えたるもの

御 藏 山 伏

一壹 家

千 手 院

後

家

歳五拾七

此者祖父千手院義享保五子年棟村御帳付山伏ニ而其後代々右業相勤居申候ニ付此度御改右運申上候處御詮義

之上山伏業勤中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下者同家共夫役被仰付旨被仰渡候
壹 人 千手院後家娘 ち 同三拾壹

此者親壽賢義者長江浦之助様御家來當郡川島町住居三橋真作右工門二男ニ候處當村御藏山伏千手院後家男子無御座養子ニ相成度旨奉願右御主人様御暇被下置養子ニ相成他家ノ妻相求女子ひさ出生仕居申處文化二丑年互得心之上離縁仕度旨奉願御聞届之上女子之義ハ養家ニ殘置實家真佐左左門方へ罷歸申候

壹 人 同 人 從 弟 民 次 同 九 ッ
壹 人 同 人 從 弟 民 次 同 拾 八

此者親廣次義者同村御藏山伏千手院弟ニ候處安永五申年樋口内藏助様御家來ニ相成居申同村御給人山川此面様頭入百姓又左工門娘むめ與相馴染男女貳人民次ハ出生後又左工門義病死仕其後風雨之節居宅潰家ニ相成猶又兩人申談ニ而建築仕民次御家來居罷在候段此度棟付御取調ニ付右運申上候處則民次被召出御行着被仰付候處前顯之通心儘御家來ニ相成居候段不埒ニ被思召元筋目ニ御引戻被仰付候ニ付千手院後家家族ニ付上申候

小 家 御 藏 山 伏 持 福 院 院 歲 拾 六
小 家 千手院後家忌外 持 福 院 院 歲 拾 六

此者祖父林藏義享保五酉年棟付御帖付山伏ニ而其後代々右業相勤居申ニ付此度御改ニ右運申上候處御詮義之上山伏業相勤中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下者爲同家共夫役被仰付旨被仰渡候且持福院儀者美馬郡北庄村御藏行キ金右工門小家十太郎二男兼次郎與申節當村御藏山伏持福院病死仕跡相續無之母方伯母甥之筋目ヲ以右兼次郎義院跡相續養子ニ仕度本家千手院ノ奉願御聞届之上寛政三亥年御代官三矢源内様御暇御証文ニ御郡伏屋岡三郎様御見印被仰付持福院後家家督相續養子ニ罷成候尤親持福院代ノ美馬郡北庄村ニ田宅相求相稼居申候右之仕合當村ニ家無御座候

壹 人 持 福 院 妻 泰 同 三 拾 四
壹 人 同 人 子 泰 同 五 ッ

御 藏 山 伏

小 家 千手院後家忌外 圓 明 院 院 歲 三 拾 五

此者曾祖父唯教義享保五子年棟付御帖付山伏ニ而其後代々右業相勤居申ニ付此度御改ニ右運申上候處御詮義之上山伏業勤中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下ヨリ爲同家共夫役被仰付旨被仰渡候

壹 人 圓 明 院 父 勝 學 同 六 拾 三
壹 人 同 人 弟 兵 吉 同 貳 拾 六
壹 人 同 人 妹 け い 同 貳 拾 貳
壹 人 同 人 子 泰 同 拾 七

此者五ヶ年以前ノ江州月輪新田ニ而阿波屋膳兵衛方ニ紺屋手問奉公仕相稼居申ニ付稼御手形頂戴仕候
牛 壹 疋 同 拾 七
御 藏 山 伏 同 拾 七

小 家 千手院後家忌外 不 動 院 院 歲 三 拾 貳

此者曾祖父玄昌義享保五午年棟付御帖付山伏ニ而其後代々右業相勤居申ニ付此度御改ニ右運申上候處御詮義之上山伏業勤中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下者爲同業共夫役被仰付旨被仰渡候

壹 人 不 動 院 妻 わ き 同 貳 拾 八
壹 人 同 人 娘 も よ 同 四 ッ
壹 人 同 人 子 泰 竜 同 貳 ッ

小 家 千手院後家忌外 膳 光 院 院 歲 三 拾 三

此者祖父膳光院義者享保五子年棟付御帖付山伏玄昌二男ニ而右御趣後別家仕其後代々山伏業相勤居申ニ付此度御改ニ右運申上是迄之通御居置被仰付度旨奉願候處御詮議之上御聞届被仰付右業勤中本人壹人迄夫役御免

子弟之儀者都而夫役被仰付旨被仰渡候

壹	人	膳	光	院	妻	き	同	貳	拾	五
壹	人	同	人	父	金	伽	同	六	拾	貳
壹	人	同	人	母	玄	羅	同	五	拾	六
壹	人	同	人	子	中	な	同	八	拾	六
						學	同	八	拾	六

古くは棟付帳がないから別らんが

文化五辰歳麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖中に次の如くある

福岡朋八様頭入山伏

一壹 家 寶 光 院 院 歲四拾三

此者先祖寶光院義享保五年棟付御改之節山伏ト付上右以來代々右業仕居申候此度棟付御取調ニ付右之趣申上候處御詮儀之上右業中本人並家業相續之惣領迄夫役御免二男以下同家タリ共夫役被仰付段被仰渡候且曾祖父寶光院代々阿波郡大俣村へ罷越田宅相求稼居申候右之仕合當村ニ家無御座候 同四拾壹

此株は古くから阿波郡大俣村へ行て居る處を見ると明治維新後當地に子孫はないかも知らん 尙山崎瀬詰の山伏は當山修驗の眞言宗ばかりであつたは子孫の者が傳ふる先祖の位牌に見えたる戒名に權大僧都何々とあるのに依つて確めた

寺院佛堂(上)

寺院 (一)

寺院の古くにあつて明暦以前に廢寺となつて地稱に其の名を留めて今能く人の知られたものは瀬詰村の安樂寺に

して其外今に法燈續き來つたものは山崎のみにあつて孰れも古義派の眞言宗の寺である眞言宗とは眞如の密言の義より起つた佛教宗の一にして大日經蘊悉地經等の秘密眞言の教を所依とするものにして本宗は僧空海(弘法大師)入唐して傳へ來つて平城嵯峨兩帝の頃紀州高野山に創めたものであるが其後同國根來の僧覺△新に一派を起して白河堀河帝の頃古義と新義の兩派に別れたが本町内の寺院は縱令始末にもせよ高野系の古義である次には各寺の記述に及ぶ

金 勝 寺

明暦三年麻植郡之内山崎村棟付御改帖

高三石貳斗七升八合

一壹 家 金 勝 寺 歲拾九

此出家美馬郡之内拜原村邊見次右工門方々先金勝寺弟子參△上△ニ住寺彼相果當分かんほうに被△申候

と見え

文化四卯歳麻植郡山崎村棟付人數御改帖には

一壹	ヶ	寺	金	勝	寺	太	圓	歲	四	拾	九
壹	人	太	圓	弟	子	慈	賢	同	拾	三	
	半	壹	疋								

と見えて居る

西 法 寺

阿波志に「亦在山崎村。慶長中釋快專重造。隸明王院」と見えて古來金勝寺と共に阿波郡伊澤村明王院の末寺にして王子山長壽院と号して來つて明暦三年麻植郡の内山崎村棟付御改帖には

一壹 家 西 寶 寺 歲三拾壹

壹 人 西法寺弟子 泉 順 同拾三
 壹 人 西法寺親 右 京 同七拾三

文化四卯年麻植郡山崎村棟村人數御改帖

真言宗
 一壹ヶ寺 西法寺 俊 雄 同拾三
 壹 人 西法寺先住 靈 雄 同四拾四
 壹 人 俊雄弟子 靈 俊 同拾三

當寺は△迄火災に罹つたので古記録杯は存して居らんが再興以來の先住で阿波藩時代のものを擧げると次の如くである

中興 宥 精 示寂年歴月日不明
 二 代 快 專 同 上

阿波志に依ると此代中に中興したる如く見えたは何か譯あるものであらうと思ふので之を變じて當寺の過去帳に中興と見えたる先住宥精を有力なる中興ものとして今更變する譯には行かんのを辨じて置く

三 代 快 任 示寂年歴月日不明
 四 代 快 澄 全 上
 五 代 權大僧都法印清惠 明和六丑年十一月廿一日寂
 六 代 清宥上人 全六丑年五月十一日寂
 七 代 阿闍梨憲雄 全七寅年六月十五日寂
 八 代 全上證空 寛政十丑年六月廿四日寂
 九 代 普明求寂 同二年戊五月五日寂
 十 代 阿闍梨元照 天明五己三月二日寂

十一代 全 靈 俊 文政四未年八月朔日寂
 十二代 法印靈雄 全六未年十月十一日寂
 十三代 阿闍梨英雄 天保二卯五月十九日寂
 十四代 法印俊雄 全十一子年九月廿八日寂
 十五代 贈法印徹雄 嘉永元申年十月朔日寂
 十六代 權大僧都法印普雄 安永四未年九月六日寂
 十七代 阿闍梨良覺上人 文久三亥年二月十三日寂

源正律院

當院は寛政以降文化前後にあつては一草庵にして寺格はなかつた素より且家のあらう筈もなく律行專修の祈禱庵で興幢庵と稱して居つたが安政元年時の住僧快道が京都嵯峨大覺寺に便りを得て開敷山現証律院と公稱するを免されて以來其末寺となり今に至つた次第と現証律院を今の如くに源正律院と改稱した譯の如きは次第に別るとして當院所藏の諸免許狀文書を順次に掲げて記述に代へる

其一 山號院號寺號の許狀

大奉書

阿波國麻植郡山崎村開敷山現証律院法築寺遂披露候處任
 隨心院門跡永宣旨御免許之所也仍執達如件
 安政元年十一月廿八日

權 僧 正 花押
 現 證 律 院 快 道 御 房

其二 傳法灌頂の許狀

傳法灌頂申望之事

令沙汰候之處任
隨心院御門跡永宣旨御免許之所候也仍執達如件
安政七年三月八日

權 僧 正
現 證 律 院 快 道 御 房

其 三 翠簾寄附と本山の請狀

兼而
御法縁仍に有之
本尊前爲莊嚴

壹 掛

右御寄附之處候也依而執達如件

小野御殿

萬延元申年六月廿三日

阿州麻植郡山崎村

御 役 所
現 証 律 院 快 道 御 房

其 四 法縁列座の許狀

達

兼而依に願

御法縁之列被差加候然ル上ハ

御法縁之御規則に守可被精勤候也依執達如件

小野御殿

萬延元年六月

阿波國麻植郡山崎村

御 役 所
現 証 律 院 御 房

(中奉書切紙)

一書令恐候嚴寒之節彌御安全可被成御法勤珍重之御事ニ候然ハ先月廿三日
當御所南都東大寺別當

御職上爲蒙

宣下仍而此段可申入條

如此候不宣

小野御殿

十二月十五日

御 役 所
現 証 律 院 御 房

但本文之義ニ付△△御△△申上候以上

以上で當院の△格の次第も別かつたであらうから掲げる

歴 代

開 山

大阿闍梨高幢大和尚

享和元辛酉八月朔日寂

二 世

又名惠空職△寶亦義迢
傳燈大阿闍梨惠嚴大和尚

文政七甲申七月廿日寂

三 世

假名證明房

文政十甲亥年六月十三日寂

四 世

俗姓阿波郡久千田村片山關次兵衛子

天保十己亥年七月△寂

五 世

大阿——快巖大和尚
假名義豊房龍光寺一代

嘉永三庚戌年五月九日寂

大——靈△大和尚

假名義豊房龍光寺一代

嘉永三庚戌年五月九日寂

大和國郡山之出身

大阿闍梨大鳳大和尚

全上智秀大和尚

大阿闍梨智幢大和尚

西光寺一代法脉相承師範也

(備考) 當代の示寂は明治二年であるが阿波藩末より續いたものであるから右に掲げた

佛堂 (一一)

以上の時代に於ける山崎村の佛堂は明暦三年同村棟付帳に藥師堂が見えて居る之は山伏千手院の横で其後文化前後となつて僧自力の庵堂後の源正律院が壹家に附いたる外他は村中構の庵室を部屋として道心即ち愛成の僧として一寺住持となるを得ざる庵守が居つた模様は文化四卯歲麻植郡山崎村棟付人數御改帳中に源正律院の前身が壹家に附いた外は部屋と附上げ次の如くに見えて居る

一 壹 家 僧 惠 嚴 歲四拾九

右惠嚴先代持寶義根元讚州産ニ而當村真言宗西法寺弟子ニ相成寶曆年中左院住職仕居申候處奉願子憲維附屬仕置生國讚州へ立歸高松城下靜息庵ニ住居仕比丘授戒律行專相勤秘密灌頂傳授仕候處其後右靜息庵之義者弟子ニ附屬仕置尙又御國へ罷越當村ニおいて自力ニ草庵取詣仕居申前段之懸律行專ニ相勤近郷之僧俗厚歸依仕寶曆年中右有姿ヲ以奉願宗門判別帳ニ壹家真言律僧持寶與付上左書ニ宗門御改別帖ニ被仰付候旨左記御座候當惠嚴義者右持寶附法ノ弟子ニ而美馬郡西端山東福寺住職仕居申候處持寶ヲ奉願附屬ヲ受當草庵ニ而法義相續仕居申當村棟付御改後惠嚴病寺ニ而文政七申年當郡木屋平村龍光寺快雅へ附屬奉願御聞届被仰付改祖持寶以來之通宗門別帳御改被仰付候旨等御配御座候此節棟付清帖被仰付候ニ付右彼是之運申上候處御聞届被仰付候

壹 人 瑞 幢 同拾四

此僧名西郡上山村下分明王寺弟子ニ而五ヶ年以前當村へ罷越惠嚴方ニ同宿仕居申ニ付其段申上候所御詮義之上御聞届被仰付旨被仰渡候

一 部 家 道 膳 哉 歲四拾八

此部家村中持ニ而御座候且膳哉義者那賀郡富岡町町人長左工門惣領ニ候處病身ニ付親跡相續難相調當郡西川田村明王院弟子ニ罷成内分刺髮仕當村へ罷越右部屋ニ相暮居申候然處此度棟付御改ニ付右運申上居懸御指置被下度旨奉願候處御詮議之上住居御聞届被仰付候

同時代に於ける瀬詰村の佛堂も皆部屋と附上げられて文化五辰年麻植郡瀬詰村棟付人數御改帖中の如く見えて居る

一 部 屋 道 心 真 光 歲四拾八

此部屋村中構ニ而真光者根元他國出生ニ而御座候處寛政二戌年當村へ罷越各部屋ニ住居仕居申ニ付此度棟付御取調ニ付右之運申上候處住居御聞届被仰付候

一 部 屋 道 心 寂 岸 歲七拾七

此部屋村中構ニ而寂岸儀ハ根元他國出生ニ而御座候處天明四辰年當村へ罷越右部屋ニ住居仕居申候此度棟付御取調ニ付右之運申上候處住居御聞届被仰付候

一 部 屋 此部屋村中構ニ而唯今無住ニ御座候

お 下 り

慶應三年極月に始つた「えいじやないか」は上方から撫養に渡つて徳島へ入り伊豫往還を西に向つて過ぐる處は一村も踊り騒がさん處はなかつたが町内の老人に聞いた處を綜合して記述すると初は阿房らしい笑つて居つたが爺婆までもが踊出し遂には老若男女踊らんものは石地藏といふやら調子になつて極月の節季が來ても皆んなが年を迎へる用意もせれば餅を搗かうとする家もなく八十九の爺婆が三ツ衣裳を着て踊りながらに若返つたと笑ひながらに「何んでもいじやなか」夫婦揃うてえいじやないか」と踊るもあれば娘が上下編笠で「餅は何うでもそじやないか」と踊る向ふに餅を搗のを見付たら「槌を取つてもえいじやないか」とからかひかけたら向うでも「それはどうでもえいじやないか」と槌を取られておこれも出來ず共に踊つた位であつた」と云ふ人もあれば「徳島勢見へ大神宮さんがお下りなされて御座る」といふので勢見の金比羅參りに一文なしに行くものが多かつたが行く先々で踊る家を見附けたら土足の儘でえいじやないかと飛上り共に踊れば酒肴でふるまわれる必要だつたら何の店にでも「えいじや」踊込み入用の品を取り之を呉れても「えいじやないか」といへば向ふでも取つても「えいじやないか」と云ふ節で行く先々で酒肴、牡丹餅其他品物を接待あつて行歸りの間には一文なしに行けましたが勢見にいつても大神宮さんは御越しなさらす白い千早を着た參詣人が山に上つて居るのを見ては「あれあれ太神宮さん」といふものがあつたら「ほんにほんに」と神でないのを知つて居つても目に見えんものは罪があるじやと一統手を合せて拜踊つたといふのもあれば「此町内でお下りはあつたかと尋ねたら「何處の内へは黒さん」「あそこ」太神宮さんの御祓さんが」と騒いで踊つたばかりで何んにもお下りものはなかつた」といはれる人もあつた又山崎瀬詰兩村では「えいじやないか」と踊つて行けば中分以上の家々で酒肴を出さん家は一軒もなかつたので年が明けたら長く踊るであらうと思つたら誰いふともなく狐狸の仕業であつた化かされて居つたといふので踊は夫れ切のおじやんとなつたといはれた老人もあつたが其實郡代所から村町の役人共に指止めさせたものである

第四編

慶應三年極月に始つた「えいじやないか」は上方から撫養に渡つて徳島へ入り伊豫往還を西に向つて過ぐる處は一
 村も踊り騒がさる處はなかつたが町内の老人に聞いた處を綜合して記述すると初は阿房らしい笑つて居つたが爺
 婆までもが踊出し遂には老若男女踊らんものは石地藏といふやら調子になつて極月の節季が來ても皆んなが年を
 迎へる用意もせれば餅を搗かうとする家もなく八十九十の爺婆が三ツ衣裳を着て踊りながら若返つたと笑ひな
 がらに「何んでもいじやないか」と踊るもあれば娘が上下編笠で「餅は何うでもいじやないか」
 いか「踊る向ふに餅を搗のを見付たら「穂を取つてもいじやないか」とからかひかけたら向うでも「それはどう
 でもいじやないか」と穂を取られておこれも出來ず共に踊つた位であつた」と云ふ人もあれば「徳島勢見へ大神
 宮さんがお下りなされて御座る」といふので勢見の金比羅參りに一文なしに行くものが多かつたが行く先々で踊
 る家を見附けたら土足の儘で「えいじやないか」と飛上り共に踊れば酒肴でふるまわれる必要だつたら何の店にでも
 「えいじや」踊込み入用の品を取り之を呉れても「えいじやないか」といへば向ふでも取つても「えいじやないか」と云
 ふ節で行く先々で酒肴、牡丹餅其他品物を接待あつて行歸りの間には一文なしに行けましたが勢見にいつても大
 神宮さんは御越しなさらす白い千早を着た參詣人が山に上つて居るのを見ては「あれあれ太神宮さん」といふもの
 があつたら「ほんにはんに」と神でないのを知つて居つても目に見えぬものは罪があるじやと一統手を合せて拜踊
 つたといふのもあれば「此町内でお下りはあつたかと尋ねたら「何處の内へは太神宮さん」あそこ太神宮さんの御
 祓さんが」と騒いで踊つたばかりで何れにもお下りものはなかつた」といはれる人もあつた又山崎瀬詰兩村では
 「えいじやないか」と踊つて行けば中分以上の家々で酒肴を出さん家は一軒もなかつたので年が明けたら長く踊る
 であらうと思つたら誰いふともなく狐狸の仕業であつた化かされて居つたといふので踊は夫れ切のおじやんとな
 つたといはれた老人もあつたが其實郡代所から村町の役人共に指止めさせたものである

第 四 編

第四編

明治の初に見た所屬郷觀

阿波國郡村誌中麻植郡兩村誌中に

阿波國麻植郡山崎村

本村古時所屬郷名詳ナラス

全國同郡瀬詰村

本村古時所屬郷名詳ナラス蓋今湯立ト稱スル地若シクハ射立郷ノ名ノ殘レルモノカ
と見えて居る

管轄沿革

本町舊二村の管轄沿革が阿波國郡村誌に次の如く見えて居る

山崎村

管轄沿革

天正十三年乙酉六月蜂須賀家政領知シ後村高十ノ八ヲ以テ其藩士十三名ノ采地トス明治二年己巳六月從二位蜂須賀茂韶封土版籍ヲ奉還シ德島藩ノ所轄トナリ德島縣名東縣ニ續屬シ全九年丙子八月名東縣廢セラレ高知縣ニ屬シ全年十三年庚辛三月德島縣ニ屬ス

瀬詰村

管轄沿革

天正十三年乙酉六月蜂須賀家政領知シ後村高十ノ六ヲ以テ其藩士十七名ノ采地トス明治二年己巳六月從二位蜂

須賀茂詔封土版籍ヲ奉還シ德島藩ノ所轄トナリ全四年辛未七月廢藩置縣トナリ德島縣名東縣ニ續屬シ全九年丙子八月名東縣廢セラレ高知縣ニ屬シ全十三庚辰三月德島縣ニ屬ス

里程と四隣距離

阿波國郡村誌に本町舊各村の里程と四隣距離とが次の如く見えて居る

山崎村

里程 本村元標字宮島ニアリ德島縣廳ヨリ西ノ方八里

瀨詰村

里程 本村元標ハ字南原ニアリ德島縣廳ヨリ西ノ方八里拾町

山崎村

四隣距離

東 學村元標へ貳拾貳町五拾三間三尺

南 種野山村元標へ壹里

西 瀨詰村標へ拾五町壹尺五寸

北 阿波郡伊澤村元標へ拾八町拾五間三尺

瀨詰村

四隣距離

東 山崎村元標へ拾五町壹尺五寸

南 種野山村元標へ壹里拾貳町

西 川田村元標へ貳里四町貳拾五間

北 阿波郡伊澤村元標へ貳拾壹町拾四間

本町現在の元標は役場所在地にあつて里程は縣廳迄七里九七にして四隣距離は次の如くになつて居る

東 學島村元標迄 ○里八三

南 三山村元標迄 一里一一

西 川田村元標迄 一里一四

北 阿波郡伊澤村元標迄

疆域

阿波國郡村誌中に見えたる本町舊兩村の疆域模様は次の如く見えて居る

麻植郡山崎村誌に

疆域

東 本郡學村ト耕地相接シ畦畔ヲ以テ境トシ山腹斜ニ境ス

南 本郡種野山村ト壹本松尾筋及本村忌部山嶺ヲ以テ境トス

西 本郡瀨詰村ト川田谷中流或ハ道路溪水ヲ以テ境トス

北 阿波郡勝命村ト吉野川ヲ以テ境トス

と見え

全郡瀨詰村誌に

疆域

東 本郡山崎村ト川田川又吉野川積又浦山ノ山腹ヲ以テ境トス

南 本郡種野山村ト浦山ノ山嶺ヲ以テ境トス

西 本郡川田村ト浦山ノ山腹及耕地畦畔ヲ以テ境トス

北 阿波郡伊澤村ト吉野川ヲ以テ界トス

と見えて居る

兩村併合して形成したる疆域は

東は學に接し南は三山村に西は川田村に北は吉野川を隔て、阿波郡伊澤村に臨んで居るとなつて居て郡の北邊なる西部に位し東西一里三丁南北廿七町の一大町となつて居る

地 勢 地 味

阿波國郡村中に見えたる本町舊兩村の地勢と地味とは次の如くである

山 崎 村

地 勢

南ニ忌部山ヲ負ヒ北ニ吉野川ヲ帶ヒ地勢西ニ長ク南北ニ短シ水陸運輸便ナリ

瀬 詰 村

地 勢

川田川西ヨリ東へ貫通シ南ニ浦山アリ北ニ吉野川ヲ帶フ水陸共ニ運輸ニ便ナリ

山 崎 村

地 味

土色淡黒ニシテ赤色ヲ混ス質惡カラス藍麥ニ適ス水利不便ニシテ旱ニ苦ミ又霖雨毎ニ水害アリ

瀬 詰 村

地 味

土色淡黒軟沙ヲ混ス質美ナラス甘薯ニ適ス水利不便ニシテ旱ニ苦ム又水害最モ多シ

以上を土性圖に依れば此地方の山脈地帯は始原層の結晶片岩である平地に屬する所は第四紀新層で螢橋邊に來れる川田川を以て本町を明かに二分して瀬詰は壤質砂土で川田村と同一で山崎は砂質壤土で川島町に至る地と同様

である

堤 塘 變 遷

山崎瀬詰兩村内の堤塘は阿波國郡村誌中麻植郡の部に次の如く見えて居る

山 崎 村

堤 塘

山崎堤川田谷ニ沿ヒ本村西ノ方字西ノ久保ヨリ起リ東ノ方學村ニ入ル長拾七町敷七間高壹間貳尺馬踏壹間壹尺根固石堤腹少シク竹ヲ生ス修繕費官民相共ニス

瀬 詰 村

堤塘西崎堤古川ニ沿ヒ本村西ノ方ニアリ長六町敷拾八間高四間馬踏壹間壹尺根固石修繕民費

以上は明治維新間もない間の模様であるが其後孰れも多少の改修杯もしたであらうが昭和の現代に至つては山崎堤は餘り眠に着く程でもないが瀬詰の西崎堤は先年内務省事業として大仕掛の改修工事をなしたる爲に今の如くに立派になつた同堤は其後内務省より縣に引續がれてある隨て山崎堤は今となつては餘りに改修するの必要を認めなくなつて來た

池 と 惡 水 溜

山崎瀬詰兩村内に於ける池と惡水溜とは阿波國郡村誌中麻植郡の部に次の如くある

山 崎 村

池

岩戸池 東西壹町南北拾間周圍貳町拾間本村東ノ方字岩戸ニアリ學村ニ跨ル

域 池 東西五拾間南北拾三間周圍壹町五拾三間本村南ノ方忌部山麓ニアリ岩戸池ニ通ス

池 惡水溜 東西拾間南北八間周圍貳拾八間本村西ノ方字西久保ニアリ

池 菰池 本村南ノ方字青木ニアリ東西拾五間南北拾間周圍四拾間田若干ヲ養フ

以上見えたる内の池にして注意すべきは山崎の船戸池である
岩戸池は大字山崎字大東に鎮座する岩戸神社に接してある池であるから岩戸池の名も起つたもので其池の水を引いて附近村民が灌漑の用に供して居る此池は南北狭く東西に延びて此池上に架した馬神橋といふ鞆橋上から眺むるに宜しく全地白蓮を以て港たされて居る

岩戸神社境内の壺六と傳説

岩戸神社の境内には高低交る大石が乱生して石上には圓孔即ち壺六がある此處は太古にあつたものと見え其壺六は最も深きもの六七尺にも超えて其徑二尺足らずである小なるものは其徑五六寸で深さ之に適ふて居る此壺六は太古は川の沿岸であつたが爲に渦が巻いて居つたので自然と水の旋回力から穿たれたものと云ふ説もあるがどうかと思ふ其等の壺中には自然と雨水が湛へて居る中に神水と唱ふるものあり手を觸るれば兎變忽ち到ると稱して其水を病者に與へ來つて居るといふ

山崎の瀧と名水

阿波國郡村誌中麻植郡山崎村誌に瀧と名水が次の如く見えて居る

瀧 天狗瀧 高六間幅拾壹間本村西ノ方字山路ニアリ下流川田谷ニ入ル
鎌倉泉 本村南ノ方忌部山ニアリ岩石ノ間ヨリ湧出ス昔時忌部神社御供水神泉ナリ清水ニシテ能ク茶茗

ニ適ス

字地變遷

山崎村

明治維新の初を示した字地は阿波國郡村誌中に舊各村分が次の如く見えて居る

宮	島	本村中央ニアリ元標所在地東西三町南北壹町拾間
忌	部	本村東ノ方ニアリ東西六町南北三町貳拾五間
靈	宮	本村南ノ方ニアリ東西三町南北壹町拾間
祇	園	本村西ノ方ニアリ東西三町拾五間南北壹町
坂	田	本村坤ノ方ニアリ東西三町貳拾五間南北四町拾間
忌	部	本村南ノ方ニアリ東西八町貳拾五間南北四町拾間
山	路	本村南ノ方ニアリ東西拾貳町南北壹町貳拾五間
東	麓	本村巽ノ方ニアリ東西拾三町南北四町拾五間
岩	戸	本村巽方ニアリ東西五町貳拾五間南北貳町拾間
西	麓	本村西ノ方ニアリ東西五町三拾間南北四町三拾間
天	神	本村東ノ方ニアリ東西四町拾貳間南北貳町四拾間
堤	内	本村西ノ方ニアリ東西三町三拾間南北貳拾五間
堤	外	本村北ノ方ニアリ東西拾八町南北三拾貳間
流	本	本村巽ノ方ニアリ東西八町拾間南北壹町貳拾間
宮	北	本村北ノ方ニアリ東西三町南北壹町五間

中須賀 本村良ノ方ニアリ東西五町南北壹町五間
西ノ久保 本村西ノ方ニアリ東西貳町南北貳町

瀬詰村

字地

大塚 本村西ノ方ニアリ東西六町南北貳町
北島 本村西ノ方ニアリ東西六町南北壹町
湯立 本村坤ノ方ニアリ東西拾町南北四町
青木 本村南ノ方ニアリ東西六町南北貳町
古城 本村南ノ方ニアリ東西壹町南北七町
春日 本村乾ノ方ニアリ東西貳町南北五町
三島 本村乾ノ方ニアリ東西三町南北五町
八幡 本村中央ニアリ東西貳町南北四町
若宮 本村東ノ方ニアリ東西貳町南北三町
諏訪 本村良ノ方ニアリ東西四町南北三町
安樂寺 本村巽ノ方ニアリ東西貳町南北貳町
前川 本村南ノ方ニアリ東西拾五町南北貳町
北須賀 本村良ノ方ニアリ東西三町南北三町

其後色々變遷して明治廿二年一月町村制實施の時には山崎瀬詰の兩村は大字となつて存することとなつて居つたが大正四年一月一日大字村の村を廢して大字山崎大字瀬詰となつて各大字の内なる小字は大正十二年拾月改正地所明細圖に依れば次の如くになつて居る

瀬詰村

大塚 大須賀 春日 湯立 前川 北島 八幡 若宮 青木 安樂寺 古城 三島 諏訪
山崎村 忌部 宮島 東麓 西久保 祇園 忌部山 岩戸 雲宮 流 山路 西麓 天神 宮北 中須賀 堤内
堤外

村行政と村役人 (下)

(一) 明治維新後舊治時代

慶應三年丁卯三年徳川十五代將軍大政を奉遷したので其年十二月九日朝廷維新の大詔を宣した其翌明治元年世は末だ慶應四年戊辰正月六日松平阿波守齊裕卒去せられしが武門政治は既に敗れて王政復古の氣運に達した此時藩守は二代太守至鎮以來徳川家から授かり來つた松平の氏は齊裕の二字茂昭に至つて之を名乗るを快しとせずして本性に復し三月八日封を襲ひて阿波守となり權中納言に任ぜられ蜂須賀十五代太守阿波守權中納言茂昭と公稱した此年九月八日明治と改元なつたと共に阿波藩も亦徳島藩と改稱した去れども阿波淡路の兩國は蜂須家の封土にして村行政の村役人も亦其儘であつたが明治二年巳年正月府藩治一致の朝命が下つたので藩政機關を改革して村行政の司として民政奉行を置いたが此六月藩主茂昭封土版籍を奉還したが舊城内に公廟を置かれて徳島藩廳となし舊知事には舊守蜂須賀茂昭仰付けられた其月川島に藩廳内牧民課の西出張所が置かれて阿波、麻植、美馬、三好の四郡を管轄したが間もなく西牧民所と改められ同年九月與頭庄屋の内から大庄屋を選び置かれて與頭庄屋以下の村役人を統御せしめた此時瀬詰村與頭庄屋阿陪豊三郎は大庄屋肝煎を仰付けられた大庄屋肝煎は郡中大庄屋の頭である此年十一月藩臣の拜知もなくなり總べて御藏に編入せられたので肝煎役も亦庄屋となつた山崎村で以前肝煎であつた田中利三兵衛が牧民所へ指出した改印願に次のやうなものがあるのは肝煎が庄屋となつた立証となる

奉願上覺

私共此度印形之義改印仕度奉存候間何卒御慈悲之上を以右之段被聞△被下候は、重々難有仕奉存候依而右之段書付を以奉存候 以上

明治三年四月

牧民御役處様

山崎村庄屋 田中利三 兵衛印

明治三年六月川島の牧民出張所は西民政所と改稱なつた當時西民政所の主事は權少參事岸有憲で下には少屬(屬はさわねんと讀む)藤川介一の外史生准史生等も居つたが町史の上には餘り必要がないから省略する
明治三年十一月本郡内に一名の大里長と一名の大里長補を置いて大庄屋以下村役人の牛耳を執らせた孰れも勤中士族で職務の上には少しも違ひがなかつた處で山下請持には大里長補に内原村の桑原鶴三郎が仰付けられ山上請持には瀬詰村の阿部豊三郎が大里長に仰付けられた
世人は伍長は後くに置かれたやうに思ふて居る向もあるが從來の村役人廢止の伏線として大里長や大里長補と相待つて上の仰を講じて居つた其立証には明治三年山崎村戸籍の内に次のやうな伍長が是より仰付けられてあつた

明治三年山崎村戸籍取調奉指帖

麻植郡山崎村無役人伍長

明治三年

四拾四歲

戸

井

榮

作

同

六拾貳歲

父

快

右

工

門

同

拾四歲

孫男

竹

太

太

郎

同

拾壹歲

龜

太

郎

郎

同

三歲

米

太

郎

郎

金勝寺且那

麻植郡山崎村百姓伍長

明治三年

五拾七歲

安

太

郎

太

同

拾四歲

男

傳

吉

七

七

同

三拾三歲

甥

理

七

七

同

四拾五歲

嘉

七

七

山崎邑と附卒伍長

明治三年

三拾八歲

木

村

正

之

同

貳拾歲

男子

爲

十

工

郎

同

拾八歲

勘

右

工

門

同

拾六歲

清

吉

門

平

同

拾四歲

貞

平

吉

郎

金勝寺且那

麻植郡山崎村百姓伍長

明治三年

四拾壹歲

島

右

工

門

同

拾九歲

男子

虎

平

治

郎

同

拾歲

爲

平

治

郎

山崎村伍長

明治三年

四拾五歲

次

藤

太

郎

同

拾八歲

男子

万

太

郎

吉

同

拾歲

同

米

吉

郎

金勝寺且那

明治四年辛未三月西民政掛から從來の村役人廢止の達書が大庄屋同御用代

與頭庄屋同助役御用代

庄屋同助役御用代

年寄同御用代

郷目附五人與

御年貢取立役

藍方制道役

空地調役

砂糖益銀取立役

銀札目附

右今般御改正ニ付役儀解放申付候條無洩様至急布告ニ相及可申候也

辛未三月

麻植郡中 大里長同補中 西民政掛

と出たので従來の村役人は一掃せられたが大里長同補と伍長は新設の村役人であるから後に残つて御用を勤むる話には別に別るとして此等慥に廢止となつた舊役人山崎村庄屋田中利三兵衛にして瀨詰村には與頭庄屋であつた阿陪豊三郎は大庄屋となり大里長となつて従來村役人は一人もなくなつて仕舞ふて居つた其他の役人は兩村共にあつたが不明である

明治四年辛未三月従前の村役人が廢止なつた共に番組を設けて番毎に一人の里長又は里長補を置き其下には村毎に組頭又は組頭補を置き其下には村には既に置かれてあつた一村五人又は五人以上の伍長を配して村行政を料理せしめた此時出された里長組頭心得方條目中に

番中合併一村と相心得候御趣意上諸事同心協力して至知に歸し候様盡力すべき事
(上略)里長を従前之大庄屋へ組頭は庄屋伍長は五人與に對し候様可心得事秋年貢取立方は里長手許にて組頭

立會ひ取立帳を仕管十月五日頃迄に帳面を組頭に授け組頭が伍長々々へ渡し兩夫より村々にて分課し十月頃より傍示々々の年番伍長(取で定めた伍長の頭)取立場へ集會いたし米の精粗升の量目を点檢し聊か忽略なき様取立終り夫々組頭へ引渡し十一月朔日々五日頃迄に里長手許へ請取租稅方之役を受夫より德島へ廻漕いたし候事

といふやうな條目が見えて居る

以上の時代にあつては本郡内は西民政所の下に層して廢藩置縣の時に至つた當時山崎村は第三組、瀨詰村は第四組に屬した其組村は後の三小區四小區となるので其處で判るとして此時置かれた山崎村の里長は田中康太郎、其後同貞太郎瀨詰村の里長は阿陪省三郎であつた

當時給祿は大里長現米拾貳石、同補拾石、里長八石同補六石、組頭四石、同補三石で伍長は脇指御免で無祿であつた

(二) 廢藩置縣後區制時代

明治四年七月德島藩が廢止となつて德島縣が置かれたが全年十一月名東縣と改稱なつた此間に於ける郡村行政機關には別に變りはなかつたが明治五年五月に區制が布かれて縣内を大區小區に別かたれ時本郡は第五大區となり五大區内は一小區内至五小區に分たれて以前の第三組は第三小區第四組に第四小區となつた其組合はせは次の如くである

第三小區 山崎、學、三ツ島、兒島、桑村、川島町、宮ノ島

第四小區 榎山、川田山、川田、種野山、瀨詰、

以上の如く以前の組村が小區となつた共に里長以下組頭は廢せられて大正の長に戸長が置かれ小區の長に副戸長が置かれた當時の戸長は一郡の長にして其權力は後の郡長どころではなかつた
那賀郡鷲敷町の舊大庄屋家森哲藏方で見出したものに

明治五年申年六月戸籍袖中記

森

興

第五大區

麻植郡戸長 阿 陪 省 三 郎

(二二小區省略)

三小區 副戸長 桑 村 後 藤 田 定 資
四小區 副戸長 川 田 住 友 治 五 郎

(五小區省略)

といふがあつた同年九月に大區の長たる戸長を區長と改め小區の長たる副戸長を戸長と改め其下に副戸長を置いた此時瀬詰村の戸長阿陪省三郎は區長となつたが副戸長より進んだ戸長は矢張以前の人物で其下に副戸長を置いた迄であつたとは四民政所に父民平が庄屋であつたので同處へ父の御用代で同所へ時々出張して阿陪豊三郎、同省三郎父子をも能く知つて居る本郡森藤村大字山路の山本半平翁が今に生存して居るので同家に就いて聞いた話である

明治八年五月三日區戸長等級改正の達しがあつて全年八月九日區長及び正副戸長は官選を廢して公選にする旨達しがあつて公選の結果は「名東縣阿波國區戸長人名録」に本郡區長と三小區、四小區一等二等の戸長が見えたる處を出して証明すると下の如くである

第五大區

麻植郡區長 筒 井 萬 甫

三小區

一等戸長 板 東 小 八 郎

一等副戸長

川村英三郎、細谷伊十郎、伊勢五平

次に四小區分が

四小區

一等戸長 阿 部 彌 太 郎

一等副戸長

佐藤龜藏、佐々木佐藏、平野又太郎、金山六郎

とある

明治九年八月廿一日名東縣を廢して高知縣に合併の布告があつて全年九月各大區の區長に向けて

第何大區 區 長

今般廢藩置縣ニ付土地人民本日高知縣へ引渡候條此旨爲心得相違候事

明治九年九月十八日

名 東 縣

と達しがあつて阿波國は全く高知縣下に屬した全年十二月十九日公選區戸長を廢して官選する旨達があつた此時本郡區長となつたは那賀郡新野町役場保存の書類の内に「五大區麻植郡區長三宅盈兵衛」見えて居た他は大抵以前の人物を用ひたらしい是より等級廢止となつて明治十一年十一月戸長を改めて副區長とし副戸長を改めて戸長とし其下に又副戸長を置き抔して明治十二年一月一日郡區改正の結果で郡制が敷かれて川島に麻植阿波郡役所が置かれる前日に至つて以前の村役人は廢止となつた以上の時代にあつては五大區區務所は川島に置かれて區長は其處に詰切執務して居つたが戸長副戸長も時々區務所に事務を執つたが副戸長は大抵自宅勤務であつたが小區にも亦區務所があつた筈である

(三) 郡區改正以降町村制實施以前

明治十二年一月一日郡制が敷かれて川島に阿波麻植郡役所が置かれた其管轄内阿波麻植兩郡内にして當時の郡長は岩本晴之で其下に郡書記雇抔があつたが町村史上に於ては一々掲げる必要がないから省略して村には村役所が置かれた當時に於ける山崎瀬詰兩村役所縣廳保管の阿波國郡村誌中に

山 崎 村

村 役 所

一ヶ所 本村西ノ方字西久保ニアリ民家ヲ假用ス

と見え瀬詰村役所が

瀬 詰 村

村役所

本村中央ヨリ東ノ方字若宮ニアリ民家ヲ借用ス

とあつて當時に設けた掲示場は同上誌中に

掲示場

壹ヶ所本村東入口ヨリ六町字若宮ニアリ

とある以上の村役所時代となつては役所の管轄村を稱して記別といひ役所の吏員には戸長、用係、筆生、雇の如きがあつて戸長の任命は知事に屬して最初は等外何等、後には准判任官何等を以て待遇せられることゝなつた用係は郡役所の辭令に依つて進退せられ筆生雇の如きは村役所で雇入れたるものにして其任務は戸長は今日村長の執つて居る事務は収入役の事務と登記事迄執つて居つたが後には登記事務は裁判所の管掌することゝなつたので自然と執らなくなつたが用係は今の町役場の助役の執り居る事務を執り筆生は書記の事務を執つて居つたと見れば可い次には其後に於ける兩村役所の記述に及ぶ

瀬詰村役所

當村役所最初の戸長は阿陪彌太郎にして此時代の戸長は學務員兼務で専任學務委員が役所にあつた學務委員役所で執り居る事を監督した以下明治十八年七月學務委員廢止の時に至る間戸長は兩村役所の戸長共にさうであつたと思つて貰つて置いて阿陪戸長時代の文書に残つた事跡を見るに村會議員が瀬詰村會決議續中に

村會議員

明治十二年

- (副) 上田貞司郎 (長) 佐藤龜雄
- 石川増吉 長尾勝一郎
- 石川久平 大出徳藏

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 樋口政吉 | 青木貞次郎 | 住友市藏 |
| 石川光五郎 | 住友朋太郎 | 吉本長十郎 |
| 上田徳助 | 住友恒一 | 高鍋初太郎 |
| 藏本與市平 | 加藤爲三郎 | 福本平三郎 |
| 住友淺三郎 | 阿部兵八 | 日下又三郎 |
| 中野利三郎 | 森本源助 | 山本源三郎 |
| 長瀬貫一 | 市原勝三 | 幸元秀吉 |
| 米岡三太夫 | 安友儀平 | 住友春之助 |
| 増富金平 | 内藤庄藏 | 原田雪藏 |
| 森彌三郎 | 安部多吉 | 三室彌太郎 |
| 矢田茂次郎 | 安部淡之助 | 上田熊三郎 |
| 柏野藤三郎 | | |

總員四十名

と見えて居る

其後戸長が更つて後への同村會及び議員議長の跡は役場に存する瀬詰村會決議後に

明治十六年十二月

- 議長 安陪省三郎
- 副議長 長尾勝十郎

明治十七年村會議員が

- 安陪省三郎
- 石川久平
- 石川光五郎
- 阿部兵太郎
- 森本長十郎
- 住友恒一

住友 磯 三郎

加藤 富 三郎

と見えて居る

明治十三年綴のものに

伍長總代

石川 久 平

石川 光 五郎

長尾 勝 三郎

上田 貞 司郎

加藤 富 三郎

と見えて居る右の伍長は古くにあつた伍長でなくて村に勝手に設けた伍長であるが郡役所の認可を受けたは勿論である

又全年三月村會議員改選舉の結果で當選なつた議員の面々は

瀨詰村決議綴に議員選舉開札の結果

明治十三年三月一日 高知縣阿波麻植郡長岩本晴之許可

- | | |
|---------|---------|
| 佐藤 龜 雄 | 上田 貞 司郎 |
| 石川 久 平 | 長尾 勝 三郎 |
| 石川 光 五郎 | 森本 貞 助 |
| 長瀬 貫 一 | 大出 德 藏 |
| 阿部 兵 八 | 加藤 富 三郎 |
| 安陪 省 三郎 | 住友 友 市藏 |
| 住友 秀 三郎 | 住友 磯 三郎 |
| 米岡 三 太夫 | 中野 利 三郎 |

代理

- | | |
|---------|---------|
| 森本 長 十郎 | 住友 朋 太郎 |
| 住友 恒 一 | 平野 岩 吉 |
| 藏本 與 一平 | 幸元 秀 吉 |
| 安部 多 吉 | 日下 又 三郎 |
| 小竹 虎 藏 | 内藤 庄 藏 |
| 上田 安 助 | 富本 平 三郎 |
| 石川 五 三郎 | 住友 春 之助 |
| 樋口 政 吉 | |

とある位で其外必要と認める文書は残つて居らんが右の會議の翌日即明治十三年三月二日太政官布告第六號で今般德島縣を置き阿波一國を管轄せしめ候條此旨布候事

と公布せられ結果高知縣德島支廳は引拂はれて其跡へ今の德島德島縣廳が置かれた其年四月戸長は官選准判任となつた其時以前の戸長は一旦依願辭職せしめて改めて戸長に任せられた當役所の最初の戸長阿陪彌太郎が明治十三年以前に瀨詰村戸長を拜命した跡のあるのは公選で高知縣時代であつたが十四年二月依願免官の跡の見えたるは德島縣廳より任命せられて居つたのが辭職したといふ故になる次に戸長移動の模様を示す

明治十三年以前年月日不明瀨詰村戸長拜命

同十四年二月依願辭職

明治十四年二月瀨詰村戸長拜命

年月辭職又は轉任不明

年月日不明瀨詰村戸長拜命

年月日辭職又は轉任不明

瀨詰村平民 阿陪 彌 太郎

瀨詰村平民 上田 貞 四郎

瀨詰村平民 安陪 省 三郎

此時の用係 石川 五 三郎

本郡上浦村士族 近久兼太郎

山崎村

明治十九年三月瀬詰村役所廢止に付自然退官
當村役所最初の戸長は伊勢五平にして其後の事跡で文書に残つたもので必要なるものと認められた限りを記述すると
村會議員の事跡が

山崎村役所決議綴に

明治十三年のものに村會議長伊月高齋とあり

又明治十四年七月廿三日のものに

村會議員 岩戸 和藏 糸田川徳三郎 花崎 五平 山積 庄平 松村 金藏
河村 源次 白山 重吉

全十六年四月廿一のものに

議 長 松村 虎平 佐竹 米吉 桑原 惣平 糸田川長三郎 大北佐馬藏
副議長 戸井磯五郎 荒井源三郎 三栖 治助 西 利三郎 桑原 源吉
川村 源治 雲宮治三郎 野崎 彌造 板本庄三郎 國見嘉十郎 麻坂米三郎
森 忠三郎 三谷 貞平 石田熊之丞 吉倉 武藏 佃 團十郎
妹尾善治郎 麻山 房吉 麻山 善助 岩戸 和藏

と見え

全十八年十月廿四日ものに

松村 虎平 岩戸 和藏 桑原 惣平 伊勢武三郎 雲宮治三郎 白山 重太
山口熊之丞 妹尾善次郎 三谷 與平 戸井磯五郎

と見えたる外は別に必要と認めらるものもないから次には戸長用係等の別つたもの外には
瀬詰村會議綴中に

明治十三年

伍 長 石川 久平
石川 光五郎
長尾 勝三郎
上田 貞司郎

と見えたる位で別に必要と認めらるものもないから次には戸長用係等の知れたる限りを掲げると下の如くである

戸 長 移 動

明治十二年三月山崎村戸長拜命 山崎村平民 伊 勢 五 平

全十四年二月依願免 山崎村平民 松 村 虎 平

明治十五年一月山崎村戸長拜命 山崎村平民 西 岡 増 次

全十六年二月依願免 山崎村平民 西 岡 増 次

明治十二年二月山崎村用係拜命 三島村平民 細 谷 伊 十 郎

全十六年三月全村戸長拜命全十八年三月依願免

明治十八年三月山崎村戸長拜命 用 係 移 動

明治十五年三月戸長で伊勢五平と同時拜命

全十六年三月戸長となるに至つた

明治十六年三月以降十七年前後

細谷伊十郎ノ代 森 山 兵 治
佐 竹 米 吉

明治十八年五月前後

阿部 宗助

にして細谷伊十郎、佐竹米吉等も用係であつたといふが文書に見たる處がない
以上の如くにして當村所は明治十九年四月記別變更に依つて瀨詰村記別を山崎村記別に合して山崎村瀨詰村記別
を形成し三月末日限りて役員残らず辭令を用ひず自然退職となつた

山崎村 役 所
瀨詰村 村 役 所

當村役所は明治十九年四月瀨詰村記別を合して一記別とせられたとき元の山崎村役所の跡は置かれたものにして
役所の位置は今の戸籍に残つて山崎瀨詰村貳百七拾七番屋敷伊勢五平宅と見えて居る當初の戸長は元山崎長であ
つた細谷伊十郎が明治十九年四月に任せられて町村制實施が間近くなつた明治二十二年七月時の郡長から

町村制實施期日發令ニ付町村制第三百三拾一號ニ依リ初度ノ議員選舉ニ關シ山瀨村長及全村會ノ職務並ニ條
令ヲ以テ定ムベキ事項ハ其官ニ於テ取扱フベシ

と命ぜられたので在官の儘山瀨村役場に入つて任務を果した話は後に述べるとして當村役所が全年九月末日限り
で廢止となつた以前に居つた用係は役場吏員の話に依れば下の如くであつたといふ

- 楠 市 太 郎 宮 城 伊 平
- 幸 元 嘉 吉 平 野 鍋 吉
- 住 友 春 太 郎 伊 勢 林 平
- 結 城 茂 一 郎 阿 部 武 武

であつたといふが結城茂八郎翁の直話に依ると最終の用係は楠市太郎であつたといふ

(四) 町村制實施以降現代

當町は明治廿二年十月町村制實施の前に郡長の諮問に應じて山崎村瀨詰村記別に約めて山瀨村といふ一新村を形
成することを對へた斯うして出來た山瀨村内村行政の機關として置かれた役場が今の町村役場の前身である次に

は役場の沿革記述に及ぶ

山瀨村 役 場

當村役場は明治二十二年十月一日町村制實施に際して元の山崎瀨詰村役所の跡に置かれて其日より山崎瀨詰村役
所の村長細谷伊十郎は上命を奉じて當村長の行ふべき村會議員の選舉を職權上より選舉した村會議員は武市貞明
結城茂八郎、北野虎七、幸元秀吉、住友賀太郎、戸井安郎、雲宮治三郎、藏本與市平、妹尾善次郎、阿部嘉十郎
石川光五郎、三谷貞平、平野清吉、富本平三郎、松村小三郎、桑原惣平、長尾勝三郎、住友春之助にして村會に
關する必要の條條を定めて有給村長を置く事となつて村長選舉に於て當選したのが長尾勝三郎にして細谷戸長は
任務を果して退いた其後同年十二月八日に助役住友朋太郎全廿二日に收入役花崎五郎就任したるに次いで書記の
如きも就任して自治制度の役場は完全に成立つた其後役場の不便を感じて大字山崎村八幡の地を下して役場を其
處に新築した之が明治三十一年修繕して山崎尋常高等小學校の教員及び小使の詰所としたのが現在の同校教員及
び小使の詰所である斯うして村役場は今の役場處なる大字山崎村字堤外一番の四十二の地に新築して移つた後村
長職員に關する條例を變更して名譽村長助役を置き杯する内大正十五年五月五日町制實施をなして今に至つた次
には當役場あつて以來の役場吏員、村會議員其他の會員等の移動を示すと左表の如くである

村長以降町長移動表

就任年月日	退任年月日	資格	給料	退職及ビ事由	氏名
明治廿二年十二月十四日	明治二十三年六月三十日	村長	長	死	長尾勝三郎
明治二十三年七月七日		村長	長		住友春之助
明治二十七年六月廿五日	明治廿九年八月二十四日	再村長	長		住友春之助
明治廿九年十一月二日	同 三十年一月廿二日	村長	長		家 安部省三郎
明治三十一年九月廿日	同 三十二年一月十三日	村長	長		家 伊勢藤次郎

明治三十二年六月十日	同四十年六月九日	村長	年俸貳百四拾圓	事務管掌	鴻野久雄
明治四十年六月十日	同四十年八月廿四日	村長	同貳百四圓	任期滿了	幸元嘉吉
明治四十四年十二月廿六日	大正四年十二月廿六日	村長	年俸貳百四圓	家	平野鍋吉
大正五年一月八日	大正九年一月七日	名譽職村長	同參百圓	任期滿了	住友春太郎
大正九年一月二十七日	大正十年一月二十七日	同	報酬年俸 八百圓	任期滿了	伊勢林平
大正十一年三月三日	大正十五年三月三日	同	六百六拾圓	疾	結城茂八郎
大正十五年六月三十日		名譽職町長	同	任期滿了	安部武義
					重本榮助

助役移動表

明治廿二年十二月八日	明治三十年二月	助役		制第九條第四	住友朋太郎
明治廿七年一月十七日	明治三十年九月廿日	同		項ニ依リ解職	松田直吉
明治廿七年四月十九日	明治三十二年五月廿四日	同		制第九條	楠市太郎
明治三十年三月七日	明治三十二年八月三日	同		村長トナル	伊勢藤次郎
明治三十一年十一月七日	明治四十年八月廿日	助役	月俸拾五圓	三項ニ依リ解職	住友朋太郎
明治三十二年八月四日	大正四年八月廿日	助役	同拾八圓	任期滿了	松尾芳次郎
大正四年九月四日	大正七年三月二日	有給助役	同拾八圓	同	宮崎伊平
大正七年三月十四日	大正七年十月九日	同	同拾八圓	病	藏本伊平
大正七年十一月十二日	大正十一年三月三日	同	同二拾二圓	同	住友惣四郎
大正十一年三月十日	大正十五年六月三十日	名譽職助役	同二拾圓	名譽職村長ニ	安部武義
			年額五百四拾圓	町長ニ就職	重本榮助

大正十五年七月四日 收入役移動表

明治廿二年十二月十二日	明治廿九年三月廿一日	收入役	收入	家事都合	花崎五平
明治廿九年四月九日	明治三十三年四月八日	同	同	滿期	緒方太左工門
同三十三年四月十日	同三十六年二月七日	同	同	家事都合	長尾清五郎
同三十六年二月十四日	同四十年三月十四日	收入役	月俸拾五圓	滿期	元木伊平
同四十年二月十三日	大正四年九月四日	同	同拾七圓	助役ニ定任	藏本伊平
大正四年九月四日	大正八年九月四日	同	同拾八圓	滿期	大西秀市
大正八年九月四日		同	月俸四拾七圓		鹽田貞平

書

記

明治三十二年一月十九日	明治三十三年十月廿二日	書記		家事	尾形駒太郎
明治三十二年四月四日	明治卅五年十一月三十日	同		同	結城與左工門
明治卅二年十一月十七日	明治三十四年九月八日	同	月俸拾貳圓	同	日下茂三郎
明治三十三年四月十日	同四十四年三月二十二日	同	同	同	緒方太左工門
明治卅三年十一月廿四日	明治卅四年十一月廿七日	同	同	同	西岡惠一郎
明治三十四年四月五日	明治三十六年二月七日	同	同	同	森山重英
明治三十七年八月十四日	大正元年九月三十日	同	月俸四拾五圓	同	住友惣四郎
明治三十七年八月十五日	大正元年九月三十日	同	同拾七圓	病	氣西村助次郎
明治三十七年九月一日	明治三十八年七月十二日	同	同七圓五拾錢	家	事兼子園太郎
明治三十八年七月廿四日	明治四十三年四月十四日	同	同九圓	同	國見忠右工門
明治卅八年七月二十四日	同四十一年十一月三十日	同	同九圓五拾錢	入	營藏本吉三郎

明治四十一年十二月一日	明治四十四年十一月卅日	同	九圓五拾錢	家事ノ都合	松浦	清市
明治四十三年四月一日	明治四十四年九月四日	同	七圓五十錢	同	瀬川	由一
明治四十四年四月十四日	明治四十四年三月卅一日	同	七圓五拾錢	同	大西	秀一
明治四十四年十月一日	明治四十四年十月一日	同	八圓五十錢	同	安部	喜一
明治四十四年十月七日	大正三年三月三十一日	同	九圓五拾錢	書記定員減員	鹽田	貞平
明治四十四年十二月十九日	大正元年十月二十二日	同	七圓	ニヨリ解職	加藤	貞平
大正元年十一月一日	大正二年三月四日	同	月俸拾圓	家事ノ都合	松田	清市
大正元年十一月一日	大正二年六月五日	同	九圓五拾錢	同	池上	武平
大正二年七月一日	大正四年九月四日	同	拾壹圓	同	大西	秀市
大正四年九月九日	大正五年五月二十一日	同	拾貳圓	收入役ニ定任	楠本	英吉
大正五年三月三十一日	大正七年四月二十二日	同	拾貳圓	同	幸元	菊一
大正七年五月三十一日	大正八年一月二十日	同	同	病氣	幸元	菊一
大正五年六月一日	大正八年九月四日	同	同	同	收入役へ轉	鹽田
明治四十四年十月一日	大正九年四月二十一日	同	特別拾七圓	病氣	收入役トシテ入營	桑原
大正九年四月二十八日	大正十年十二月五日	同	參拾圓	徴兵トシテ入營	病氣	幸元
大正八年一月二十三日	大正十一年九月十四日	同	參拾七圓	病氣	名譽職助役トナル	森本
大正十一年九月三十日	大正十五年七月三日	同	參拾四圓	同	同	浅市
大正七年三月十九日		同	同	同	同	宮本
大正十一年一月一日		同	同	同	同	宮本
大正十五年七月五日		同	同	同	同	近藤

村 會 議 員

記

二二三

選舉	選舉年月日	滿期年月日	退職年月日	退職事由	氏名
種	明治二十二年十月一日	明治二十五年九月三十日			武市 貞助
別	同	同			結城茂八郎
	同	同			北野 虎七
	同	同			幸元 秀吉
	同	同			住友賀太郎
	同	同			戶井安三郎
	同	同			藏本與市平
	同	同			妹尾善次郎
	同	同			安部嘉十郎
	同	同			石川光五郎
	同	同			三谷 貞平
	同	同			平野 清吉
	同	同			富本平三郎
	同	同			松村小三郎
	同	同			桑原 惣平
	同	同			長尾勝三郎
	同	同			住友春之助
	同	同			木村爲十郎
	同	同			糸田川德三郎
	明治廿五年十月一日	明治二十八年九月三十日			

二二三

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 定期總改選 同 同 同 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月五日 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月五日 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月五日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 大正十八年十月四日 同 同 同 同 同 同 大正十八年十月四日 同 同 同 同 同 同 大正十八年十月四日

大正十三年六月十三日
大正十四年十月四日

死 滿

亡 期

北野五三郎 上田 總平 北野五三郎 安部 武義 池上 德平 松村 泰輔 平野 鍋吉 樋口 邦好 木村爲十郎 富本 市郎 森本 豊助 佐川甚右工門 前田又兵衛 山本源九郎 尾賀 潤三 桐野 友吉 河村 惣助 松永堅太郎 安部 安助 重本 榮助

ナシ 一 一 一

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 定期總改選 同 同 同

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 大正十年十月五日 同 同 同 同 同 同 大正十年十月五日 同 同 同 同 同 同 大正十年十月五日

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月四日 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月四日 同 同 同 同 同 同 大正十四年十月四日

大正十四年十月四日 同 同 同 同 大正十二年十月九日 大正十年十月廿九日 同 同 同 同 大正十一年十月二十日 大正十四年十月四日 同 同 大正十四年十月四日 大正八年一月廿日

同 同 同 同 滿 滿 死 同 同 同 同 滿 死 同 同 滿 死

上 上 上 上 期 期 亡 上 上 上 上 期 亡 上 上 期 亡

池上 德平 寺内美馬八 樋口 多平 結城茂八郎 尾谷 高藏 井上 義夫 伊勢 林平 富本平三郎 古山 和平 新藤 久平 重本 榮助 松村 泰輔 幸元 嘉吉 平野 鍋吉 松永堅太郎 住友 傳吉 北野五三郎 富本平三郎 森本 惠助

二	一	一	一	二	二	二	一	一	一	二	二	一	一	一	二	二		
定期改選	同	同	同	同	定期改選	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		
明治四十一年三月廿一日	同	同	同	明治三十八年三月廿一日	同	明治卅八年三月二十日	同	同	同	明治三十五年三月廿一日	同	同	同	同	明治三十二年三月二十一日	同		
大正三年三月十九日	同	同	同	明治四十四年三月廿一日	同	同	明治四十二年三月十九日	同	同	明治四十一年三月十九日	同	同	同	同	明治三十八年三月廿一日	同		
				明治四十四年三月十九日														
				明治四十二年七月十二日														
				死														
				亡														
石川 仲太	住友政之進	幸元 嘉吉	安部 萬平	桐野藤四郎	森本谷五郎	藏本辰次郎	森 彌三郎	德永 武平	安倍秀三郎	長尾清太郎	住友春太郎	幸元 嘉吉	森本 惠助	森本 貞助	阿部彌七郎	加藤文四郎	平野 鍋吉	富本平三郎

二	二	二	一	一	一	一	二	二	二	一	一	一	二	二	二			
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	定期改選	定期改選	同	同	同	同	同	同
大正三年三月廿一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
大正七年三月廿一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
石川 仲太	住友政之進	幸元 嘉吉	安部 萬平	桐野藤四郎	森本谷五郎	藏本辰次郎	森 彌三郎	德永 武平	安倍秀三郎	長尾清太郎	住友春太郎	幸元 嘉吉	森本 惠助	森本 貞助	阿部彌七郎	加藤文四郎	平野 鍋吉	富本平三郎

郡會議員

結城茂八郎	松村虎平
伊勢林平	松永堅太郎
松村泰輔	尾賀正二郎
富本平三郎	森本貞助
森本惠助	幸元嘉吉
住友新太郎	平野鍋吉
尾賀正三郎	松村泰輔

土地賃賃價調査委員

帝國在郷軍人會山瀬町分會(原文)

一、本町ニ於ケル尙武團體ノ起源
 明治十八年日清戰役後一般ニ尙武團體ノ必要ヲ認メ之レカ設立ヲナスモノ各所ニ多キヲ認メラレ本町ニ於テモ大字瀬詰住友春太郎氏大ニ其必要ヲ唱導シ之カ設立ニ盡瘁セラレ氏ハ斯會ノミナラス凡テ公共事業ニ熱心ニシテ常ニ公事ニ奔走シタル事多大ナリ機遂ニ熟シ明治三十六年十一月時ノ村長幸元嘉吉ト共ニ山瀬村在郷軍人會々則ヲ制定シ之ガ設立ノ端緒ヲナシタリ

當時ノ會長 山崎村長 幸元 嘉吉
 副會長 住友春太郎
 幹事 松村虎平、石川光五郎、松尾芳次郎、佐竹米吉、住友嘉太郎、尾賀正三郎
 評議委員 宮崎伊平、樋口太平、梯與右工門、山住幸吉、篠塚周平、内藤丈平、石川安平、結城與右

工門、白山瀧藏、三橋友三郎

書記 安部万平、西岡惠一郎ナリ

一、明治四十一年八月九日總會ニ於テ役員改選ヲナシ會長住友春太郎、副會長宮崎伊平、幹事藏本伊平同住友惣柳助、住友泰、當選セリ

一、日露戰役結果吾國ガ世界ノ一等國ニ列スルニ至ルト共ニ將來益々多クノ兵員ヲ要スルコト切ナルニ至リ師團増設歩兵ハ二ヶ年現役制度ニ改メ大ニ其數ヲ増加シ得タルモ尙之レヲ以テ足レリトナスベカラス剛健ナル在郷軍人ヲ要スルコト切ナルヲ以テ明治四十三年十一月三日天長節ヲトシ帝國在郷軍人會ヲ設立シ全國各町村ニ分會ヲ置クコト、ナリ明治四十四年三月三日山崎町分會ニ引繼ヲ受ケタリ

當時ノ分會役員左ノ如シ

分會長	步兵少尉 富本 市郎	分會副長	步兵軍曹 宮崎 伊平
理事	宮崎 伊平 鹽田 貞平	顧問村長	住友春太郎

一、大正三年十二月十日鹽田理事退職シ兵事主任住友惣四郎理事トナル

一、大正六年三月十日副長宮崎伊平辭職ニ付步兵軍曹重本榮助副長ニ推薦シ同日鹽田貞平氏ヲ會計理事トス

一、大正十年三月三十一日分會長富本市郎辭職シ同日豫備步兵少尉三谷豊太郎分會長ニ推薦ス

一、大正十四年三月十日役員改選ノ結果分會長三谷豊太郎、副會長步兵曹長蘆鉄本善太郎當選ス理事其他ノ役員氏名ハ省略ス

一、昭和二年二月七日總會ヲ開キ三谷分會長辭任セシニヨリ蘆鉄本善太郎分會長ニ選任又副長鹽田貞平辭任セシニヨリ森木淺市妹尾圓一氏ノ二名ヲ副長ニ選任シ閉會後午后十一時山瀬町公園ニ於テ町民及會員聯合ニテ大正天皇御大葬遙拜式ヲ舉行ス時恰モ降雪寸餘ナリシモ五百有餘名ノ參拜者アリタリ

一、現在役員左ノ通り

職名	氏善太郎	森本淺
分會長	藤鐵本善太郎	住友林一
副會長	妹尾圓一	大友武平
班長	德永恒市	安部善七
同	中山貞次郎	加藤伊平
同	石川久四郎	上田藤善
同	横山顯太郎	橋本永一
同	田中利雄	木内幸雄
副班長	三好豐一	京野源市
同	德永高八	菅本綾太郎
同	加藤善丞	北地茂三
同	馬郷佐之丞	松本又三郎
同	大元嘉幸	國見豐市
同	楠原長平	三河豐市
同	藤原長平	住友惣四郎
同	森本淺市	住友覺一
同	鹽田貞平	監事
同	妹尾勝一	理事
同	長瀬幸助	理事

一、現在會員ハ後備歩兵少尉三谷豊太郎以下參百參拾參名デア
 一、明治四十四年三月十日陸軍記念日ヲ以テ第一回招魂祭ヲ舉行シ毎年三月十日ニハ必招魂祭ヲ執行ナシ居レリ

一、大正八年總會ニ於テ忠魂碑建設ヲ議決シ同年十月工ヲ起シ大正九年二月竣工セリ釀金左ノ如シ

一金六百圓也 山瀬村補助金

一金貳百圓也 山瀬村兵務世話會補助

一金七百貳拾九圓六拾錢 一般寄附金

計金千五百貳拾九圓六拾錢

内

金千百圓工事費

約參百圓除幕式費

約百參拾圓各種費用

一、大正九年三月十日ハ例祭日ナルモ會員一同ノ希望ニ依リ一月十三日旅順開城紀念日ヲトシ忠魂碑除幕式及招魂祭ヲ舉行ス當日天候險惡ニシテ寒氣凜烈タリシモ松浦麻植郡長、井上兵事主任ハ來賓ノ先頭トシテ來着シ午前十時開會盛會ニシテ正午閉式セリ

一、大正四年十一月此大典鹿服ヲ忌部神社跡地ニ於テ謹製ナスヘク御下命アリ時ノ村長住友春太郎幹旋ノ勞ヲ執リ同年九月九日織式ヲ舉行シ十月九日迄四十日會員交代ニテ晝夜織殿看守ノ重任ヲ務メタリ

一、昭和三年十一月御大典用鹿服ヲ忌部神社跡地ニ於テ謹製スヘク御下命アリ町長重本榮助幹旋シ同年九月二十五日織式ヲ舉行シ同年十月二十五日迄四十日間會員交代ニテ織殿看守ノ大任ヲ務メタリ

一、現役兵昭和三年末現在
 歩兵中佐池上德平、歩兵第四十三聯隊付、歩兵十八名、騎兵一名、山砲兵五名、工兵一名、海軍機關兵一名
 水兵二名、

一、日本帝國ハ東洋ノ一小島國トシテ世界強國ノ列外トシテ取扱ハレツ、アリテ明治廿七八年日清戰役後ハ世界五大強國ノ内ニ列シタ其原因ハ日清戰勝ノ結果デア同役及日露戰役又ハ西南役等ニ從軍セシ軍人左ノ如シ

一、西南役從軍者

步一松田利八、步一堤吉右工門

一、明治廿七八年日清役從軍者

步兵立川尉平、同石崎新七、同森本庄太郎同住友多三郎、同阿部彌太郎、同龜井楠太郎步軍曹石田熊之丞步上石本常藏、砲三宅仙太郎

一、同役戰病死者

明治二十七年九月十四日 病 死

砲兵一等卒

明治二十九年六月廿五日 病 死

步兵一等卒

一、同役廢兵

元陸軍步兵二等卒

石川清吉

一、明治廿七八年、同三十七八年兩役從軍者

步少井上彌平、步曹長尾賀半助、一看長三橋友三郎、步伍長森本吉三郎、同矢田音藏、步上藏本源平、同久保藤三郎、同田中安太、步一三輪宇平、同寒川貞吉、同住友長十郎、同加藤利平、同宮本鹿藏、同增富榮吉砲一寒川延次郎、輜輪結城與右工門

一、明治二十七八年役從軍者

步 中 池上德平

從七位勳六等 二軍醫

住友謙

勳七等功六級 步曹長

住友琳八

勳七等功七級 步軍

樋口德平

勳八等功七級 砲軍

山住幸吉

勳七等功七級 步軍

重本榮助

勳七等功七級 砲軍

石川安平

勳七等功七級 步軍

宮崎伊平

勳七等功七級 同

梯祥平

勳七等功七級 同

宮崎繁市

勳七等功七級 同

河村瀧藏

勳八等功七級 同

內藤丈平

勳八等功七級 同

藏本義兼

勳八等功七級 同

緒方護

勳八等功七級 同

木村喜久郎

勳八等功七級 同

金山幸三郎

勳八等功七級 同

松浦道雄

勳八等功七級 同

住友助之丞

勳八等功七級 同

岡本新左工門

勳八等功七級 同

佐藤利三郎

勳八等功七級 同

河西源平

勳八等功七級 同

鎌倉傳七

勳八等功七級 同

梯大助

勳八等功七級 同

須藤助藏

勳八等功七級 同

立川米四郎

勳八等功七級 同

兼子仙市

勳八等功七級 同

森東慶通

勳八等功七級 同

森本梶衛

勳八等功七級 同

板東慶太

勳八等功七級 同

富本嘉三郎

勳八等功七級 同

松田清市

勳八等功七級 同

木村定雄

勳八等功七級 同

齋藤美代治

勳八等功七級 同

德永惣助

勳八等功七級 同

佐藤佐市

勳八等功七級 同

內藤勘三郎

勳八等功七級 同

三河德太郎

勳八等功七級 同

須藤喜平

勳八等功七級 同

桑原平左衛門

勳八等功七級 同

桑原重平

勳八等功七級 同

妹尾甚吉

勳八等功七級 同

田中柳助

勳八等功七級 同

佐々木嘉平

勳八等功七級 同

三室兵次郎

勳八等功七級 同

佃福太郎

勳八等功七級 同

住友泰

勳八等功七級 同

安部助三郎

勳八等功七級 同

石川又三郎

勳八等功七級 同

住友柳吉

勳八等功七級 同

西川磯太郎

勳八等功七級 同

浦島文八

勳八等功七級 同

三宅彌三郎

勳 八等	同	楠 宇平	騎 一	森 山重英
勳 八等	砲 二	細 谷保一	步 二	藤 原朝一
勳 八等	同	富 本保一	同	安 部正平
勳 八等	同	伊 藤文八	同	中 川政次郎
勳 八等	同	石 川豐三	同	大 北秋藏
勳 八等	同	樋 口高三郎	同	桑 原隆平
勳 八等	同	河 西禎治	同	佃 仁五郎
勳 八等	同	石 川喜三郎	同	村 田安藏
勳 八等	同	高 木甚太郎	同	三 谷林平
勳 八等	同	尾 形武平	同	樋 口佐市
勳 八等	同	富 士屋惣平	同	大 野宇平
勳 八等	同	三 木勝雄	同	岡 田一雄
勳 八等	同	河 村茂	同	梯 山庄吉
勳 八等	同	坂 東米藏	同	藥 師最三郎
勳 八等	同	西 原豐市	同	藤 田美之助
勳 八等	同	兼 子政市	同	黑 崎茂平
勳 八等	砲 兵輸卒	佐 竹武平	同	長 濱虎右工門
勳 八等	輜 重輸卒	三 柄保次郎	同	瀨 川岩吉
勳 八等	同	柏 井豐三郎	同	谷 本朋太郎
勳 八等	同	齋 藤德助	同	結 城良平
勳 八等	馬 卒	木 村喜平	同	

一、明治三十七八年戰役戰病死者

同	加藤和	同	桑原政太郎
同	上野欣太	同	結城增平
同	池上衆平	同	森山貞助
同	松浦多藏	同	石本常造
同	森山久三郎	同	岡島司二
同	看護人	同	
明治三十七八年戰役戰病死者	同	花崎萬輔	同
明治三十八年三月二日救兵台附近ニ於テ戰死	同	住友文吉	同
明治三十七年十月十八日龍頭定立病院ニ於テ病死	同	尾形一雄	同
同年八月九日小孤山ニ於テ戰死	同	篠塚周平	同
明治三十八年三月三日饅頭山附近ニ於テ戰死	同	藏本徳三郎	同
明治三十七年八月九日小孤山附近ニ於テ戰死	同	梯與右衛門	同
明治三十七年八月二十九日青泥窪兵站病院ニ於テ病死	同	妹尾易一	同
明治三十七年六月二十六日猪圈子溝附近ニ於テ戰死	同	古山直平	同
明治三十七年六月二十六日猪圈子溝附近ニ於テ戰死	同	森山儀三郎	同
同年八月九日小孤山附近ニ於テ戰死	同	白山萬吉	同
同年十月十二日△家屯附近ニ於テ戰死	同	尾形源吉	同
同年十一月二十六日△家屯附近ニ於テ戰死	同	尾形嘉吉	同
同年十一月二十六日△家屯附近ニ於テ戰死	同	糸田川豊太郎	同

同年同 月同日一戸保壘ニ於テ戰死 歩兵上等兵 勳八 加藤治三郎
 明治三十八年三月七日救兵台附近ニ於テ戰死 歩兵上等兵 勳八 住友文治
 明治三十八年四月九日大石頭附近ニ於テ戰死 歩兵上等兵 勳八功七 石川伴助
 明治三十七年十月五日鹽嶽南方高地ニ於テ戰死 歩兵上等兵 勳八功七 安部要助
 明治三十八年三月二日孤家子東方高地ニ於テ戰死 歩兵一等卒 勳八 戸井岩太郎
 明治三十八年三月二日三龍△附近ニ於テ戰死 歩兵一等卒 勳八功七 住友嘉三郎
 同年三月七日馬群丹東方高地ニ於テ戰死 歩兵一等卒 勳八 安部昇
 明治三十七年九月二十三日青泥窪兵站病院ニ於テ傷病 歩兵二等卒 勳八 工藤福助
 明治三十八年三月六日十里家定立病院ニ於テ傷死 歩兵二等卒 勳八 尾形鹿三郎
 同年四月十二日善通寺病院ニ於テ病死 歩兵二等卒 勳八 錦野清吉
 同年四月十九日病死 歩兵二等卒 三栖茂三郎

一、大正三四年戰役從軍者
 元陸軍歩兵二等卒 勳八 横田近之助 元陸軍工兵一等卒 勳八功七 桑原多三郎
 元陸軍歩兵一等卒 勳八 佐竹隆一 元陸軍歩兵一等卒 勳八 山本芳一

一、當町ヨリ西比利亞出征軍人左ノ如シ
 一等水兵加藤芳藏、二等機關兵森克巳、一等水兵白山虎平、砲兵上等兵島田平重郎、一等主計兵曹石川虎助

歩上 北地 茂市 歩上 楠 虎助 歩上 加藤 伊平 歩上 荒井 貫一
 輜重兵 藏本 定 歩上 馬郷儀之丞 砲上 石川久四郎 歩上 藤川 吉平
 一等卒 河村 万平 歩上 佃 權藏 歩上 結方 惟昭 歩上 中倉 善藏
 堀川石太郎 歩上 岡 丞一 歩上 鎌倉 一平 歩上 松本又三郎
 工上 藤原 覺一 工上 中谷 吉藏 歩上 敷地 理市 歩上 梯 増藏

一、山瀬町兵務世話役創立氏名

住友春太郎 麻山重平 石川光五郎
 藏本辰次郎 阿部彌七郎 三谷丈太郎
 大北岩藏 池上徳平 雲宮治三郎
 伊勢長十郎 結城茂八郎 松浦歡一
 徳永武平 西坂平三郎 加藤文四郎
 佐山文吉 安友伊助 寺内美馬八
 松村泰輔 古山和平 住友琳八

右之内役員左ノ如シ

會長 住友春太郎 副會長 結城茂八郎
 同 藏本辰次郎 評議員 加藤文四郎
 同 石川光五郎 同 池上徳平
 雲宮治三郎 佐山文吉 伊勢長十郎

兵事

本町内徴兵の先祖

明治六年徴兵令を發布せられて封建時代の遺物たる兵農の別を廢して士庶貴賤を問はず丁年に達すれば悉く兵務に就くべき事とせられた初にあつては長男はからずして二男三男以下を徴發せられた本町内の人物にして始めて徴兵検査を受けて廣島鎮臺丸龜營所(十二聯隊)に入營して明治十年西郷隆盛が鹿兒島に籠つて叛した所謂西南役に從軍して義勇奉公の先鞭者となつた本町内に於ける徴兵の先祖は誰であるかといふに
明治五年瀬詰村の戸籍に

六十四番屋敷居住 商吳服煮賣父和太藏亡 石川 増 吉 壬申年五十四
(中 略)

長 男 與 右 工 門 年二十一
(附箋)戌相當 次 男 五 三 郎 年十九

と見えたる石川増吉の次男五三郎にして同人附箋に「戌相當」とあるのは明治七甲戌年徴兵適齡で検査を受けて丸龜營所へ入營したる確証でもし合格しても籤外れで免役となつたものなら相當免役といふ附箋がせられ隨て検査不合格のなら不相當いふ附箋がせられてあるのは此時代の定規であつた夫れで吾人は上に見えたる石川増吉次男五三郎を以て本町徴兵の先祖で西南役にも從軍したものであるとして憚らない

公益事業

其一 日本赤十字社

本社は明治十年西南役の際官賊何れを問はず傷者病者を救療愛護する爲に設けた傳愛社の發展したもので明治二十一年一月政府がデニネーブ條約に加盟して日本十字社と改稱し本部を東京に置き同年同月縣廳内に委員部が置かれた時麻植郡阿波郡長曾我部道夫委員に囑託せられて本村役場に交渉あつて村内有志の加盟を勧誘したが申込者も餘りになかつたか然るに明治二十七年當所となつては加盟する者多きを加へた是より先明治二十七年十一月縣廳内の委員部が支部となり郡役所が置かれて麻植郡長祖川豊委員となつた時本村役場に分區が置かれ村長分區

長となつて勧誘した後明治三十七八戦からは社員大いに増加し昭和元年七月末日郡役所廢止の後は縣廳に屬して德島市德島本町に置かれてある同支部に屬して今に至つた社員は昭和三年四月一日現在で特別社員壹名松村泰輔修身社員四十八名、正社員八十三名總計百三十二名となつて居る

其二 愛國婦人會

本會は明治三十四年六月支部を縣廳内に置かれて知事夫人部長となり本郡長祖川豊夫人幹事となりて本村役場に交渉あつた時より昭和元年七月郡役所廢止の後は縣に屬して德島市德島町にある同支部に屬して今に至つた今の社員は昭和三年四月一日在現で

會 員 九拾壹名

である博愛慈善の會である

其三 海員掖濟會

本會は明治十三年に創設せられた社団法人組織で本社は東京にあつて尋常海員を養生保護し其風紀を矯正して貿易上の一大機關である海上の交通運輸の發達を裨益しやうといふのが目的で明治卅二年支部を縣廳内に置かれて時の郡長祖川豊の手を経て本村役場に交渉あつた時より本村役場の事業として昭和三年の今に至つた會員は昭和三年四月一日現在で下の如くである

會 員 貳拾參名

警察治安(下)

明治維新後德島藩時代となつても警察治安の仕方は昔の如くであつたが明治四年三月郷目附同心等の廢止となり尋で名東縣廳内に職訟課を置かれて訴訟を審聽し犯罪を逮捕し市街村落の警備を掌り地方警邏の責に當つた同年十二月捕亡吏を置き其本屯所を縣廳内北長屋に置いて郷村迄もの警備巡邏の事に當らしめた明治五年各郡區長戸長の願を容れて民費を以て邏卒を置き邏卒總長權總長を置いたので自然捕亡吏は廢止となつて邏卒の内へ繰入ら

れた

明治六年川島町に五大區選卒出張所が置かれて本郡内警察治安の事務を執ることゝなつた
明治七年縣廳内の庶務課に警保係を設けた時選卒を廢して巡查となり同年九月巡查は警邏と改稱なつた夫れで川島の出張所は役人の役名が更る時に其名を出張所に冠らせ稱し來り此月遂に五大區警邏屯所となつた此時五大區々長は警邏長兼務となり各小區にも亦請持警邏を配置せられて各小區の戸長は警邏副長兼務を命せられた
以上出張所時代から同屯所は區務所の下に屬して來たが明治八年一月縣下に四ヶ所の屯所が置かれた時獨立して其屯所に移つて警察事務を執るに至つた此時本郡所屬の屯所は名西郡石井に置かれた第二屯所で同屯所の管轄區内は名西阿波麻植三郡で明治九年縣下に二個所の大阪警察出張が置かれるに至つて石井の第二屯所は廢止となつて本郡内には川島町に大阪警察第二出張所が置かれて本郡は阿波美馬三好の三郡と其に其管轄區内に屬した同年八月名東縣が廢せられて阿波國は高知縣の所管に移つて同年十月高知縣支廳を徳島に置かれた年の十二月に出張所の番號は廢止となつて川島第二警察所は大阪警察阿波國川島町出張所と改稱せられた
明治十年二月脇町に脇町警察出張所が置かれた時本町内なる第三小區と第四小區には其管轄區に移つて山崎に山崎屯所が置かれた其後明治十一年十二月川島に警察署が置かれた時山崎屯所は其管轄區に移つて分署となつた夫れで阿波國郡村誌中山崎村の處に

山崎村

警察署

川島警察署山崎分署本村北ノ方字堤外ニアリ反別壹畝拾五歩

と見えて居る

當分署は大正六年徳島縣告示第百八十一號で警察分署の位置及び管轄區域を改せられた結果で同分署は廢止の内に入り殘務もなかつたが爲に同年六月十四日川島署引續終つて廢止となつた

北部巡查駐在所

明治二十一年三月縣下各町村に巡查を駐在せしめた町瀬詰村に巡查駐在所が置かれた之が今ある本町北部巡查駐在所にして其位置は大宇瀬詰字三島三七六番地に在る

南部巡查駐在所

大正二年六月十四日山崎分署廢止の時分署の跡なる大字山崎村字堤外一番ノ四拾二に置かれて今に至つた

明治十四年六月臨時村會 山崎村

消防組合心得規則

第一條 消防組合人員ハ左ノ人員ヲ以テ貳組ニ設ケ全數ヲ折半シ則チ貳拾五人ヲ一組トスむ組頭之ヲ統轄スルモノトス

第二條 東組消防組合

組頭 壹人 小頭 壹人 火丁 貳拾參人

西組消防組合

組頭 壹人 小頭 壹人 火丁 貳拾參人

第三條 消防組ハ本村中央ヲ東西ニ區分シ則チ二組トシ東組ハ板東庄三郎宅ヲ寄場ト定メ西組ハ戸井榮作宅ヲ寄

場ト定ム之ニ消防諸器械等ヲ備置クモノトス

第四條 消防組出火場ノ進退及掛引上ハ總テ家寄本分署警察官ノ指揮ヲ受ケルモノトス

第五條 消防組出火ヲ見認ムル時ハ信號ノ有無ニ拘ハラズ各自其ノ寄場ニ驅ケ付組合人員過半集參シタル時ハ直

チニ出火場ニ赴クモノトス

第六條 消防組出火場ニ至ラハ出張警察官ニ到着ヲ届ケ其ノ指揮ヲ受ケ消防ニ取掛ルモノトス

但シ警察官未タ出張ナキトキハ時機ニ依リ直チニ消防ニ取掛ルモ妨ケナシ

第七條 消防中前所ニ出火アルカ若クハ飛火等ニテ他ニ發火アル時ハ出張警察官ノ指揮ヲ受ケ人員ヲ分チ消防ニ

從事スルモノトス

第八條 消防組寄場ヨリ出火場ニ進行スルトキハ可成整列ヲナシ往來妨碍トナラサル様注意スヘキモノトス

但シ歸路モ同様ナリトス

第九條 消防組ハ自宅近傍若クハ出火家寄ニ親戚等アリテ組中ヲ外ス時ハ當然其由ヲ組頭又ハ小頭ニ斷ルモノトス

但シ病氣事故アリテ不參スル時ハ亦同シ

第十條 消防ハ他行先ニ於テ出火ノ信號ヲ聞ク時ハ速ニ歸宅整粧ノ上其ノ寄場ヘ驅ケ付ク可キモノトス

但シ他行先最寄出火アリテ歸宅ノ暇ナキ時ハ直チニ現場ヘ驅付キ組頭又ハ小頭ノ差配ヲ受ケ消防ニ從事スルモノトス

第十一條 消防組ハ平常相渡置着衣類手許ニ差置キ出火ノ信號ヲ聞ク時ハ速ニ整粧シテ寄場ニ驅付クルモノトス

但シ他行先最寄出火アリテ歸宅ノ暇ナキ時ハ直チニ現場ヘ驅付キ組頭又ハ小頭ノ差配ヲ受ケ消防ニ從事スルモノトス

第十二條 消防組ハ豫テ村中各所水利ノ便否ヲ慮リ消防ノ方法器械ノ運用等ニ講習シ置キ事ニ依テ差錯ナキ様注意スルモノトス

第十三條 鎮火ニ至ラハ警察官吏ニ其旨届ケ整列シテ點檢ヲ受ケ而後ニ退クモノトス

第十四條 數ヶ所ノ消口ヲ取り或ハ拔輝ノ働キヲナシタルモノハ之ヲ組頭ヨリ見認ムルニ於テハ之ヲ該村戸長ニ量リ適宜相當ノ慰勞ヲ施シ獎勵スルモノトス

第十五條 消防ノ爲メ死亡スルニ於テハ戸長組頭詮議ノ上相當ノ吊慰料ヲ與ルモノトス最モ症傷スルモノハ藥價料及慰勞料トシテ相當ノ金員ヲ與ルモノトス

第十六條 維持方法消防ニ關スル一切ノ費用ハ該村ノ協議費ヲ以テ支辨且ツ支給スルモノトス

但シ毎年出火ノ有無ニ拘ハラヌ一ヶ年毎ニ維持法トシテ金拾圓ヲ積置クモノトス尤非常ノ際ハ此限ニアラス

第十七條 消防組備置キノ纏イ並ニ提燈組頭小頭各札上着ノ徽章ハ前紙乙號圖面ノ通り

第十八條 消防諸器械準備ハ左ノ如シ

纏 二 水鐵砲 二十丁 大水籠 四個 小水籠 二十個 竹階子 二挺

鳶 口 六 挺 大扇團 四本 高張提燈 二ツ 小提燈 五拾張 半被 五十枚

第十九條 消防ノ方限ハ山崎一村トス

但シ時宣ニ授ク警察官ノ指揮ヲ受ケ接村エハ出張スルヲモアルヘシ

第二十條 消防ニ關スル規約

消防ノ出火ノ際故無ク無届ケニテ不參スルモノハ斷然組合ヲ解除シ豫テ相渡有之備付品採上ルモノトス

但シ病氣事故アルト言ヘトモ再三再四ニ及フモノハ本文ニ準シ解破スルモノトス

第二十一條 消防組合ノ者出火ニ際シ不品行ノ所業ト組頭ヨリ見認ムル時ハ直チニ火丁ヲ解破スルモノトス

但シ組頭小頭ニ於テ不品行ノ所業發顯候節ハ其旨ヲ該村戸長ニ告ケ戸長之ヲ不品行ト相認ムル時ハ斷然頭役ヲ放任シ而テ組内一同投票シテ改選スルモノトス尤前任者ヲ除ク

第二十二條 消防組ノ者死亡病氣或ハ事故有リ組合ヲ退キ又ハ解任有之節ハ其時々組頭ヨリ甲號名簿加除シ其旨郡役所ヲ經由シ御届可仕候

燒防組と消防組

明治十四年瀬詰村會決議録に

第四號議案燒防組ノ事

一本村四百三拾壹戸即チ九名ヲ九組トナシ壹組毎ニ小組貳名ヲ互選シ以設置ス尙總体ヲ三組ト編其大組ニ組頭壹名ヲ置テ左ノ如シ

燒防組 小 組

船戸名 北村名 小塚名 南原名

二六三

右數組ヲ第一番大組トナス

道元名 土手元名 濱名 西喜來名 喜來名 岸ノ上名

右數組ヲ第二番大組トナス

湯立名 北島名

右兩組ヲ第三番大組トナス

青木名 安樂寺 長尾名 坂田名

右數組ヲ第四番大組トナス

燒防小頭心得

一燒防小頭ハ受持組中ヲ取締置キ出火ノ鐘ヲ聞バケ直チニ組子ヲ纏メ豫テ備付ノ器具ヲ配付シ組頭ニ馳付組頭ノ指揮ニ從フベシ若シ組中ノ者他出ノ節ハ必通知ヲ取置事トス

一燒防組頭各ヲイテハ常ニ小頭ト意ヲ相併置出火ヲ認ムル時ハ豫テ看守セル號鐘ヲ打鳴シ各組ヲ招集スルヤ組中毎ヲ揃ハスト雖モ小頭ヲ指揮シ瞬速現場ニ馳付出張吏員ノ指揮ヲ受テ消口ヲ取トトナス若シ吏員出張無前ナレハ臨機燒防ニ取掛ルトトス最モ看守ノ器具人數ヲ見量リ宜敷配置スルトトス

號鐘設置ノ

一號鐘ハ村中三ヶ處ニ設置ス

但青木長尾坂安樂寺ノ諸名ニ一ヶ處則青木大師菴ニ備付アルヲ用ユ湯立北島ノ如キハ湯立名ニ一ヶ處更ニ請求設置ス本村諸名モ亦然リ

一號鐘打立ノ義ハ瀬詰村中並ニ接續隣村トニ限ル

但シ本村中出火ノ節ハ打續鐘隣村ニ出火アルキハ三ツ宛ノ打切ヲ以テ報ズ

器械設置ノ

一號鐘

但シ三ツ内壹ツハ大師菴ニ備付タル號鐘ヲ用ユ貳ツハ更ニ請求ス最モ更ニ請求スル號鐘台梯子檜木ニシテ根据ハ棕ヲ以造ル

一高張 四本

一團扇 二十本

一竹梯子 九挺

一大水籠 拾六荷

一振釣瓶 拾八個

一鳶口 拾八挺

一小水籃 百參拾壹荷

其後ノものは次ノ如くである

山崎西久保消防組ハ(現今公設)

一、大正十二年八月西久保名内寄附九百圓、町補助貳百五拾圓ヲ以テ創立シ藤井式唧筒ヲ購入ス

二、富本市郎ヲ以テ組長トス

三、昭和二年二月九日本町公設第一部トス

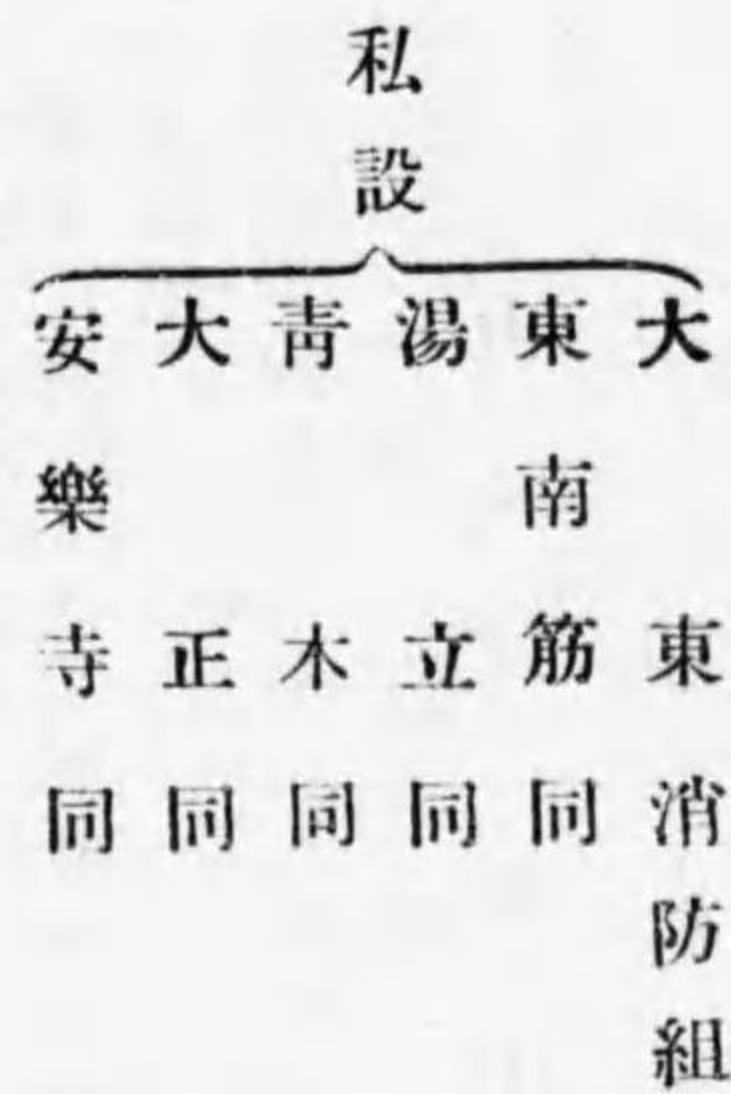
私設大正組ハ

一明治四十四年富本平三郎氏個人ニテ藤井式唧筒ヲ購入シ私設消防大正組ヲ組織ス

消防組

公設 山崎村 西久保消防組

瀬詰青木組 昭和二年二月九日許可



設置不明

第五部私設消防組

戸籍編製の経路

第一最初の戸籍と附帯事件

戸籍法の明かにして無籍者なからしむ」といふ太政官の布達が出たのは明治二年己巳三月二十一日であつたが徳島藩では明治三年九月に其編製に着手した當時諸らん浮説が起つて丑年産の者は夷人に賣られ午年生の者は生血を夷人に吸取られる」と誰云ふとなく云觸らしたので是を信じた村民中には年を盛り替へ若くて古く云ふて出でたり古くて若く云ふて出たりしものだん／＼あつたので後迄影響を及ぼして今に生存して居る老人中には年が上に附いたり下に附いたりして居るものゝあるのは其爲である唯に三年ばかりでなしに五年八年の戸籍編製の時迄△を及ぼした斯うして出来た明治三年の戸籍は山崎分のみしかないので其記帳の模様と同時抄して示すとすると表紙には

明治三年午八月麻植郡山崎村戸籍取調奉指上帳

とあつて内部の模様を例出すると

麻植郡山崎村先規奉公人

明治三年三拾八歳

熊 兵 衛

安政三辰年四月麻植郡山崎町醫師河野仁兵衛妹娶

明治三年三拾四歳 妻

と

明治三年拾四歳 男子

八

明治三年拾貳歳 女子

太

明治三年九歳 父

太

明治三年六拾六歳 母

太

明治三年六拾五歳 母

太

明治三年四拾貳歳 姉

太

明治三年三拾六歳 弟

太

明治三年三拾五歳 妹

太

明治三年貳拾七歳 伯父

太

明治三年貳拾五歳 伯父

太

明治三年五拾五歳 源

太

麻植郡山崎村百姓

太

明治三年三拾七歳 延

太

明治三年三拾貳歳 妻

太

明治三年九歳 男子

太

明治三年四歳 初

太

明治三年六拾貳歳 母

太

明治三年三拾九歳 姉

太

文政十一子年四月麻植郡種野村百姓ノ伊平伯母娶
 嘉永六丑年麻植郡山崎村百姓武藏ニ嫁ス
 安政元寅年六月勝浦郡本庄村百姓又平養子ニ遣ス
 文久元酉年十二月麻植郡瀬詰村百姓役藏え嫁く
 慶應三卯年十一月麻植郡山崎村百姓利太吉伴又平ニ嫁ク

真言宗麻植郡山瀬村金勝寺旦那

麻植郡山崎村百姓

文久元酉年十二月麻植郡學村百姓利五郎娘娶

明治三年三拾七歳 延

明治三年三拾貳歳 妻

明治三年九歳 男子

明治三年四歳 初

明治三年六拾貳歳 母

明治三年三拾九歳 姉

文政十三寅年四月名東郡徳島八百屋町壹丁目小原
 長平姉ヲ延助父民藏娶
 安政九寅年二月麻植郡山崎村諸紙積下役青山新右
 工門嫁

明治三年三拾九歳 姉

太

太

太

太

太

太

太

太

太

太

太

太

文久三亥年四月阿波郡山ノ上百姓本藏嫁
慶應三卯年正月麻植郡學村百姓定平嫁

明治三年三拾三歲 妹 さ
明治三年三拾壹歲 は さ

真言宗麻植郡山崎村金勝寺旦那

麻植郡山崎村々附卒伍長

父貞左工門亡

麻植郡山崎村郡附卒

明治三年貳拾七歲 伊勢吉三郎
同 四歲 男子 彦太郎
明治三年四拾八歲 吉尾甚助
同 拾四歲 男子 菊之助
同 拾貳歲 同 藤吉
同 四歲 武三郎

真言宗麻植郡山崎村西法寺旦那

といふやうな記帳の体裁も同帳中に見えたる郡付卒は上に出したもの、外に山口彌三郎、山口熊之丞、大西常三郎、板東萬右工門、石田重兵衛、齋藤權藏、妹尾喜兵衛、妹尾久吉、妹尾楠三良、青山吾平、真田小三郎、後藤利三郎、松家榮之助、松尾武次郎、久富永次郎、横山彌八郎、伊丹恒左工門、村附卒は上に擧げたる外に伊勢五平、雲宮豐藏、常彌、木村正之助、糸田川猪三郎等にして此等は願つて成つたもので孰れも軍役銀を徴收せられたが兎角當町の護國軍人である

又記帖の例には出して無かつたが百姓でありながら無役人及び夫役御免人といふのがあつた無役人には戸井榮作、佐藤清左工門の兩人見元夫役御免人には山住儀助、武三郎の兩人が見えて居る以上の如くにして夫役御免人にも武三郎の如き苗字のないものもある位であるから村附卒や百姓に苗字の無い

のは勿論にして先規奉公人の如きもあるが來人等と共に省略して各身分の如きは阿波藩時代の棟附身分の處で説明してあるからは亦省略するとして此時代の戸籍記帳の姿は棟附帳附人の左書を略し本末關係は之を廢して皆々獨立せしめた迄に止まる是戸籍の杜選極る蛸蚪時代とする右の戸籍の附帶事件は次の如くである

其一 名替の上命

明治三年庚午二月太政官より

今般從

朝廷國名並舊官名ヲ以テ通稱シ相用候義被停候ニ付士族始メ平民ニ至迄左書之通稱名替致シ候様可有之候但一字ヲ頭ニ相用候儀ハ不苦事何兵衛、何左兵衛、何太夫、何之進、何之丞、何之允、何之介、何之亮、何輔、何左、何祐

ご布告があつて其年十二月末に民政所から觸知らせて指支へる分は名替をせしめた瀬詰の醫師富本謙左は何右に支へて明治五年同村戸籍の内には富本謙作と名替をした跡のあるのに同人石碑には元の名で富本謙左と刻つてゐるのは其一例である

其二 平民苗字御免と下人穢多廢止

明治三年九月太政官布告で平民に苗字を附くるを免され明治四年辛未二月に徳島藩廳から

從前之下人解放申付平民たるべく候云々

との達書が出で同年九月に同廳から

穢多非人等之稱被廢候條自今身分職業平民同様たるべき旨被仰出候に付(中略)以後不都合無之様且市郷において請持先相定候義御指留以管轄至急可相違候事云々と達せられた斯くて明治五年申戸籍の編製上では身分も大いに住民身分の變動あるを見るに至つた

第二 壬申戸籍に附帶事

明治五年壬申戸籍の編製時代となつては廢藩置縣後區制當時の事とて編製模様も大いに進んで來た次に名東縣管内五大區麻植郡四小區戸籍瀨詰村の分から表紙の書方及び内部記載の姿の幾部を抄出して示すと次の如くである

(表紙)
第 壹
名東縣管轄五大區麻植郡四小區戸籍

瀨 詰 村

(内 部)

阿波國大五區麻植郡四小區之内瀨詰村壹番屋敷居住

商 魚 賣	父平吉亡	瀨 川 孫	七	壬申年三拾七
當郡學村阿部仲藏亡長女	妻	ふ	ね	年三拾八
長 女	ち		へ	年 九
長 男	久	三	郎	年 七
次 女	ゑ		つ	年 五
次 男	平	六	郎	年(磨滅)

氏神八幡神社

寺山崎村眞言宗金勝寺

次に名東縣管内五大區麻植郡三小區戸籍之内から山崎村戸籍の一部を抄出すると次の如くである

五番屋敷居住

農

商藍玉金物

當村松村爲右工門長女	母	木 村 正 平	の	壬申年四拾
長 男	爲	さ	だ	年六拾三
次 男	勘		郎	年四拾二
三 男	清	右 工	門	年貳拾拾
四 男	貞		吉	年拾 八
長 女	や		平	年拾 六
次 女	く		の	年 八
長男爲十郎妻			の	年 四
板野郡吉田村和田爲三郎長女	る		の	年貳拾三
長男爲十郎			の	年 三
長 男	幸	太 郎	郎	年 壹

明治六年庚酉三月十五日

氏神八幡神社

寺眞言宗 金勝寺

次に明治五年瀨詰村戸籍の内から平民と變つたものを抄出して示せば次の如くである

明治五年壬申戸籍は

瀨詰村八十八番屋敷居住
農 實父美馬郡曾江山村笠井吉藏亡三男

士族 養父武平亡 阿部 助 藏 壬申年七拾
 長 男 兵 八 年三 拾
 次 男 半 平 年貳 拾
 三 男 長 平 年拾 三
 四 男 彌 平 年拾 三

瀨詰村八十八番屋敷借宅居住

士族 雜業日傭 父久吉亡 阿部 金 助 壬申年四拾壹
 久吉亡長女 妹 か の 年三 拾八
 同 次 女 妹 い わ 年三 拾六
 同 三 女 妹 し ま 年三 拾

瀨詰村百五番屋敷内借宅居住

士族 商古道具 父久右工門亡 倭田 理三郎 壬申年三拾三
 長 男 豐 市 癸酉 一

瀨詰村二百廿五番屋敷内借宅居住

士族 商荒物 父鶴藏亡次男 尾形 利助 壬申年三拾
 長 男 藤 左 工 門 年 貳

瀨詰村二百九十五番屋敷居住

卒 父徳三郎亡 住友 長十郎 壬申年三拾
 徳三郎次男 弟 半 太 夫 年貳拾壹

瀨詰村二百九十八番屋敷居住

士族 住友亀三郎 長 男 卯 太 郎 年 四

右に卒と見えたる住友亀三郎の卒の上に士族とあるは明治二年十月中老以上の上士と其以下の下士とを士族に編入せられた翌月稻田譜代の家來は先づ卒に編入せられた後從前祿を含んで居らん吾等は卒より無祿士族に編入せられた上に見えたる士族も皆さうであるが上のは正記の終つたもの後の正記の後れたものである
 右の戸籍に就いての附帶要件は編制に取懸つた初には卒、郡付卒、村付卒等もあつたが同年八月名東縣より

(上 畧)
 一 卒之儀此度士族ニ被仰付候へば一段へ布告可致事但御受ハ人々區毎副戸長へ禮服ニ而爲申出様(下畧)
 明治五年壬申年八月 名 東 縣

各府縣貫族卒之内從前審代之節抱替等之數ヲ以テ其伴等へ祿高ヲ給與シ自然世襲之姿ニ相成居申候分自今士族ニ可被仰付候條調書ヲ以テ大藏省へ伺出尤家族之儀ハ從前通可相心得事
 右之通被仰出ニ付(中略)卒ノ義ハ向後都而士族ニ編入セシメ郡附卒、村附卒之向ハ都而民籍ニ編入之事とあつたので明治五年の壬申之戸籍に見えたる身分は士族と平民とになつて仕舞つた次には明治五年壬申山崎村戸籍の内から卒より士族となつた稻田譜代のものを出す
 明治五年壬申戸籍に

山崎村

百拾七番屋敷居住

士族

父禎治亡

長男	猪井淺五郎	壬申年四拾壹
次男	勘十郎	年拾八
善治	郎	年拾壹
禎治	治	乙亥年八拾七

第三 明治八年乙亥戸籍と附帶要件

表紙の記載は以前の如くであるから省略して名東縣管轄第五大區麻植郡三小區戸數の内から山崎村の初に見えたるものを抄出して明治八年乙亥戸籍の記載の模様を示すと次の如くである

壹番屋敷居住

農

實父當村農鎌倉豊藏四男

養父農傳左工門亡

岩戸谷

藏 乙亥四拾四

天保三年九月五日生

ヌ年四拾壹

天保六年三月七日生

郎年拾六

萬延元年八月十八日生

當國美馬郡穴吹村農川名和多藏四女

妻	ヤ
長男	武十

氏神忌部神社

寺當村眞言宗西方寺

次に四小區戸籍の内から瀬詰村に屬するもの、適宜なるものを抄出する

廿四番屋敷居住

農

父農久平亡

安友富太郎

天保四年十一月廿三日生乙亥年七拾三

妻ハ 天保三年十一月廿日生年七拾四

長女ルイ 天保三年十月十五日生年貳拾

伊平 萬延元年二月十五日生年拾六

長男 天保八年二月十日生年三拾九

利藏

父久平亡次男

弟

天保八年二月十日生年三拾九

氏神八幡神社

寺當郡山崎村眞言宗金勝寺

以上で籍面記載の体裁は別つたであらうから次には明治八年山崎村乙亥戸籍の内から士族の者を抄出する

山崎村六十番屋敷居住

當縣士族
養父農貞平亡

長男 松村春藏 乙亥年五拾四
次男 利貞平 年三拾
利貞平 年貳拾貳

山崎村百五十番屋敷居住

士族
父士族吉平亡

上野小八 乙亥年參拾六
吹野小八 年七

山崎村二百七番屋敷居住

農
父士族常吉亡

加藤岩吉 乙亥年貳拾

山崎村二百四十三番屋敷居住

士族
父農堅左工門亡

加藤文吉 乙亥年五拾壹
長男 和吉 年四

山崎村三百卅五番屋敷借地居住

當縣士族

次に明治八年瀬詰村乙亥戸籍の内に見えたるを抄出する

長男 猪井淺五郎 乙亥年四拾四
勘十郎 年廿壹

瀬詰村八十二番屋敷居住

農
父農爲右工門亡

寺内克五郎 乙亥年六拾
龜太郎 年貳拾壹

戸主長男
龜太郎長男

瀬詰村八十六番屋敷居住

士族
養父武平亡

阿部助藏 乙亥年七拾三
長男 兵半八 年三拾三
次男 保次郎 年貳拾三

瀬詰村八十六番屋敷之内借宅居住

士族
父士族久吉亡

阿部金助 乙亥年四拾五

死

明治八年五月十八日死亡

瀨詰村百三番屋敷居住
士族 父久右工門亡

彌平 倭田理三郎 乙亥年三拾六

瀨詰村百三十四番屋敷居住
雜業 父雜業儀藏亡

豐市 寺内清八 乙亥年五拾貳

長男(戶主)
父長男 孫 芳悦

藏年 貳拾五 太郎 年 七

瀨詰村三百四番屋敷居住
士族 父士族德三郎亡

源助 住友長十郎 乙亥年三拾三

瀨詰村三百七番屋敷居住
士族

住友龜三郎 乙亥年三拾

上に見えたる士族中「明治十年四月廿一日依願士族編入朱記せられたるものは稻田頭入先規奉公人で次のやうな辭令に依つて阿波麻植兩郡同時に編入せられたものである
子第一六二號
元稻田邦楨先規奉公人は迄次

今般士族編入申付候條遠方可取計旨徳島縣令ヨリ達セラレ候ニ付此旨相達候也
明治十四年四月廿一日

徳島縣阿波麻植郡長會我部道夫

士族の身分異動の如きは別に述べるとして上記のやうな戸籍からだんだん進んで今の戸籍に至つたものであるを追記して次には明治八年乙亥戸籍の仕上つた翌九月一日の現在で阿波國郡村誌中に見えたる山崎瀨詰兩村内の戸數人口統計模様を示すと次の如くである

戸數	山崎村	明治九年一月一日調
本籍	四百拾八戸	士族 六戸 平民 四百拾貳戸
寄留	拾壹戸	士族 六戸 平民 五戸
社	拾貳	國幣中社 壹 無格者 拾壹
寺	三	眞言宗 三
堂	三	
總計	四百四拾壹戸	

瀬詰村

明治九年一月一日調

四百三拾壹戸

士族 五戸

平民 四百貳拾六戸

寄留

貳拾貳

村社 壹

無格社 貳拾壹

庵

三 眞言宗

總計 四百五拾八戸

山崎村

明治九年一月一日調

千貳百拾八口

士族 拾四口

平民 千拾四口

男

千貳百拾四口

士族 九口

平民 千拾五口

女

總計 貳千五拾貳口

他出寄留

拾四名

士族 三口

平民 拾壹口

男

三

士族 壹口

平民 貳口

女

拾口

士族 壹口

平民 九口

他ヨリ寄留

瀬詰村

明治九年一月一日調

千貳百四拾五口

士族 拾壹口

平民 千貳百三拾四口

人 數

女

總計 千百三拾七口

士族 拾貳口

平民 千百貳拾五口

他出寄留

五口

男

男 四口

女 壹口

平民

他ヨリ寄留

三口

男

男 貳口

女 壹口

平民

終に昭和三年に於ける山瀬町内の戸數人口は次の如くなつて來た

山瀬町

(昭和三年四月一日現在)

戸 數

本籍 九九六戸

士族

一五戸

平民

九八一戸

寄留

一五五戸

士族

一

平民

一五五戸

社 寺 堂

山瀬町

(昭和三年四月一日現在)

人 數

男 三、一一二口

士族

六四口

平民

三、〇四八口

女

三、一一〇口

士族

五七口

平民

三、〇六三口

他出寄留

總計 六、二三二

男

六六二口

士族

八口

平民

六五四口

女

六六一口

士族

五口

平民

六五六口

他ヨリ寄留

男	二八四口	士族	〇	平民	二八四口
女	二五〇口	士族	〇	平民	二五〇口

昭和三年士族調

山崎分

國見忠右工門 明治八年士族に編入せられたのは稻田の先規奉公人であつたが爲めである

上野吹太 同 斷

早崎豊三郎 同 斷

伊月増平 明治五年士族に編入されたは徳島小姓筋にあつたに依る

松村幾郎 父松村春藏が士族に編入せられたは稻田の先規奉公人たる爲め

三谷丈太郎 文化棟付帖稻田九郎兵衛先規奉公人とあつた

大塚高一 父重平の士族になつたは文化四年棟付帖に稻田九郎兵衛先規奉公人大塚要助子孫であつたに依る

加藤和平 父文吉士族になつたは稻田九郎兵衛先規奉公人とあつたに依る

麻生譽芳 明治十年五月廿九日士族になつたは位記を持つて居つたから

加藤チエノ 明治八年父岩吉が其父(祖父)常三が士族になつたは稻田譜代家來であつたから

住友助之丞 前戸主フジエと明治五年戸籍に其後卒住友亀三郎とある其後稻田譜代家來筋

住友利左工門 養父長十郎は明治八年直十郎と戸籍に卒とある其後稻田譜代家來

阿部大八 ノブエ入夫養母カノ久吉娘

倭田豊市

阿部彌七郎

寺内勝

牛馬と舟

阿波國郡村誌中麻植郡山崎村及瀬詰村誌に見えたる牛馬と舟數は次の如くである

牛馬 明治九年一月一日調

牝牛 三頭

牝牛 壹頭

牝馬 百五拾七頭

牝馬 壹頭

總計 百六拾貳頭

瀬詰村

牛馬 明治九年一月一日調

牝牛 八頭

牝馬 百九拾頭

總計 百九拾八頭

山崎村

舟 明治九年一月一日調

日本形 五拾石未滿

漁船 貳艘

總計 四艘

荷船 貳艘

瀬詰村
 明治九年一月一日調
 日本形 五拾石未滿
 渡船 貳艘
 荷舟 拾貳艘

昭和の今日た於ける牛馬數と舟數とは次の如くである

山瀬町 (昭和三年度末)

自働車	牛馬車	人力車	漁船	日本型舟	牝馬	牡馬	牝牛	牡牛
	二三輛	七輛	八艘		五頭	三八頭	一五四頭	五三頭

職業別の今昔觀

本町内は由來農業専務の者が多いが農業以外に變つた昔の識別を調べて見ると大凡六十年前後に變つた職業をして居たものゝ面影は山崎瀬詰兩村別で次の如くである

山崎村 (一)

明治五年山崎村戸籍の中に變つた職をしてゐたものが次の如くある

紺屋	藍玉	船乘	菓子	紺屋	傘張	荒物	紺屋	籠工	古手	藍玉	伯樂	味噌醬油質荒物	桶工	鑄物師	荒物	桶工	荒物	造酒質藍玉
西見嘉平	國中竹藏	田谷初三郎	原平太郎	椿本貞吉	三笠清吉	麻山儀之平	河村惣吉	石本文吉	結城貞平	加藤安太	山住庄平	桑原菊藏	河村武五郎	楠彌三郎	大北熊吉	宮島榮藏	伊勢五平	
藍屋金物	荒物	紺屋	煮菜	煮菜	宿屋	髮結	宿屋	桶工	鍛冶	鍛冶	大工	宿屋	料理	紺屋	質太物綿	菓種子	藥種	餛飩屋
木村正平	木村與平	山田幸平	下田武十郎	眞賀松宮治郎	大北清藏	坂東清藏	松本市藏	大北馬藏	河村源次	河村伊之丞	麻山澤藏	山住彌平	戸井又平	佐竹定平	戸井快十助	吉尾甚助	久富榮次郎	湊石伊助

又明治八年山崎村戸籍の内には

同	紺	山	藍	藍	同	伯	同	藍	紺	藍	同	煮	藍	菓	桶	左	同	同	同
屋	正	崎	山	玉	玉	樂	玉	屋	玉	菜	玉	子	工	大	官				
木	花	崎	平	佐	同	村	藏	住	同	同	同	同	住	立	松	住	同	坂	同
村	崎	村	野	藤	田	本	友	平	磯	甚	友	川	田	友	本	石	榎		
正	五	村	岩	龜	彌	鹿	市	治	三	三	官	春	大	二	森	藤			
平	平	(二)	吉	藏	藏	平	郎	藏	衛	郎	郎	藏	助	藏	郎	藏	藏	藏	藏

荒	商		籠	同	菓	醬	同	穀	大	紺	藍	大	同	魚	同	同	同	同	同
物			工	子	油	賣	仲	賣	工	屋	玉	工	擔	賣					
木	西		栗	竹	中	佐	平	妹	佐	同	住	森	藤	德	住	高	高	山	
村			林	中	倉	藤	野	尾	藤	源	友	本	田	永	友	田	田	本	
興	德		長	彌	崎	廣	清	品	佐	二	之	太	勝	善	榮	次	太	紺	
平	平		藏	藏	藏	次	吉	藏	平	郎	平	郎	藏	助	藏	郎	郎	次	

二八九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
西	岡	笠	倉	勢	中	藤	加	高	北	西	原	山	佐	黒	朝	坂	市	笹	立
本	本	井	山	川	川	田	藤	木	岡	尾	田	本	川	田	川	尾	原	山	川
彌	八	品	熊	良	梅	甚	伊	太	久	尉	由	源	平	壽	國	嘉	力	清	勝
郎	藏	藏	藏	吉	平	太	平	平	藏	平	藏	次	次	吉	藏	藏	松	吉	藏

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
長	松	山	勢	同	新	中	石	三	森	北	原	馬	三	堀	尾	金	細	中	板
谷	尾	本	川	辨	藤	川	田	宅	本	岡	田	郷	木	川	形	高	川	川	東
折	清	源	萬	保	重	仲	由	庄	筆	孫	喜	良	岸	市	力	早	十	島	藤
藏	郎	郎	藏	吉	平	藏	太	太	作	吉	平	平	太	太	藏	藏	藏	郎	藏

二八八

同村明治八年戸籍の内には次の如く見えて居る

工	工	工	工	工	工	同	同	工	同	商	同	同	工	商	工	藍	同	同	商
藤	大	福	藤	笠	藤	村	武	市	小	武	佐	今	森	内	齋	安	佐	安	森
田	鹽	岡	本	本	野	本	川	原	竹	岡	々	山	田	藤	藤	部	藤	部	本
力	谷	美	茂	照	光	又	龜	虎	荒	竹	木	多	伊	庄	森	官	龜	省	源
太	藏	治	市	藏	郎	平	藏	太	藏	郎	平	吉	平	藏	藏	平	郎	郎	助

工	同	工	同	同	同	同	同	同	工	同	同	同	工	同	工	商	同	商	同
細	西	高	樋	樋	德	細	笹	同	井	筒	吉	前	加	富	立	德	上	長	石
江	岡	田	口	口	川	川	山		内	井	田	川	藤	本	川	竹	田	瀬	川
官	益	喜	治	政	馬	薰	幸	松	增	萬	五	八	百	貞	源	龜	源	貫	增
平	郎	郎	郎	吉	吉	治	太		藏	吉	郎	郎	藏	吉	藏	藏	吉	一	吉

と見え

紺	造	荒	大	桶	荒	料	味	紺	絞	商	髮	古	宿	荒	煮	宿	菓	船
屋	酒	物	工	工	物	理	噌	屋	油		手	買	屋	物	菜	屋	子	乘
元	伊	尾	岡	大	桶	戸	山	雲	東	加	板	石	松	三	志	近	葛	田
木	勢	形	島	北	彌	井	住	宮	谷	藤	東	本	本	笠	賀	藤	谷	中
傳	五	理	喜	熊	三	又	庄	治	多	虎	清	文	市	清	宮	仲	初	竹
藏	平	助	平	吉	郎	平	平	郎	平	藏	藏	助	藏	吉	郎	藏	郎	藏

瀬 詰 村 (二)

鑑	商	荒	質	伯	紺	桶	大	大	造	鍛	藍	桶	紺	宿	傘	造	紺
鈍	物	物	太	樂	屋	工	工	工	酒	冶	玉	工	屋	屋	張	酒	屋
屋		綿	物	屋	工	工	工	玉	藍	冶	玉	工	屋	屋	張	酒	屋
湊	三	宮	戸	桑	佐	桑	麻	下	伊	河	結	大	麻	大	椿	板	山
石	谷	島	井	原	竹	村	山	楠	勢	村	城	北	山	北	木	東	田
伊	辰	榮	快	淺	定	菊	澤	辰	武	伊	真	馬	儀	之	真	庄	幸
助	藏	藏	郎	藏	助	藏	藏	次	郎	丞	平	藏	平	藏	吉	郎	平

同工工同同商同工同商工同同同同同同同同同工

北野利左工門 高木彌藏 中倉崎藏 佐藤廣治 同市清藏 同品佐藏 妹尾藤平 住友源郎 住友增治 森本楠太 藤田庄勝 松田和太 尾島森藏 住友石藏 高鍋織藏 長谷應藏 西谷五藏 松尾清太郎 石田仲太郎 山本德三郎

同商工商同同工商同同商商同同同同同同同同

二九三 松田キナ 佐藤龜藏 中倉龜藏 住友ム郎 藏本鹿三郎 平野岩吉 住友辰三郎 佐藤平治兵衛 同磯三郎 住友甚三郎 同友官藏 住友春之助 德永善助 筭井榮助 住友川榮藏 堀川岸太郎 高橋權治 高鍋初太郎 西本彌八郎 岡本品藏 長谷槌藏

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

高田芳太郎 倉山龜藏 勢川萬藏 新藤儀平 中川龜藏 藤田伊勢太 三宅由太 森本庄作 北岡助右門 原田雪藏 山本佐平 佐川崎市藏 尾崎高力藏 金田小助藏 田立勝藏 早川久松 坂東藤吉 橋立虎吉 佐々木初藏 長濱陣太郎

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

三九二 淺田源三郎 笠井熊藏 同辨吉藏 勢川梅吉 笹山清吉 中川正吉 加藤太郎 高木利平 北岡久米藏 西尾尉平 馬郷喜平 三木竜太 黑田壽藏 朝川國藏 坂卷嘉藏 坂東島藏 早瀬廣藏 赤川元藏 佐々木勝太郎 正木定治 市原市藏

金物商 齋系問屋 土木請負業
 藥種商
 醬油酢商
 瀬戸物商 徳島日々新聞支局
 種物建具商 荒物
 雜貨商
 おもちや
 酒肴うどん
 菓子商
 金物商
 齒科醫
 米穀肥料
 藥種商 づるがや
 米穀肥料
 菓子八百物商
 小間物屋
 石工
 海産物商
 戸井旅館 工手安 文次郎 祖父安三郎 始む
 按摩

鴻野彌平
 岡本熊次郎
 松家友三郎
 立川儀十郎
 尾形藤右工
 佐藤藤
 金子常太
 杉本治
 天王治
 梯藤之
 伊藤藤
 近藤居
 新島邦太
 宮山俊
 大泉和
 宮本小三
 石井崎
 戸井孫次郎
 玉井
 寒川正一兵衛

以上の外瀬詰から来て山崎校小使内の尺間を借り受け小間物負賣行商の富本ケイの如きもある
 大字瀬詰では

菓子商
 飲食店
 ユニオン食堂
 うごん
 中野飲食店
 井戸側コンクリート製造販賣 武市出張所
 菓子酒類店
 八百物煙草賣捌
 菓子精米煉炭製造
 大工製造物販賣業
 原田支度酒肴うどん
 菓子店
 製材所
 飲食店
 時計販賣修繕
 角五呉服反物荒物
 青物商
 料理兼商人宿
 斬髮商

麻山重平
 湊石ハヤカ
 立川文雄
 堤佐次郎
 中野ミツ
 武市森太郎主任 職工補助 大島和二
 加藤利平
 石川喜代
 加藤貴録
 岡田勘兵衛
 原田キヨ
 尾形忠藏
 横山義雪
 吉田マキ
 住友菊一
 内藤五平
 武市藤増
 住友市増
 濱田タキ
 登

自轉車
 菓子商
 煙草玩具品
 支度御宿
 旅館料理仕出し
 青物商
 菓子商
 鍛冶
 荒物商
 うどん酒肴
 助産婦
 醬油製造場
 煙草雜貨店
 履物反物店
 賣藥受賣
 賣藥受賣鹽煙草日用品
 菓子下駄
 賣藥受賣水車業
 荒物雜貨煙草
 小間物雜貨酒類
 うどんや きらくや

眞鍋傳藏
 美馬増吉
 桐野友吉
 中田清吉
 横田文次
 稻末吉之助
 加藤虎平
 寺本松吉
 西坂熊次
 岡田キミコ
 林マサミ
 平野延一
 加藤新平
 石川勝一
 泉野恒吉
 高原野麻一
 高田九郎兵衛
 戸田幸兵衛
 長瀬幸助
 大山タケス
 細川ヤス

鍛冶
 斬髮
 自轉車 古物商
 文具雜貨店
 復歸住職
 瀬詰村の産にして一旦他に出て住職して居たものが歸村した様子が瀬詰村明治八年戸籍の内に次の如く見えて居る

瀬詰村三百二十五番地同居借宅 父那賀郡平島村平民新五郎次男
 明治十三年十月廿一日兵庫縣攝津國有馬郡三田町百六十八番ニ居住ス
 嘉永四辛亥年十二月十七日生 河井義 豊 當申三拾三
 同町眞言宗光明寺住職 同十五年十二月十九日光明寺住職
 辭職ニ付歸俗ス
 明治十五年一月十五日當村三百二十五番地樋口萬吉方同居借宅轉住ス
 僧教導職試補

造酒家

昔は造酒家に制限があつて酒株を持ち酒札を掛けねば出来なんだ其酒株は阿波國郷分株が三百三株に極つて居つて醸造したいと思つたものは此有限の酒株範圍で融通を附けねばならなんだそれで表面上では質物として取るゝか親類であるから譲つて貰ふといふやうな工風で以て自分の内に藩より下つた酒株のないものは夫れを利用して店頭にかけて醸造するとかいふ風になければ本町内には山崎に古い酒屋があつた夫れは別頁掲げた義子の處を讀んだから慥に別るが何といふ者が何時頃して居つたか今から詮議が着かんで阿波藩時代の處に出すを得な

つたが瀬詰の森直平方を地方で古酒屋と呼んで居るといふのは河波藩時代の酒屋であつたと思ふが何時頃誰が何
ういふ株を持つて何石免許でといふ迄別らんと詮議の限りでない古い酒屋であつたといふ位で預りとして既に述
べたる如く明治維新以前の造酒家には免許の石数が夫々極つて居つたのが明治二年己十二月民部省から
造酒之義ニ付而ハ前々モ相觸レ有之候處當年之義ハ諸國石限何處ニモ一般不作米價沸騰ニ及ビ下民難澁多ク
候間向後及沙汰候迄ハ免許高之内三分ノ一造ト相心得可申萬一心得違之者有之通達密造等之所業致候者有之
候ハ遂吟味醸酒並造道具取押當人ハ勿論從人共迄嚴罰之處分可申付候間其旨相心得堅ク相守可申者也
右之趣諸府藩縣不洩様觸知取締行届候様可致事

己 十二月

民 部 省

と布告があつたので牧民所からは各郡大庄屋及び與頭庄屋に宛て組内の造酒家に移達せしめ夫々承知の受書を取
らせ牧民所へ送らせたる事實は處々で認むる處である其頃開いて居つたか何うかは二段に置いて廢藩置縣の後間
もなく見えたる造酒家は明治五壬申年五大區四小區瀬詰山崎村戸籍の内に見えたる酒屋は次の如くである

百番屋敷居住

神官

商造酒

阿 倍 省 三 郎
壬申年 四拾壹

明治五年申十一月廿三日死

父 豊

年 三 拾 四 郎

(中 畧)

長 男 彌

年 太 拾 壹 郎

同字は井筒屋と稱して居つた(下略)

明治五壬申年五大區三小區山崎村戸籍の内には

百四十六番屋敷居住

農 實父桑村龜井佐之助亡次男

商造酒藍玉養父半兵衛亡

伊 勢 五 平
壬申年 四拾七

長 男 啓

年 太 拾 貳 郎

と一軒見え

明治八年同村戸籍の内には

百六十七番屋敷居住

伊 勢 武 三 郎
乙亥年 四拾三

父 隱居 磯

年 六 拾 八 助

(中 畧)

長 男 長

年 十 三 郎

當村百三十八番地持家へ分家ス明治十一年三月十日 次 男 増

(下 畧)

年 拾 貳 助

と見え又

農商造酒
實父當郡種野山農杉村春治次男
養父農泰助亡

坂 東 庄 三 郎
乙 亥 年 貳 拾 八
祖 父 隱 居 庄 左 工 門
年 七 拾 五

(下 畧)

と見えて居る又明治十二年頃には住吉屋こと糸田川節三郎、大西彌三郎(御家)等も造つて居つたが昭和三年の今となつては山崎で醸造して居るものは山利一軒ばかりとなつて居る
山利即ち林平方は先代林平が本家即ち明治八年戸籍に造酒家と見えたる伊勢武三郎の末子であるので明治廿九年に分家するのと共に酒屋の株を別けて貰ふて醸酒仕出したもので當代林平其後を繼いで酒銘四國鶴と流霞の二口で年平均五百石内外を造つて居る
現在瀬詰で造酒家といへば湯立に山利一軒あるのみである山利は樋口邦好方で同家は明治三十三年開業して今では清酒芳越正宗味淋涎付の酒銘で年々三百石を造つて居る

國 勢 調 査

第 一 回

國勢調査ハ國家社會ノ實況ヲ調ヘ其國ニ於ケル社會組織ノ内交ト國民生活ノ實況ヲ審ニシ政治ノ基礎ヲ作ル爲メニ全國一齊ニ一人一人ニ就テ實地ノ調査ヲ行フノデ國家ノ繁榮國民ノ幸福ヲ計ル目的ニシテ國家ノ制度ヤ社會組

織ヲ整頓シ行政施設産業經營ノ基本ヲ作ル唯一方法ニシテ文明諸外國ニハ舉テ調査ヲ行テ居ルガ我日本デハ今回初メテ大正九年十月一日午前零時全國一齊ニ行フタ

調査區域及調査委員

- 第一號 大字山崎學村界ヨリ南鐵道線路ニ沿ヒ伊月小路里道ヨリ志賀大藏西手ヲ北へ堤防ニ至ル
須 藤 喜 平
- 第二號 大字山崎東村界ヨリ北線路ニ沿ヒ唐橋君一西手ヲ南へ池上眞一裏ヲ西へ花崎徳男西手ヲ南ニ至ル
田 中 柳 助
- 第三號 大字山崎村忌部山里道へ桑原利平東手道ヲ北へ鐵道ニ沿ヒ三谷直平外辻ヲ西へ上田與平西南へ加藤秀市西手ヲ經テ細谷澤之丞西手ヲ南へ至ル
三 谷 直 平
- 第四號 大字山崎井隅宇平前辻ヲ北へ鐵道ヲ東へ伊月小路ヲ北へ第一區ト界シ西ハ石燈籠へ南、桑原莊平前辻ニ至ル
桑 原 覺 治
- 第五號 伊勢林平西手道路ヲ南へ戸井又平裏角、西へ伊藤文八裏三ツ辻北へ藤川勝右工門東手ヲ北へ堤防ニ至ル
重 本 榮 助
- 第六號 大字山崎戸井又平裏辻ヨリ伊藤文八裏へ見通シ金勝寺前ニ至リ東ハ戸井又平西手ヨリ南へ第三區ト界ス
雲 宮 昇 太 郎
- 第七號 大字山崎橋本仁三郎西手ヲ南へ至リ鐵道線ニ沿ヒ西へ笠井喜三郎西手ヲ堤防ニ至ル
大 西 秀 二 郎
- 第八號 東ハ第七區ト界シ鐵道線ヲ西へ大字瀬詰ニ至ル迄及堤外全部
富 本 市 郎
- 第九號 大字瀬詰村字長尾及大字山崎字坂田祇園全部及鐵道南西麓全部
三 谷 豐 三 郎

第一〇號 大字瀨詰村字青木古城菰池以南三山村界迄全部
 第一一號 大字瀨詰村字湯立北島大塚全部
 第一二號 大字瀨詰字安樂寺全部
 第一三號 湯立橋ヨリ縣道ニ至ル以西ヨリ西喜來道手元及以西ノ字花川全部
 第一四號 大字瀨詰字道元濱内藤勘五郎裏道ヨリ西篠塚サダ迄以西全部
 第一五號 大字瀨詰字喜來岸ノ上全部及其以西南前川全部
 第一六號 大字瀨詰字小塚南原全部其以南前川全部
 第一七號 大字瀨詰字北村諏訪ノ久保全部
 第一八號 大字瀨詰船戶全部

山本芳一
 樋口久平
 新藤
 石川亮
 石川伊三
 堯元賢一郎
 安部正平
 石川茂平
 内藤丈平

市町村要計表

番 號	申 告 書 通 數	人		計	番 號	申 告 書 通 數	人		計
		男	女				男	女	
一	三九	七六	九一	一六七	七	八三	一七〇	一六〇	三三〇
二	五〇	一二七	一三一	二五八	八	五〇	三一	一〇六	二二七
三	四九	一一〇	一一九	二二九	九	五〇	一一七	一一七	三三四
四	七五	一六一	一五六	三二七	〇	三九	九〇	八四	一七四
五	七三	一四〇	一五四	二九四	一	八四	二一四	二四一	四五五
六	五四	一二一	一四六	二六七	二	七三	一七三	二〇六	三七九
合計	三九	八六	一一三	一九九	一七	三一	九六	八七	一八三
合計	三九	八六	一一三	一九九	一七	三一	九六	八七	一八三

國勢調査事務従事者

番 號	申 告 書 通 數	男	女	計	番 號	申 告 書 通 數	男	女	計
一	三九	七六	九一	一六七	七	八三	一七〇	一六〇	三三〇
二	五〇	一二七	一三一	二五八	八	五〇	三一	一〇六	二二七
三	四九	一一〇	一一九	二二九	九	五〇	一一七	一一七	三三四
四	七五	一六一	一五六	三二七	〇	三九	九〇	八四	一七四
五	七三	一四〇	一五四	二九四	一	八四	二一四	二四一	四五五
六	五四	一二一	一四六	二六七	二	七三	一七三	二〇六	三七九
合計	三九	八六	一一三	一九九	一七	三一	九六	八七	一八三
合計	三九	八六	一一三	一九九	一七	三一	九六	八七	一八三

村長 結城茂八郎
 助役 安部武義
 収入役 塩田貞平
 書記 住友惣四郎
 同 眞田文平

國勢調査ニ要セシ費用

一金四百九拾圓參拾壹錢也

國勢調査ヲ行フニ付テナセシ事項

一、町村ニ於テ行ヒタル宣傳方法

調査員ニ對シ貳日間訓練及實地豫習ヲ行ヒ各受持區ニ於テ各世帯ニ對シ懇篤指示シ且ツ本村六ヶ所ニ於テハ在郷軍人分會並ニ青年會ト協力講演會ヲ開催シ青年團員餘興劇(國勢調査類似)ヲナシ聽講多數ニシテ大ニ普及徹底ニ努メタリ兩小學校ニ於テハ大字毎ニ旗行列ヲ舉行シ國調唱歌ヲ歌ヒ世帯洩ナク周知ニ努メ印刷物ハ縣ヨリ注意並ニ申告書下書用組ヲ配付セリ

一、調査區平均世帯數及最多最少
 平均世帯數五十三戶(五拾五入)最多區ハ八十四戶最少區三十一戶

一、實查ニ際シ特ニ困難ナリシコト

實查ニ際シ大ナル困難ヲ認メザリシモ申告者ニ於テハ記入範圍ヲ熟讀セサルモノアリ誤謬ヲ來ス虞アリ
依テ申告下書ヲ配付シタルヲ以テ其面目ヲ改メタリ第二職業上ニ於ケル地位ニ於テ本業及副業上各種職
業ヲ有スルモノニ於テハ申告者ニ於テ了解セザリシ事ナリ

一、一般國民ヨリ受ケタル援助ノ方法
小學校教員在郷軍人分會青年團員村有志等大ニ宣傳應援セラレタリ

一、國勢調査員慰勞方法

各區ニ對シ金拾七圓宛手當ヲ支給シ集會ノ際ハ賄ヲナシ終了後記念撮影トナシ各人ニ分配セシ(手當ノ
内ニテ)

第二回

大正十四年十月一日現在ニ依リ調査ヲ行フタリ

調査區域及調査員

番號	區域	氏名
第一號	區域前同様	森山彌三郎
第二號		田中利雄
第三號		上田永一
第四號		三河豐市
第五號		佐竹豐市
第六號		雲宮昇三郎
第七號		藤川泰助
第八號		立川儀十郎
第九號		梯川儀十郎

- 第一〇號
- 第一一號
- 第一二號
- 第一三號
- 第一四號
- 第一五號
- 第一六號
- 第一七號
- 第一八號

國勢調査結果表

世帶總數 九百六十戸
 人員實數 四千七百五十人
 男二千三百三十八人
 女二千四百三十八人

內譯

未

有配偶

死別

離別

計女男
一、一九六二
二、三〇八

計女男
一、九六三
二、九五四

計女男
一、三三四
二、八一五

計女男
一、三〇三
二、七〇三

市町村要計表

番號	世帶數	人員	番號	世帶數	人員
一	四五	男 八四 女 一〇九	二	五七	男 一三七 女 一二五
三	四八	男 一〇一 女 一二〇	四	七八	男 一七四 女 一六五
		計數			計數
		一九三			二五二
		二二一			三三九

五	七五	一四八	一六二	三一〇	六	四九	一二〇	一四三	二六三
七	七五	一七〇	一七五	三四五	八	五四	一三七	一三七	二七四
九	五〇	一二二	一一三	二三五	一〇	三九	九五	八九	一八四
一	九二	二二五	二四三	四六八	一二	六八	一八二	一七七	三五九
一三	四四	九八	一二八	二二六	一四	三五	八八	九三	一八一
一五	五五	一四六	一六〇	三〇六	一六	三〇	九一	一〇〇	一九一
一七	三五	一〇七	一〇八	二一五	一八	三一	八七	九一	一七八
合計	九六〇	二、三一二	二、四三八	四、七五〇					

國勢調査ニ従事セル町吏員

町長 安部 武義
 助役 重部 榮助
 収入役 鹽田 貞平
 書記 住友 惣四郎
 同 森 本 文 平
 同 宮 本 本 興
 同 同 同 同

調査ニ要セシ費用

- 一金貳百五十圓也
- 一、第一回國勢調査ノ際其目的ヲ充分宣傳シ町民一般理解セルニ依リ著シキ宣傳ヲ要セザリシ
- 一、調査員ニ對シテハ紀念品ヲ贈呈シ従事員全部紀念撮影ヲナセリ

道路交通

阿波國郡村誌中麻植郡の部に見えたる山崎瀨詰兩村内の道路は次の如くである

道路

德島往還 舊貳等道路 本村東ノ方學村境ヨリ西ノ方瀨詰村境ニ至ル長拾七町幅壹間壹尺
 村道 舊三等道路 本村西ノ方西ノ久保ヨリ貳等道路ヨリ分レ東ノ方學村境ニ至ル長拾七町幅壹間壹尺
 村道 舊三等道路 本村南ノ方舊三等道路ヨリ分レ南ノ方種野山村境ニ至ル長拾町幅壹間壹尺
 其他支道拾條アリ細徑ニ屬ス

道路

德島往還 舊貳等道路 本村東ノ方山崎村境ヨリ西ノ方川田村境ニ至ル長拾八町貳拾三間貳尺
 村道 舊三等道路 本村南ノ方種野山村境ヨリ北ノ方阿波郡伊澤村境ニ至ル長貳拾七町三間幅壹間壹尺
 其他支道七條アリ耕路ニ屬ス

以上の道路は明治維新後間もない時代の有様で云はゞ阿波藩時代の造物であつて交通不便の様子が自から見えて居る

以上の如き交通不便は道路も昭和三年の今となつては上に見えたる德島往還は舊貳等道路の時代に道幅二間二尺であつたのが縣道伊豫街道と更つて來た外新な縣道も出來次の如くなつて居る

- 山崎 瀨詰 町 昭和三年四月一日現在
- 道路德島池田線(縣道)東の方學島村境より西の方川田村境に至る
- 一縣道 伊豫街道湯立驛ヨリ瀨詰村渡場ニ至ル長三十五町二十四間三尺
- 一縣道 湯立眞重線 中央テ東西ニ通ス
- 一同 山瀨中枝東山線 自山瀨町役場前 至三山村ヲ經テ中枝村及東山村

一町道 山瀬伊澤線 自縣道螢橋北岸 至瀬詰渡船場
一同 大字山崎中央線 自町役場前 至縣道ノ南ヲ學村
一同 山瀬川田麥原線 自大字瀬詰安堂寺南 至川田村界

以上の如くに新縣道なる湯立眞重線は伊澤を渡つて阿波郡伊澤村に至り彼よりは湯立驛に出て來る至便を得て交通頗る便利となつて來た

山瀬中枝東山線は亦昔の不便はなくなつて相互交通に便利となつて來た
以上の外上に述べたる縣道外に町道も大いに改修せられたは上に見えたる如くにして昔の不便を除き去るに至つたは文化發展の賜である

山川渡場橋梁

阿波國郡村誌中麻植郡の部に見えたる山崎瀬詰兩村内の山川渡場橋梁等は次の如くである

山崎村

山 忌部山 高凡貳町周廻詳ナラス本村南ノ方ニアリ嶺上ヨリ三分シ南ハ種野山村ニ屬ス東ハ學村ニ屬シ北ハ本村ニ屬ス山脈東ハ學山ニ連ル樹木ハ生セス登山二條アリ一ハ本村南ノ方城池ヨリ字下楠及ヒ城山ヲ經テ上ル長貳拾四町險ナリ一ハ本村巽ノ方日鷲谷ヨリ字宗石ヲ經テ上ル長貳拾六町險ナリ溪水三條アリ一ヲ日鷲谷ト云東北ニ流レテ岩戸池ニ入ル長五町貳拾間一ヲ天狗谷ト云フ東北ニ流レテ岩戸池ニ入ル長五町貳拾間スベテ平常水少シ霖雨ノ時水多シ

瀬詰村

山 浦山 高凡壹町周廻詳ナラス本村南ノ方ニアリ嶺上ヨリ二分シ南ハ種野山村ニ屬シ北ハ本村ニ屬ス山脈東方忌部山ニ連ル樹木疎生登路一條アリ此麓ヨリ上ル長七町嶮ナリ溪水一條山神谷トイフ北ニ流レ川田川ニ入ル長七町水少シ田若干ヲ養フ
(備考) 以上の山は高越山系誤認せられて居つたが今は高越山と共に石槌山脈系に屬して居ることゝなつて

居る

山崎村

川 吉野川 舊貳等川 深處五尺淺處貳尺水清淡ニシテ流急ナリ舟筏通ス本村西ノ方瀬詰村阿波郡伊澤村ノ間ヨリ東ニ流レ學村及阿波郡勝命村ノ間ニ入ル長三拾町幅四拾間

川 田谷 (稜川トモ云フ) 深所三尺淺所壹尺五寸平常ハ水少クシテ舟筏通セス霖雨毎ニ洪水アリ本村西ノ方川田村瀬詰村ノ間ヨリ來リ東流シ學村ニ入ル長拾八町幅貳拾間梅雨ノ頃大ナ螢ヲ生ス山崎螢ノ替稱アリ

惡水溝 本村南ノ方城池ヨリ發シ東ニ流レ學村ニ入ル長拾五町幅五尺

瀬詰村

川 吉野川 舊二等川 深所貳間貳尺淺所三尺水清淡ニシテ流急ナリ舟筏通シ堤防アリ本村乾ノ方川田村阿波郡東林村ノ間ヨリ來リ長ノ方山崎村阿波郡伊澤村ノ間ニ入ル長壹里拾貳町幅八町

川 田川 (螢川トモ云フ) 深所壹間貳尺淺所壹尺五寸水清淡ニシテ流急ナラス舟筏通セス本村西ノ方川田村ヨリ來リ東ノ方山崎村ニ入ル長貳拾五町幅貳拾八間

古 川 平時無水本村乾ノ方吉野川ヨリ西ノ方川田川ニ通ス霖雨ノ節ハ通水ハ長四町幅拾五間堤防アリ

瀬 詰 渡 舊三等道路ニ屬ス 本村元標ヨリ北ノ方拾貳町ニシテ吉野川中流ニアリ水淺ク幅五拾間舟貳艘私渡

衣 笠 橋 舊二等道路ニ屬ス 本村元標ヨリ西ノ方五町ニシテ川田川下流ニ架ス長拾貳間幅四尺石造

螢 橋 舊貳等道路ニ屬ス 本村元標ヨリ東ノ方八町川田川下流ニ架ス長拾八間幅四尺木造

郵便局

明治七年一月一日山崎村字西久保四百八十二番地に山崎郵便取扱を設置した當時の郵便取扱人は伊勢五平にして